

シリーズ 多言語・多文化協働実践研究

16

【コミュニティ通訳研究会】11-12年度報告

「相談通訳」における コミュニティ通訳の役割と専門性

協働実践研究プログラムとは



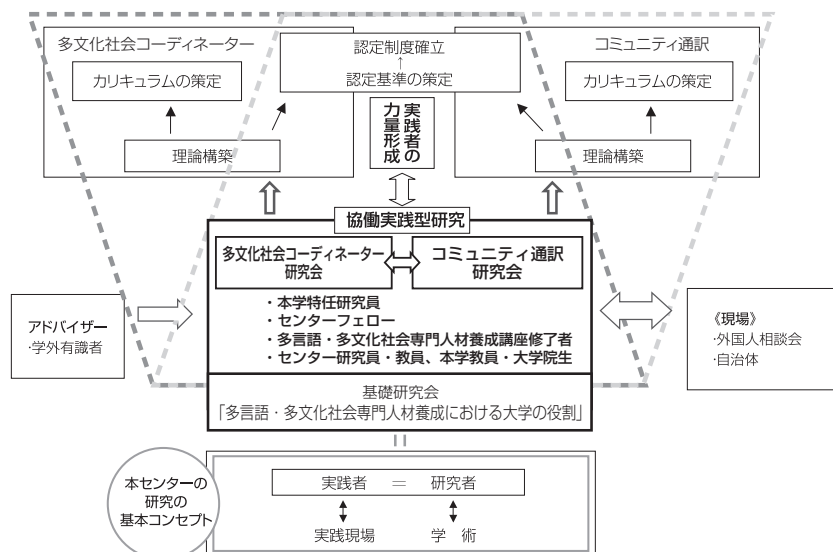
東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターの協働実践研究プログラムは、日本社会の多言語・多文化化により生起する問題の解決に向けて、実践者と研究者がそれぞれの専門知を持ち寄り、協働で取り組む「協働実践型研究」であることを最大の特徴とします。2010年度までの5年間は、日本の多文化化の問題解決に向けて実践と研究を切り離すことなく活動を進めてきました。その中から浮かび上がってきた課題の1つが、多文化社会の問題解決に寄与できる専門的人材の養成です。2011年度からは「協働実践型研究プログラム」として「多文化社会コーディネーター」および「コミュニティ通訳」に焦点をあて、専門職を養成する講座を開講しながら、そのあり方について次の3つの分野で研究を推進しています。

1. 多文化社会コーディネーター研究
2. コミュニティ通訳研究
3. 基礎研究「多言語・多文化社会専門人材養成における大学の役割」

多文化社会コーディネーター研究およびコミュニティ通訳研究では、養成すべき人材像の方向づけばかりでなく、専門職としてのあり方や認定制度について検討します。

またこれら2つの専門人材養成に関わる研究を支える基礎研究として、「多言語・多文化社会専門人材養成における大学の役割」をテーマに多言語・多文化化の進む日本社会において専門知、とりわけその創出・普及にかかわる高等教育機関がどのような貢献ができるかを探求することを目的とします。

【協働実践型研究プログラムイメージ図】



シリーズ

多言語・多文化
協働実践研究

16

【コミュニティ通訳研究会】
11-12年度報告

「相談通訳」における コミュニティ通訳の役割と専門性

■ シリーズの刊行について ■

本センターでは、2006年から日本の多文化社会の課題解決に向けて研究者と実践者が協働で実践研究を行ってきました。2010年度までの研究成果は「シリーズ多言語・多文化協働実践研究」1～14、および別冊1～3として刊行しています（裏表紙に一覧があります）。

2011年度からは過去5年間の成果をベースに、多文化社会の課題解決に寄与できる専門人材に焦点をあてて研究を行っています。その成果を「シリーズ多言語・多文化協働実践研究」で引き続き刊行することになりました。2012年発行のシリーズ15と併せてご覧いただければ幸いです。

「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の役割と専門性

はじめに	青山 亨 …… 3
序	内藤 稔 …… 8

第1部 「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の役割と専門性

問題解決に寄与するコミュニティ通訳の役割と専門職養成の取り組み —「相談通訳」の観点から	杉澤絳子 …… 12
「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の専門性	内藤 稔 …… 31

第2部 実践から見えてきたコミュニティ通訳における専門性とは—「橋渡し」を視点に

(コミュニティ通訳協働実践型研究会メンバー6名による共同執筆)

問題の解決につなげる「橋渡し」	岩田久美 …… 58
「橋渡し」のための専門性—暗黙知の蓄積と実践	江口佳子 …… 63
ブラジル人コミュニティにおけるコミュニティ通訳	佐藤エバートン文雄 …… 68
文化習慣的差異を埋めるコミュニティ通訳とは	名倉貴之 …… 75
コミュニティ通訳の「つなぐ」行為にみる橋渡しとは	三木紅虹 …… 82
対人援助場面に求められるコミュニティ通訳の専門性	宮城京子 …… 89

第3部 コミュニティ通訳の必要性—司法と医療の専門領域の視点から

法律相談におけるコミュニティ通訳の必要性	指宿昭一 …… 96
精神医療におけるコミュニティ通訳の必要性	阿部 裕 …… 105

資料

・多言語・多文化社会専門人材養成講座コミュニティ通訳コース内容	…… 116
・コミュニティ通訳紹介制度について	…… 118
・コミュニティ通訳紹介制度に関する申し合わせ	…… 119
・コミュニティ通訳活動実績	…… 120
・コミュニティ通訳研究会活動記録	…… 121
・執筆者プロフィール	…… 129

はじめに



青山 亨

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター長

多言語・多文化教育研究センターは、2011年から新しく5年間のプロジェクトとして「多文化社会人材養成プロジェクト」を立ち上げ、その一環としてコミュニティ通訳協働実践型研究会を数回にわたって開催し、コミュニティ通訳のあり方について検討を重ねてきました。ここにお届けする「多言語・多文化協働実践研究」シリーズの第16巻はこの研究会の2年間にわたる研究成果を取りまとめたものです。

コミュニティ通訳というまだ耳慣れない専門職が必要とされている背景には、1990年代に入って急速に進んだ日本社会の多言語・多文化化があります。1989年に改正された出入国管理及び難民認定法が1990年に施行されて「定住者」の在留資格が新設されたことを契機に、日系南米人を中心にニューカマーの来日、定住が増加しました。1990年に外国人登録者数は初めて100万人を超え、2005年にはついに200万人に達しました。

1989年とその20年後の2009年の外国人登録者の統計を比較してみると、この20年間に起きた変化が数の増加だけではないことがよく分かります。まず、それ以前に最多数だった韓国・朝鮮籍の数が5分の4になっており、統計上でオールドカマーの割合の減少が進みました。逆に増加率が大きかったのはブラジル籍

の18.4倍とペルー籍の13.9倍で、ニューカマーの中で日系南米人の増加が多かったことを示しています。現在最多数を占める中国籍の増加率が4.9倍であることと比べても、この増加率がいかに高いかが分かります。南米の2カ国に続く増加率を示しているのが、インドネシア(9.2倍)、インド(7.8倍)、タイ(7.7倍)、ベトナム(6.5倍)、フィリピン(5.4倍)などのアジアの国々、とりわけ東南アジア諸国です。その一方で、1988年まで韓国・朝鮮、中国に次いで第3位だったアメリカは1989年にフィリピンに抜かれ、2009年の時点では第6位まで順位を下げています。このように、この20年間の変化の特徴は、オールドカマーの比率の低下と、非英語圏である南米・アジアを中心にした多様な国々からのニューカマーの増加と行うことができます。

外国人登録者数の増加は、居住地の多様化を伴っています。2011年末で都道府県別の登録者数がもっとも多いのが、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県首都圏で全体の38.6%、続いて大阪府、京都府、兵庫県の京阪神2府1県で17.1%、そして中京圏の愛知県で9.7%で、予想されることながら大都市圏を有する地域に65.4%の外国人が住んでいます。しかし、その他の地域にも35%(73万人)もの外国人が住んでいることに留意しなければなりません。ニューカマーを中心とする外国人住民が多数居住する市・町が結成した外国人集住都市会議には、群馬県の大泉町を初めとして人口に占める外国人の割合が5%を超える地方都市がいくつも含まれています。それまで外国人の数が少なかった地域であればあるほど、外国人の増加は大きなインパクトを与えることとなります。さらに、見過ごしてはならないことは、一般に大都市圏や地方の集住都市のように外国人の集住地域に関心が集まる傾向がありますが、それ以外の地域にも外国人が住んでいるということです。このように、日本社会の多言語・多文化化の現状を見ると、集住と散在の違いはあるにせよ、この20年間で2倍もの数の多様な背景をもつ外国人が全国津々浦に暮らすようになったことが分かります。

ホスト社会の中でマイノリティとして生きる外国人が直面する大きな問題群は「言葉の壁」、「制度の壁」、「心の壁」の3つの壁であることが指摘されています。その中でも、韓国・朝鮮国籍に代表されるように日本で生まれ育った世代が多数を占めるオールドカマーと比べて、人生の途中で日本に移り住んだニューカマーにとって、言語の壁の高さはひときわ高いものです。ホスト社会である日本社会の側も、多様な外国語に対応する十分な備えがありませんでした。様々な言語背景をもつニューカマーの増大と居住地の拡大が、これまで以上に、言語の壁の存在を際立たせたとと言えます。

地域に住む外国人にとって言語の壁は日常生活の隅々に存在します。普段の生活の中では空気のように意識にのぼらないことですが、地域の住民として暮らしを営むなかで、私たちは言葉によるコミュニケーションに頼っています。たとえば、引っ越し先の役所でもろもろの手続きの説明をしてもらうとき、学校の先生に子どもの様子を相談したいとき、近所の病院で気になる不調を医師に説明したいとき、職場の雇用条件について専門家に相談したいとき、いずれの場合も言語によるコミュニケーションが前提条件となっています。むろん外国人の場合はホスト社会の言語を学習することで言語コミュニケーションの能力を獲得していくことが可能ですが、そのためには学習機会の提供が必要となりますし、その効果が現れるのは一朝一夕のことではありません。

このような状況を背景として、地域の住民としての外国人とホスト社会である日本の社会を結ぶ橋渡しの役目を果たすことが期待されるのがコミュニティ通訳です。多言語・多文化教育研究センターでは、コミュニティ通訳は、行政、教育、医療、法律などの生活にかかわる多岐の分野において、個別言語の語学力と通訳（翻訳も含みます）の能力および日本社会の多言語・多文化化についての知識と理解を活用して、「壁」に直面している地域の外国人を、通訳という形で支援する仕事と規定しています。コミュニティ通訳が扱う言語には、英語に限らない多様な言語が含まれます。また、外国人と専門家の間に立って専門知識を持たない一般住民の視点をもつことが必要になります。その際には、単なる言葉の橋渡しに留まらない、文化の橋渡しが欠かせません。その上で、個人の権利を守り、プライバシーについて守秘する倫理意識が要求されます。コミュニティ通訳には、会議通訳のように脚光を浴びる機会は少ないかもしれませんが、会議通訳に劣らない力量が求められますし、外国人1人ひとりの生活を支えるという大切な役割があると言えます。

コミュニティ通訳の数は増加する外国人の数に比べて十分ではなく、量と質ともに向上していく必要があります。コミュニティ通訳の数を増やしていくためには、通訳としての能力に加えて多言語・多文化化についての知識と多様な個別の言語の語学力をもった人材を養成する必要があります。さらに、通訳の質を保証し、職業としてのコミュニティ通訳を成り立たせていくために、コミュニティ通訳としての技能を客観的に認定する仕組みが求められます。このような養成と認定の仕組みを整備して初めて、高い専門性をもったコミュニティ通訳の数を増やしていくことができます。

外国語を専門的に教育する大学には、コミュニティ通訳に相応しい人材を養成

する教育機関としての役割を果たす大きな期待がかけられています。27言語（2012年現在）の教育と研究を行っている東京外国語大学では、1897年の創立以来、外国語を通じて世界の文化と社会を理解する教育と研究を進めてきましたが、グローバル化にともなう日本国内の多言語・多文化化とそれにとまなう問題の顕在化を踏まえて、こうした問題に大学として対応することを目的として2006年に多言語・多文化教育研究センターを設立しました。振り返ってみれば2006年という年は、日本に住むニューカマーとオールドカマーの数が逆転した時期でした。2005年は外国人登録者の数が200万人を越え、ブラジル国籍の登録者数が30万人を越えた年でしたし、2007年は中国国籍の登録者数が韓国・朝鮮国籍を越えて最多になった年です。このような時期に多言語・多文化教育研究センターが設立されたことは、時代の変化に応える大学としての責務を果たしたと言えるでしょう。

多言語・多文化教育研究センターは、2006年度から2010年度までの第1期では「多言語・多文化教育研究プロジェクト」のもとで国内の多言語・多文化化の問題把握に取り組み、2011年度に始まる第2期では「多文化社会人材養成プロジェクト」のもとで大学の27言語の教育・研究活動と連携しながら、多文化社会を担う専門人材の養成に取り組んでいます。センターでは教育・研究・社会連携の3つの活動の柱を立てていますが、なかでもコミュニティ通訳の養成においてとりわけ重要な役割を担っているのが、社会人リカレント教育をおこなう社会連携活動です。

センターによるコミュニティ通訳の養成は第1期プロジェクトに遡ります。2007年～2009年度に文科省からの委託事業「多文化社会コーディネーター養成プログラム」を実施し、多言語・多文化社会に求められる人材養成のプログラム開発に取り組みました。2008年から、多文化共生施策を担当する自治体職員、国際交流協会職員、企業の中堅スタッフ、小中高等学校の教員、地域日本語教室の指導者などを対象に、多文化社会コーディネーター養成講座を開始しました。さらに、2010年からは、東京外国語大学の社会人向け公開講座であるオープンアカデミーの枠組みに「多言語・多文化社会専門人材養成講座」という特別枠を新設し、それまで実施してきた多文化社会コーディネーター・コースに、外国につながる子どもの教育支援者、外国人相談における相談員や通訳者などを対象にしたコミュニティ通訳コースを新たに追加した2コースを開設しました。現在、コミュニティ通訳のコース修了者は1期生から3期生まであわせて60人になります。

養成講座では、コースを修了した者に対して、さらなる力量形成を図るための機会を用意しています。コミュニティ通訳コースの場合には、実践的な研修の場として弁護士会が開催する外国人ための相談会に通訳者として修了者を紹介しています。さらに、修了者とセンターの研究推進会議チームの教員などを中心メンバーとしてコミュニティ通訳協働実践型研究会を結成しました。毎回の研究会では、相談会での経験など、参加者自身が蓄積してきた通訳業務の経験を振り返ることにより、知見を共有し、コミュニティ通訳のあり方を再検討してきました。

研究会が最初の研究テーマとして取り上げたのが相談通訳活動です。コミュニティ通訳の主な分野として、行政、教育、医療、司法がありますが、これらの分野はいずれも専門性の高い分野です。しかし、コミュニティ通訳としての基本的な知識と技能に注目してみると、この4分野に共通した活動として相談通訳活動があることが見えてきました。言い換えれば、相談通訳活動の課題とそこで必要とされる専門性を明らかにしていけば、その上に個別分野の専門性を積み上げていくための基礎となる知識と技能が示されることが期待されます。読者の皆さんが手に取っているこの冊子はこのようなねらいで行われた研究会の活動の成果をまとめたものです。

これからのコミュニティ通訳の養成にあたっては、組織的な人材養成の仕組みや、認定制度も視野に入れた質の担保の仕組みを考えて行かなければなりません。課題はまだ山積みと言ってよいでしょう。この『「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の役割と専門性』という小冊子が日本におけるコミュニティ通訳の養成という大きな目標に向かって些かでも貢献することができれば、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターとしてこの上ない喜びと感じます。

序

「通訳」には、会議通訳を始め、商談通訳、放送通訳、芸能通訳、観光通訳など、実にさまざまな種類があるとされており、いずれも異なる言語・文化間のコミュニケーションを促進するうえで重要な役割を担っている。今後ますますグローバル化が進むとされるなか、通訳に求められる使命がより一層増していくことは想像に難くない。

日本社会においても、外から押し寄せてくるグローバル化の波に加え、いわゆる「内なる国際化」が進展して止まない。国内の少子高齢化や産業の空洞化等を背景に、国外からの労働力への依存が高まっているほか、さまざまな社会経済情勢の変容に伴い、日本で暮らす外国人の数は増加の一途をたどる傾向にある。こうした社会の多言語化・多文化化を背景に、昨今、日本においては「コミュニティ通訳」の存在がクローズアップされ、その必要性が富みに叫ばれるようになっていく。

通訳において、長い歴史を有し、一般的に広く知られる会議通訳が、外交や学術、ビジネスなどを目的に一時的に来日した外国人を対象とし、主に専門家間の円滑なコミュニケーションを図るのに対し、コミュニティ通訳はその役割に違いがある。コミュニティ通訳は、日本社会に暮らす外国人を対象とし、こうした外国人住民が生活のなかに抱える課題の解決にあたる専門家との間に立ち、橋渡しを務めることに特徴がある。国内の多文化化により生ずる課題が、今後さらに多様化、複雑化していくと考えられるなか、その解決に寄与する専門人材として、コミュニティ通訳が担うべき役割が増大していくに違いない。

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターでは、こうした実社会からのニーズに応えるため、「多言語・多文化社会専門人材養成講座」の一環として、2010年度より「コミュニティ通訳コース」を運営し、その養成にあたっている。また2011年度からは「コミュニティ通訳協働実践型研究会」を開催しており、コミュニティ通訳に求められる役割と専門性を軸に、本センターの研究推進会議チームメンバーとコース修了生による議論が重ねられている。

本冊は、コミュニティ通訳のなかでも、特に「相談通訳」に焦点をあて、その役割と専門性についてまとめたものであり、本研究会の2年間におよび活動成果となっている。

第1部では、これまでの研究会活動において主な研究対象としてきた相談通訳をコミュニティ通訳の一専門領域として、あらためて定義することとなった。こ

うした定義のもと、相談通訳の観点にもとづき、問題解決に寄与するコミュニティ通訳の役割と専門職養成の取り組みのあり方について杉澤が、また特に会議通訳との比較において抽出されるコミュニティ通訳独自の専門性について、両通訳領域における実践事例を軸に内藤が論ずる。

第2部では、研究会のメンバーであるコース修了生が各々、通訳現場での実践を通し、見えてきたコミュニティ通訳の専門性を考察したものである。センターでは、コミュニティ通訳を言語・文化的なマイノリティとしておかれている人たちを、通訳・翻訳面から支援し、ホスト社会につなげる「橋渡し役」を務めるとしており、研究会においては、こうした「橋渡し」の役割と、その際求められる専門性について、メンバー各自が実践事例を持ち寄り、検討してきた。今回は岩田、江口、佐藤、名倉、三木、宮城がメンバーを代表し、個々の視点にもとづき、論考の執筆にあたった。

このように第1部、第2部においては、研究会を構成するメンバーによる論の展開が図られているのに対し、第3部では、コミュニティ通訳とともに、日々業務にあたる外部の専門家の目を通したコミュニティ通訳の必要性が論じられている。今後コミュニティ通訳が専門性を高めていくためには、通訳者間でのみ、その有り様を検討していくのではなく、現場を共有する各専門領域の担い手との議論の積み重ねが肝要な要素となってくる。本冊では、まず、コース修了生がもっとも活動に携わる機会の多い法律相談において見られるコミュニティ通訳の必要性について、弁護士として、長きにわたり外国人相談にあたる指宿が論ずる。また今後は本センターがコース修了生に提供する通訳実践の場として、精神医療の現場が検討される。これは当初法律相談として相談会に訪れた外国人相談者が、実は精神的な疾患を発症しており、その後に精神科医による診療が必要となる場面が多々見られるためであるほか、それ以外にも、今後は外国につながる子どもたちやその親等を対象に、児童相談所などでコミュニティ通訳が心理面でのサポート業務に立ち会う機会も増えてくると考えられるためである。その観点からも、いま精神医療において、コミュニティ通訳の必要性がどうとらえられているのかを十全に把握しておくべきであり、多文化間精神医学を専門とする阿部による論考が、その役割を果たす。

こうした構成により、いま日本社会で求められているコミュニティ通訳の実像を多様な角度から探ることで、今後さらにさまざまな場において議論が進展していくことを願って止まない。そうした際、重要となってくるのが、いわゆる「理論と実践の融合」であろう。コミュニティ通訳の役割や専門性についての考察は、

単に「形式知」といった理論的な枠組みに沿ってのみ展開が可能となるわけではない。今後コミュニティ通訳のあるべき姿を探求していくにあたっては、通訳実践の現場における経験を蓄積し、それらを「実践知」として分析していくこともまた、その内実を明らかにしていくうえでは両輪をなす営為であると考えられる。

本冊がコミュニティ通訳という営みを広く考察していくうえで、何らかの参考の一助となれば幸甚である。

コミュニティ通訳研究会チーフ
内藤 稔

第1部

「相談通訳」における コミュニティ通訳の役割と専門性

問題解決に寄与するコミュニティ通訳の役割と専門職養成
の取り組み — 「相談通訳」の観点から

「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の専門性

問題解決に寄与するコミュニティ通訳 の役割と専門職養成の取り組み

—「相談通訳」の観点から



みち
杉澤 経子

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
プロジェクトコーディネーター

はじめに

「言語的マイノリティを通訳・翻訳面で支援することによってホスト社会につなげる橋渡し役」——東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター（以下、センター）では、コミュニティ通訳をこう定義して、2010年度から「多言語・多文化社会専門人材養成講座」¹（以下、養成講座）に「コミュニティ通訳コース」を新設し、コミュニティ通訳の養成を行っている。2012年度までの3年間に10言語61人が受講し、60人に修了証が授与された。そのうち55人（全10言語）がコミュニティ通訳として登録し活動を行っている。2010年10月～2013年2月の間に、10言語90件、延べ141人が法律相談や専門家相談会など実際の現場で通訳活動を、また、10言語20件、延べ44人が翻訳活動を行った。

筆者は、センターで養成講座の企画・運営や、社会連携活動として都内自治体や弁護士会等の外国人相談の現場に多言語通訳の送り出しなどを行っているが、本学に着任する前は、自治体が設置した国際交流協会の職員として1997年から外国人相談事業の企画・運営等、外国人住民施策に携わってきた。また、都内40団体で構成する東京外国人支援ネットワークの立ち上げに関わり²、各団体が持ち回りで開催する「都内リレー専門家相談会」の実施など、広域で対応できる

外国人相談の仕組みづくりにも注力してきた。

現場での相談事業に長年携わる中で感じてきたことは、専門家相談における通訳には高い専門性が求められるということである。弁護士や精神科医などの専門家はその分野の専門家ではあるが、言語・文化的側面および外国人特有の問題を包括的に理解している訳ではない。相談者が抱える問題の本質を見極め、問題の解決に貢献していくためには、通訳者が各専門家への橋渡し役となる必要があると考えてきた。そこで、センターでは、専門家相談および外国語相談窓口における通訳活動を「相談通訳」と位置づけ、コミュニティ通訳の1つの重要な活動分野として実践研究を行ってきた。

本稿では、自身の現場経験から得た視点も踏まえつつ、「相談通訳」に求められる専門職としてのコミュニティ通訳の役割について考察する。また、コミュニティ通訳の専門職化に向けたセンターでの取り組みを報告し、その課題にも触れる。

1 専門家相談に求められるコミュニティ通訳の役割

1990年代以降、ニューカマー外国人の定住化が進展し、外国人相談に寄せられる問題は複雑かつ多岐にわたってくるようになった。全国で最も外国人人口³が多い東京では、2012年1月現在で406,096人（人口比3.1%）、194の国・地域に上る。また帰化する人や国際結婚によって日本国籍であっても多様な文化的背景を持つ人が増加していることから、東京の多文化化は数字以上に進んでいると思われる。こうした言語・文化の異なる人々が安心して暮らせるようにと、多分野の専門家と多言語の通訳者が一堂に待機しての「無料専門家相談会」が、1997年に武蔵野市を皮切りに始まった。2002年には都内を巡回して実施する「都内リレー専門家相談会」として拡大し、近年では年間18、19回程度の頻度で開催されている⁴。

専門家相談会は、自治体や国際交流協会などが主催し、弁護士、行政書士、社会保険労務士、精神科医などの専門家と各団体に登録する「通訳ボランティア」⁵（各会10言語程度）が参加して以下の手順で行われる。

【専門家相談会における運営の手順】

- ①事前打合せ：相談会が始まる前に専門家、通訳者、主催団体の職員など運営メンバー全員が集い、自己紹介と簡単な打合せを行う。
- ②受付&通訳のマッチング：受付で相談者の母語を確認し、通訳者をマッチングする。通訳者が相談者に伴って相談ブースに入る。

- ③通訳者によるヒアリング：通訳者が相談者に対して在留資格や相談の内容等について簡単な聞き取りを行い、ヒアリング票に記入する。
- ④専門家のマッチング：相談の内容を聞き取った通訳者はその内容をマッチングコーディネーターのところに行って伝える。マッチングコーディネーターはヒアリングの内容にしたがって専門家をマッチングする。
- ⑤専門家による相談対応：専門家が相談内容の詳細を聞き取りアドバイスを行う。その際、通訳者は専門家と相談者の間の通訳を行う。
- ⑥フィードバックミーディング：専門家、通訳者を含む運営メンバー全員で、当日の相談内容（守秘義務あり）および運営全体を振り返り、課題の共有を行う。



専門家相談会の様子

ここでは、東京で実施されている専門家相談を事例に相談通訳にはどのような役割が求められるのかを見ていくこととする。

(1)「母語できく」一問題を把握する

外国人の日本語能力が高くなってきている状況があるとはいえ、専門家のアドバイスにおいて出てくる日本の制度や専門的用語など日常耳にしない内容を日本語で理解するのは難しく、また、問題を抱えた状態においては外国語の言語運用能力は極端に落ちるとも言われており、専門家相談における通訳の必要性は高い。

筆者が関わってきた都内リレー専門家相談会における言語対応の状況を見ると、2002～2008年の7年間に訪れた相談者は2,160人で、そのうち通訳が必要とされた言語は22言語に及ぶ。それ以外の言語についても、通訳者がおらず仕方なく日本語で対応したケースも散見され、実際にはそれ以上の言語が必要とされていた [杉澤 2009:22]。

こうした専門家相談会では、先の [専門家相談会における運営の手順] で示したように、専門家との相談に入る前に、通訳者によるヒアリングが行われる。

ヒアリングは、一義的には通訳者が相談の内容を簡単に聞き取ることにあ

事前に母語で話すことで相談者にリラックスしてもらい、かつ通訳者にとっては相談者の話し方の特徴などを把握することによって専門家との通訳に向けて準備をするための時間として意義がある。しかし、本来のヒアリングの目的は、それ以上に適切な専門家につなぐための情報を相談者から引き出し、解決すべき問題は何かを的確に把握することにある。

そのことを実感させられた事例を紹介する。スペイン語を母語とする女性の相談のケースである。受付でスペイン語通訳者がマッチングされ、相談ブースにおいてヒアリングが行われた。通常ヒアリングは10分程度で終わるのだが、この時は30分以上に及んでいた。後で通訳者に聞いてみると、相談者の話が止まらず、しかも話の内容が混乱していて問題が何なのかを把握するのに時間がかかったという。結局、本人の訴えは、日本人の夫が死亡したので在留資格がどうなるかを知りたいというものであったが、実際はヒアリングにおいて通訳者はそれ以上に相談者の背景にあるさまざまな情報を把握していたのである。相談者の国籍はヨーロッパのある国だが実は出身地は南米であること、現在は日本人と結婚して日本で暮らしていること、そして日本語はほとんどできないということなどである。こうした情報からはいくつかの問題性が見えてくる。すなわち、問題は相談者自身が認識していた在留資格だけではなく、夫の死亡による生活するための保障など制度上の問題、移住を繰り返していることに加えて日本においては言葉が通じないことによって蓄積されてきた異文化ストレスの問題に夫に死亡されての寂しさや不安などが混じり合ったいわゆる「こころの問題」⁶である。

このように、ヒアリングのやり方によっては、通訳者は相談者が認識していない、相談の奥に潜む、より本質的な問題にアプローチすることができるのである。

それでは、そうした相談通訳をするためにはどのような力量が求められるだろうか。通常、どんな分野であっても通訳者には高い語学力や倫理としての守秘義務が課せられるが、それに加えて相談通訳には、外国人特有の問題に対する包括的知識と「支援者として寄り添う」という態度・マナーが必要とされる。支援者として寄り添いつつ、より本質的な問題にアプローチするという実践は、具体的には「きく」技能に集約されると言ってもいいだろう。「きく」技能として重要なのは、事実関係を確認するなど情報を正確に「聞く」、感情を受け止めるために共感的に「聴く」、相談に内在するより本質的な問題にアプローチする（引き出す）ために「訊く」という3つである。相談通訳には、高い言語運用能力と「きく」技能を駆使することによって、専門家に適切につながるよう問題を把握する役割が求められる。

(2)「橋渡す」—専門家につなぐ

専門家相談会では、ヒアリングが終わると、通訳者はマッチングコーディネーターのところに行き、相談の概要を伝える。先に挙げた事例の場合、通訳者は相談者の混乱する話の中から、専門家につなげるための情報を整理し伝えていた。マッチングコーディネーターは、最初に在留資格の問題について行政書士、次に心の問題への対応として臨床心理士、最後に遺族年金など日本の制度についてアドバイスするために社会保険労務士にと、3人の専門家をマッチングした。この相談者が抱える問題に対しては、3種類の専門家が対応しなければ解決へのアドバイスとはならなかったのである。当日は相談者が比較的少なかったこともあり、通常の相談時間は30分から長くても1時間程度であるのに対し、この相談者の場合は2時間半に及ぶ対応となった。相談が終わると、相談者の女性は通訳者に何度も何度もお礼を述べた後、明るい表情で帰宅したという。

相談会終了直後に行うフィードバックミーディングで、この通訳者は、「相談者の話は混乱していてヒアリングは大変だった。専門家との相談時にも話があちこち飛ぶので、そのまま訳すと通訳者の能力が低いと思われるのではないかと不安を感じ、自分で話を整理してしまいたくなる衝動にかられた」と感想を述べていた。専門家相談においては、相談者のこころの状況を専門家に伝えるように通訳する必要がある。通訳者の判断で情報を整理するのではなくそのまま訳出しつつも、相談者の言葉の混乱の状況を情報として専門家に説明するなどの工夫も求められるのである。

通常、相談者は、目前の問題は認識できたとしても何に対してどう対処したらいいかわからずに相談にやってくる。ましてや、ここで挙げた事例のように、自身が抱える問題の本質がどこにあるのか、また、どのような分野の専門家に相談すべきなのかはさらにわからないケースが多い。例えば最近では離婚の相談が多いが、ヒアリングの段階で問題の所在を、「書類上の手続き」と捉えるならば、専門家は行政書士（もしくは弁護士）となるが、子どもの親権や養育費など「法律による争い」が生じてくるような問題は弁護士の対応となる。また、「なぜ離婚したいのか」と訊いていくと「DV」がからんでいるケースも多く、その場合は「精神科医」や「臨床心理士」もしくは「心理カウンセラー」に対応してもらい、さらに保護施設につないでいく必要があったりする。

外国人相談においては、母語で話を聞くだけで問題が解決する場合もあるが、専門家のアドバイスが必要なケースは増加してきているのである。都内リレー専門家相談会における相談内容で見ると、多い順に、在留資格、国籍、離婚

(DV、親権)、子どもの教育・進学、起業、賃金不払い、解雇、労災、交通事故、こころの相談、医療過誤、生活保護、保険、年金、税金、隣人トラブル、遺言、相続、埋葬、介護など多岐にわたっている。さらに、先の事例のように1人の相談者に対して、分野の異なる専門家が2人、3人と対応しなければならないケースは増えている [杉澤 2009:19-24]。

こうした状況において、相談通訳には、母語でできくことによって相談者が抱える悩みの奥に潜む問題にアプローチし、解決につながる適切な専門家につなぎ、必要であれば専門家との通訳において問題状況を説明するという橋渡しの役割が求められている。

2 自治体におけるコミュニティ通訳の役割—長野県上田市を事例に

これまで述べてきた専門家相談の他に、相談通訳として重要な活動に自治体等の外国語相談窓口における相談員の通訳活動がある。

1990年の出入国管理及び難民認定法の改正に前後して、日本にはニューカマー外国人が増加・定住化してきた。自治体や自治体設置の国際交流協会（以下合わせて自治体と呼ぶ）では徐々に外国語相談窓口が設置されるようになり、その多くに外国語相談員が配置されている。

ここでは、自治体の外国語相談窓口の設置状況を概観しつつ、実際の活動としてセンターで2007～2010年度に実施した「協働実践研究プログラム」に参加した長野県上田市の外国語相談窓口における相談員の活動を事例に挙げ、その中から外国語相談窓口における相談通訳の役割について探る。



上田市の「外国人総合相談窓口」

(1) 外国語相談窓口の状況

自治体における外国語相談窓口に関する全国調査は行われておらず、全体像を把握することはできない。しかし、自治体の国際化政策を推進するために都道府県および政令指定都市に設置された「地域国際化協会」（いわゆる国際交流協会）60団体に対する外国人住民施策に関する調査⁷から、おおよその状況は見て取れ

る。その中に「相談業務」の項目があるが、60 団体中 55 の団体で「相談業務」が行われており、都道府県・政令指定都市レベルにおいては 9 割方、何らかの相談窓口が設置されていることがわかる。そのうちの 38 団体に外国語相談員（9 言語）が配置されており、うち 20 団体の外国語相談員は常勤職員である。

また、都道府県で最も外国人住民の多い東京都内においては、23 区中 21 区、26 市中 18 市と、およそ 8 割の自治体に外国語相談窓口が設置されている⁸。これらの相談窓口において常時対応できる言語は、英語、中国語に、一部の団体で対応している韓国語、スペイン語、タイ語、ミャンマー語を加えて 6 言語であり、その他の言語は適宜ではあるがいくつかの団体で対応できるようになっている。

都内自治体の外国語相談員の配置状況については、「東京外国人支援ネットワーク 連携・協働に関するアンケート調査」[東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター 2009:106-114]において、加盟する自治体（国際交流協会を含む）27 団体について見ることができる。27 団体中 21 団体で外国人相談事業が行われており、全部で 310 人が外国語相談員（10 言語）として配置されている。そのうち常勤職員は 21 人で、その他は非常勤もしくはボランティアとなっている。

2006 年に総務省から出された「地域における多文化共生推進プランについて」⁹では、「外国語相談窓口の設置」や「より専門性の高い相談体制の整備と人材育成」が自治体に提言された。その影響もあってか、自治体では徐々に相談事業の充実が図られつつある。しかし、外国語相談員の雇用条件は単に外国語ができるという域を越えるものではなく、専門職として配置・処遇されているわけではない。

そうした意味で、自治体において「より専門性の高い相談体制の整備と人材育成」の施策を実現していくためにも、外国語相談員の役割や専門性を明らかにしていく必要があるだろう。

(2) 外国語相談窓口における相談員の活動

自治体の外国語相談窓口における外国語相談員の役割および専門性について、以下、上田市（2009 年末に調査）における外国語相談員の活動を事例に考察する。

①外国語相談員の配置状況

上田市は、1990 年の出入国管理及び難民認定法改正後に日系ブラジル人が急増した自治体で、外国人登録者数が人口比 2% を超えた 2000 年に「外国人総合相談窓口」を設置し、ポルトガル語相談員を週 5 日勤務の嘱託職員として配置した。翌年には任期付採用職員に切り替えられ処遇の改善が図られている。外国人登録者が 4% を超えた 2005 年度からは、同じくポルトガル語の相談員がもう 1

人週5日の嘱託職員として採用され2人体制となり、その後2008年のリーマンショックによって殺到した相談者に対応するため、2009年より臨時職員として2人が加わり4人体制になっている。

また、2008年度からは、中国人の増加により中国語相談員が週1回半日勤務で配置されている。ちなみに、2008年末の上田市の外国人登録者数は5,219人(人口比3.15%)で国籍数は52カ国、その内訳はブラジル2,155人、中国1,141人、その後にペルー423人、韓国322人、インドネシア281人、タイ265人と続いている。ブラジルと中国籍の住民が千人を超えており、上田市ではおよそ千人を目安にその言語の相談員を配置しているようである。

調査に協力してくれた当時の行政担当者は、「外国人相談に関する専門性(知識や技能)が最初からある訳ではないので、相談員の育成に相当な時間を要する。また、任期付雇用制度では、せっかく戦力になってきたところで解雇せざるを得ない状況があり、課題」と述べていたが、このコメントからは、外国語相談員には語学力だけではない相当な専門性が求められるとの認識が読み取れる。

②外国語相談件数の推移と内容

「外国人総合相談窓口」に寄せられたポルトガル語の相談件数の推移を見ると、表1のようになっている(2000～2004年度は統計記録が無いとのこと)。

表1 ポルトガル語による相談件数の推移

年度	2000～2004	2005	2006	2007	2008	*2009
件数	記録無	1996	2240	3388	4510	4671

*2009年度は1～8月の8ヶ月間の数

上田市の外国人登録者数は2006年度をピークに減少していくが、それにもかかわらず、相談件数は大幅に増えてきているのがわかる。このことは、外国語相談窓口の存在が情報として徐々に浸透してきていること、またその情報が利用者からの口コミによって言語ネットワークで伝わっていったことなどが要因として想定される。もし口コミで「役に立たない」という情報が伝わったとしたら相談件数は逆に下がっていたかも知れない。つまり、外国語相談員の力量が徐々に高くなってきていたのではないかと思われる。担当職員の感触、および相談件数や相談内容がデータ化されるようになったのが2005年度からという状況を見ると、外国語相談員が相談通訳としての力量を獲得していくには、4～5年程度の年月が必要だったのではないかと考えられる。なお、2008年のリーマンショック時は、日常と異なる事柄に対して、特に日本語に不安があるニューカマーにとって母語

で相談できる窓口の存在は重要であり、そのことも相談件数の増加の要因となったことは特筆すべきことである。

相談内容については、日常の生活相談とリーマンショックという経済危機において寄せられる相談には異なりが出てくると思われるため、2005～2009年度の5年間のデータを、2008年のリーマンショックを境にして、2005～2007年度の3年間と2009年度の8ヶ月間に分けて相談件数の多い順に整理してみると表2、表3のようになる。

日常では、税金・保険に関する手続関係や児童手当・予防接種、子どもの教育や乳幼児医療に関する相談が多いが、リーマンショック後には、転出入、住居、生活保護など、同じ行政分野であっても相談内容に変化があり、かつ、労働分野や在留資格など司法分野にも相談の内容が広がっている。また、母語による支援という側面では、日常では「通訳翻訳サービス」の利用が年間数十件と少ないのに対して、リーマンショック後には6ヶ月間で559件と非常に多くなっており、有事の時ほど母語による支援の必要性は高くなっていることがわかる。

③「相談通訳」の状況

日常寄せられる相談については、ほとんどが市役所内の各課に係る行政相談である。ポルトガル語相談員の主な業務は、相談者からの相談内容を整理し、適切に各課につなぎ、必要に応じて同行通訳を行うこと、また、各課からの要請に応じて通訳翻訳業務を行うことであった。また、急を要する場合には市役所以外の入管、税務署、警察、法務局、病院等への同行通訳も数は少ないが行っていた。

一方で、2008年の秋以降においては、生活保護受給外国人世帯が急増（2009年8月末には、58世帯155人となり同年1月比約5倍に達している）したため、それに伴って相談件数は倍増し、同時に相談員の業務も変化している。解雇された相談者に対して、生活保護など福祉との連携が必要と判断される場合には、福祉課までポルトガル語相談員が同行し、二者間の通訳を行っている。福祉課からも通訳が必要な場合には連絡があり、その際にはポルトガル語相談員が出向いて通訳をし、さらに社会福祉士が生活保護家庭を訪問する際には同行通訳も行っていた。

解雇された相談者の雇用保険や求職相談に対応するためにハローワークとの連携も行われたが、こうした相談通訳を通して求職者がなかなか就業に至らない大きな理由の1つが日本語能力にあるということがわかったという。これによって市が国の「日系人就業準備研修事業」を利用して就業のための日本語教室を開催

表2 日常における相談の内容

	17年度	18年度	19年度	計
市県民税支払	162	258	480	900
保険税支払	238	254	348	838
確定申告	130	146	234	510
所得証明書	54	121	273	448
戸籍郵送手続き	98	129	113	340
国保加入・脱退	97	73	159	329
児童手当	89	122	116	327
予防接種	47	61	56	164
乳幼児医療	54	45	52	151
小学校	21	57	61	139
生活相談一般	48	30	52	130
保育園	41	55	28	124

表3 リーマンショック後における相談の内容

21年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
受理届出証明			31	77	181	176	112	166	743
住所変更登録			(78)	154	90	115	92	76	605
通訳翻訳			59	74	102	106	118	100	559
住宅(含市営申込)	182	82	52	35	25	37	34	17	464
市県民税支払	50	48	40	35	46	83	81	59	442
所得証明書	20	16	35	22	42	74	49	43	331
ハローワーク				65	70	64	68	27	294
生活保護	7	14	16	41	37	35	67	69	286
在留資格	10	2	39	32	38	36	24	25	206
保険税支払	23	19	32	19	18	24	40	22	197
労働	122	15	12	10	2	1	15	12	189
印鑑登録	5	10	31	33	17	29	32	26	183
定額給付金				115	34	15	3	4	171
生活相談	11	13	9	8	25	14	46	44	170
国保加入脱退	18	16	17	30	20	25	14	14	154
児童手当	7	1	7	8	9	95	10	9	146

するなど、新たな外国人住民施策にもつながっている。まさしく、相談者の個別の問題から行政課題を発見し、新たな施策の展開につなげていった事例と言えるが、このように自治体における外国語相談窓口には外国人当事者の声や相談のデータから見えてくる問題を政策課題として整理し、外国人住民施策につながるよう橋渡す役割もある。

なお、ポルトガル語相談員に寄せられた相談の処理状況については、おおよそ以下のとおりである。

[相談の処理状況]

- ・ 市役所内、または他の組織・機関に同行通訳を行った相談 → 80%
- ・ 情報提供をして解決した相談 → 10%
- ・ 話を聞いてだけで済んだ相談 → 9%
- ・ 何もできずに終わった相談 → 1%

(3) 外国語相談員の役割

窓口寄せられた相談のうち、80%が「同行通訳」によって問題の解決がなされている。このことは、行政組織においては重要な意味がある。通常であれば縦割り行政の弊害によりいわゆるたらいまわしにされてもおかしくない案件を、ポルトガル語通訳として同行することによって「縦割り行政を横につなぐ役割」を果たしていることを示している。

また、「情報提供をして解決した相談」と「話を聞いてだけで済んだ相談」を合わせると19%で、「何もできずに終わった相談」がわずか1%程度ということは、上田市の外国語相談窓口は外国人住民にとって、問題解決につながる窓口として十分に機能していると言っていいだろう。また、このことからポルトガル語相談員の経験的力が相当に高いことがうかがわれる。

外国語相談員には、先述した専門家相談における相談通訳と同様に「母語できく」ことによって問題を把握し、その上での確に専門家や専門組織・機関に橋渡しをすることによって問題解決に寄与するという役割が求められるが、上田市の場合その通訳形態は、「同行通訳」に特徴があると言える。

さらに自治体施策における外国語相談員には、もう1つ重要な役割がある。特に2009年の出入国管理及び難民認定法と住民基本台帳法の改正により、中長期に滞在する外国人は「住民」と位置づけられた。自治体は外国人にも日本人と同様に等しく行政サービスの提供を行わなければならないのである。

ニューカマー外国人の場合、日本語力が不十分なため行政情報を得ることもままならず、また日本の習慣や法制度を理解しないまま、住民との軋轢や子どもの教育など様々な問題を抱え込んでいくことが多い。ゴミの出し方に始まって公共交通の乗り方や病院情報、保育園や住宅の問題、婚姻や在留資格の手続の問題など、外国人住民が安心して日本に暮らすためには、こうした行政情報を提供することも外国語相談窓口の役割であり、外国語相談員には外国人住民が等しく住民として行政サービスを享受できるよう支援する役割が求められる。

こうした言語面での問題については、日本においても人権としての「言語権」

という考え方が提起されている。これは情報への「アクセス権」ともいわれるもので、外国人住民には「その保障は日本国民と同様に及ぶ」[渋谷・小嶋 2007:116]とされる。同様に、河原 [2004:6] は、自治体における「言語サービス」を、「外国人が理解できる言語を用いて、必要とされる情報を伝達すること」と定義し、具体例として「相談窓口の充実」を挙げ、「外国人が利用しやすい時間帯に、利用しやすい場所に、その問題をよく知った相談員がいることが望まれる」と指摘する。

自治体における相談通訳には、これまで述べてきた専門家相談における相談通訳の役割に加えて、言語面で支援することによってホスト社会に橋渡す役割として「言語サービス」の提供者としての役割も認識しておく必要がある。

3 コミュニティ通訳の専門領域と「相談通訳」

これまで、専門家相談および外国語相談窓口の相談通訳におけるコミュニティ通訳の役割について述べてきたが、それでは、コミュニティ通訳を専門職と捉えるなら、コミュニティ通訳が活動する専門分野をどう捉えたいだろうか。また、専門職としてのコミュニティ通訳にはどのような役割が求められるだろうか。

(1) コミュニティ通訳の専門領域

コミュニティ通訳の概念は、まだ確立されたものではない。業務が公的機関に関わる通訳であることから「パブリックサービス通訳」ともいわれているとの報告もある [水野 2008:11][高橋 2009:50-51]。しかし、生活者としての外国人を支援するという側面から言うならば、その活動は公的機関での通訳だけでは捉えきれない幅広い内容にわたってくる。また、公共分野を司法・医療・コミュニティの3つに分け、そのうちのコミュニティの分野に、行政、教育、福祉を位置づけ、そこに関わる通訳をコミュニティ通訳とする考え方もあるが [飯田 2007:16]、生活者支援という観点から捉えるなら、司法や医療分野は行政、教育、福祉に複合的にかかわってくることであり、縦割りでコミュニティ通訳の活動分野を定めるのは現実的ではない。

コミュニティ通訳の活動分野については、水野 [2008] は、専門職として確立すべき分野として、司法通訳（法廷通訳、警察通訳を含む）、医療通訳、学校通訳、行政通訳の4分野を挙げ、その他の分野として災害時のボランティア通訳、国際交流イベントの通訳を挙げる。しかし、「言語的マイノリティを通訳・翻訳面で支援することによってホスト社会に橋渡す」ことをコミュニティ通訳の基本的な

活動理念と捉えるなら、罪を裁くための法廷通訳や取り締まるための警察通訳をコミュニティ通訳の分野とするのは少々違和感がある。例えば少数言語の通訳者の場合、弁護通訳、警察通訳、法廷通訳と1人の通訳者に対して3方から依頼がくる可能性もある。その場合、コミュニティ通訳はどのような立場をとるべきなのだろうか。言語的マイノリティが日本社会で暮らしていくための「生活支援」の観点から言うならば、司法通訳から取り締まりのための警察通訳や罪を裁くための法廷通訳を、さらに医療通訳からは命にかかわるような医療行為および高度な医療知識が求められる通訳は、コミュニティ通訳の活動領域から除いた方がわかりやすいと考える。

また、国際交流イベントの通訳については、市民向けの外国料理教室やダンス講習会等で講師となる外国人の通訳や住民同士の交流における通訳など、日本語ができない外国人の社会参加を支援するという側面において、コミュニティ通訳の重要な活動といえる。しかし、そうした市民交流の通訳においては、ほとんどがボランティアベースで事足りている。コミュニティ通訳を専門職として捉えるなら、「専門性が求められる活動領域」という文脈において「コミュニティ通訳の専門領域」として整理する必要があるだろう。

すなわち、コミュニティ通訳の専門領域は、これまで述べてきた「相談通訳」の他、「教育通訳」、「行政通訳」、警察通訳と法廷通訳を除いた「司法通訳」、命にかかわるような医療行為および高度な医療知識が求められる通訳を除いた「医療通訳」、の5つの領域に整理でき、図の太枠内網かけの部分となる。

なお、災害時のボランティア通訳については、東日本大震災において本学で行った支援活動¹⁰の経験からいえば、行政から出される災害情報の翻訳や日本弁護士

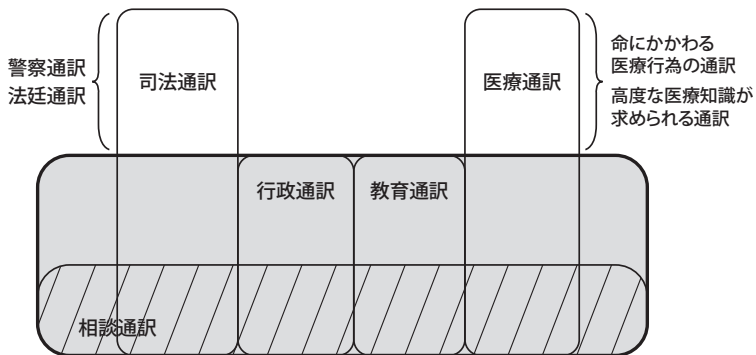


図 コミュニティ通訳の専門領域

連合会による被災者に対する電話法律相談における通訳など、ボランティアであっても迅速性・正確性の面で高い専門性が求められ、まさしくコミュニティ通訳の専門領域といえる。ただし、こうした非常時における対応は、日常的に上記コミュニティ通訳の5つの専門領域において実践を行っていれば対応できることであり、特にコミュニティ通訳の専門領域として挙げる必要はないだろう。さらに、事前に関係団体と災害時協定を結ぶなど仕組みを作っておけば、無償のボランティアではなく仕事として活動できる可能性もあると思われる。

(2) 「相談通訳」における専門職としての役割

コミュニティ通訳活動においては、「相談通訳」が、司法通訳・行政通訳・教育通訳・医療通訳への「入り口」もしくは「礎」となる（図の斜線部分）。これまで述べてきたとおり、特に日本語がわからない外国人にとっては、困った時は母語で相談できる人や窓口が頼りであり、そうした相談者は、自らが抱える問題の所在がわからない場合が多い。母語で話しをきいただけで解決する相談も多いが、最近は相談が複雑化してきており、相談通訳には、行政、教育、医療、司法の各分野の専門家に適切につないでいく役割が求められる。

相談通訳を通して問題の所在をつきとめ、その後つなげられた各専門家との間で具体的解決に向けて行う通訳が、司法通訳、行政通訳、教育通訳、医療通訳となる。その際にも最初に行われるのは相談通訳であり、その時には外国人特有の問題に関して当該分野の専門家に適宜情報提供を行うことが、専門職としてのコミュニティ通訳の重要な役割となる。

また、地域には、日本人向けのさまざまな相談窓口があるが、問題が比較的明瞭な時には、知人から情報を得て外国人が直接専門機関に相談に行く場合もある。例えば子どもの教育に関する悩みであれば教育相談所、健康に関する相談であれば保健センター、DVや子どもの虐待等の問題であれば女性相談センターや児童相談所、法律に関わる問題であれば弁護士事務所などである。しかし、こうした相談窓口には通訳者はほとんど配置されておらず、相談者の日本語が不十分な場合は通訳者を同伴するように言われ、相談者の友人や家族、最悪子どもに通訳をさせるケースも見受けられる。語学力も専門的知識も担保されない通訳では、適切な相談活動が行われるとは考えにくい。また、相談者に日本語の能力があったとしても、専門家のアドバイスを正確に聞き取れるほどの日本語力がある人はそれほど多くない。さらに、専門家はその分野の専門家ではあるが外国人特有の問題に精通している人ばかりではないのが実情である。問題の本質を取り違えない

ためにも、専門職としてのコミュニティ通訳の同席が望まれる。

ドナルド・A・ショーン [2007] は、専門職を「問題を定義づけ、解決してくれる人」と述べるが、専門職としてのコミュニティ通訳には、まさしく、相談者が抱える問題を包括的な観点から分析し、解決すべき問題は何かを見極め、問題の解決に向けて適切に専門家につなげられる力量が求められるのである。

例えば、上田市のポルトガル語相談員の場合、相談者の問題の所在を見極めた後、解決のために、情報を提供すればいいのか、該当する部署につなげばいいのか、専門家に相談するために同行して通訳を行えばいいのかなど対応策を一瞬のうちに自らが判断し、実践をしていた。

コミュニティ通訳には、行政、教育、司法、医療の各分野における基礎知識や、「語学・通訳能力、倫理、文化・社会に対する知識」[水野 2008] の獲得が求められる他、「相談通訳」を可能にする実践的力量を形成していく必要がある。また、こうした対人支援に関する力量は、経験の中でこそ培われていくものである。専門職としての力量は、1つひとつの自らの通訳実践を振り返り、経験の中に埋め込まれた暗黙知を言語化することを通して実践知として明らかにしていく中で磨かれていくと考える。同時に、現場の個別の問題は、社会的な問題と関連している事が多く、そうした問題を社会的課題として提起していく（つないでいく）ことも専門職としての重要な役割といえるだろう。まさしくコミュニティ通訳の専門性とは、相談者の抱える問題の解決に寄与することによって、多文化共生社会の実現に貢献するその実践の中にある。

4 専門職化に向けての仕組みづくりと課題

(1) 仕組みづくり

コミュニティ通訳には、高い専門的力量が求められるが、一方でコミュニティ通訳が必要とされる場に適切に配置されなければ、その能力を発揮することはできない。コミュニティ通訳が専門職として活動できるようにするためには、個別の通訳要請に対するマッチングなど日常的なコーディネーション業務だけでなく、専門家相談や外国語相談窓口の設置など事業としての枠組みづくりや組織間の連携構築などの環境整備が必要である。また、コミュニティ通訳は、個人で行われる活動であるが故に、精神的負担の問題や個人情報漏洩の問題など危険が伴う場合もあり、危機管理等の仕組みづくりなども行なわなければならない。そうした体制整備も含めて、コミュニティ通訳が専門職として活動できる仕組みづくりを行うのがコーディネーターである。

筆者は、センターのコーディネーターとして、コミュニティ通訳養成のための講座¹¹の企画・運営やコミュニティ通訳紹介制度の構築など、コミュニティ通訳の専門職化への仕組みづくりに取り組んでいる。

養成のための講座は受講者にとって魅力的な内容でなければならないが、本学の教員を中心に専門家が講師を務めており、大学が実施することとしてはそれほど難しいことではない。しかし、講座を修了すれば専門性が身に付くのかといえればそれはほとんど無理である。実践の力量を身に付けていくには、通訳実践の場と実践の中に培われた暗黙知を言語化していく「省察」の場が必要である。

通訳実践の場としては、まずはボランティアとして都内リレー専門家相談会への参加を促している。また、1期生が修了する2010年秋に合わせて「コミュニティ通訳紹介制度」¹²を立ち上げ、弁護士会が主催する法律相談会や個別法律相談にコミュニティ通訳を送り出している。この制度は、コミュニティ通訳養成の一環であるため、高額な謝金は払われないが、司法分野では、現実には通訳としての教育を受けて活動している人は非常に少なく、そうした面からいえば修了者は教育を受けた者として、1回1時間5千円程度の謝金が本人に直接支払われることになっている。

また、修了者の力量形成のための通訳実践であることから、暫定的なものではあるが担当した弁護士に1回ごとに通訳に対する「評価シート」を提出してもらっている。さらにコミュニティ通訳には報告書を書いてもらっている。これらの報告書の内容を分析していくとさまざまな問題点が明らかになってきた。そこで、弁護士の方々とも相談しながら「申し合わせ」¹³書を作成し、毎回相談に入る前にコミュニティ通訳と担当の弁護士双方に読んでもらうようにしている。

これまでに、コミュニティ通訳の活動は、都内リレー専門家相談会、第2東京弁護士会による法律相談会、関東弁護士会連合会による電話労働相談および東日本入国管理センター（茨城県牛久市）に収容されている外国人のための法律相談会、公設法律事務所の個別の相談など、法律相談における通訳から弁護活動における通訳までコミュニティ通訳の専門領域である司法通訳において広がってきている。その通訳スタイルは、「対面通訳」や「同行通訳」、また三者間通話システムやスカイプに代表される映像音声通信サービスを使った「遠隔通訳」など多様であり、特に「遠隔通訳」の活用は地方に暮らす外国人支援の文脈において新たな可能性を開いている。

東日本大震災においては、仙台市の災害情報、放射線被曝に関する基礎知識、入管情報等の翻訳、および日本弁護士連合会の三者間通話システムによる法律相

談の活動にも参加し、緊急時に通訳・翻訳面で機能するためには日常における活動を充実させていくことの重要性を改めて実感させられた。

さらに最近では、外国につながる子どもの問題が複雑化してきており、そうした問題の対応にもコミュニティ通訳への要請が増してきている。今後は児童相談所との連携を進めるべく、修了者向けの研修を実施しているところである。

「省察」の場については、センターでは協働実践型研究プログラムにおいて、コミュニティ通訳研究会が開催されている。ここには修了者が多数参加しており、各自の実践の振り返りを通してコミュニティ通訳の経験知を共有するなど、共同で力を形成する場となっている。



「児童相談所における外国人相談への対応と課題」を学んだコミュニティ通訳研修会

(2) 課題

以上、センターにおけるコミュニティ通訳の専門職化への取り組みについて述べてきたが課題も多い。以下、いくつかをアトラダムに挙げておく。

- 法律相談にしても、外国語相談窓口にしても、英語、中国語、スペイン語に需要の偏りが見られ、現状としては専門職として活動する場は多言語には広がっていない。ただ、今後コミュニティ通訳紹介制度が全国に知られてくると少数言語のニーズは増加すると考えられる。また、「遠隔通訳」の可能性が開けてくることによっても全国レベルで少数言語のコミュニティ通訳のニーズは掘り起こされていくと思われる。
- 多言語のコミュニティ通訳養成という観点において、現在の修了生が対応できるのは10言語に止まっている。少数言語における高い言語能力もしくは少数言語が母語の高い日本語能力を有する受講者の獲得が難しい。
- 現在センターで実施しているコミュニティ通訳紹介制度は、あくまでも専門職養成における通訳実践の場の提供であり、今後依頼が増えてくるとそのための事務量が増大し対応が困難になってくることが懸念される。
- コミュニティ通訳を専門職化していく際の1つの評価基準として「評価シート」を作成し、弁護士など利用者にその都度提出を依頼しているが、評価項目はあ

くまでも暫定的なものであり、今後「評価シート」の内容とともにどう活用するかについても検討する必要がある。

- 上記に挙げた課題もさることながら、通訳実践を通して専門的力量を十分高めたコミュニティ通訳も出てきている。今後、一定の社会的な評価を受ける認定制度など個々人の力量を担保する仕組みの構築や金澤 [2005:67] がいうように「コミュニティ通訳が社会で機能するには、通訳者派遣コーディネーターを含む職能組織が不可欠」であり、さらに倫理綱領等の作成も必要になってくるだろう。コミュニティ通訳の専門職化に向けて、今後センターとしてどこまで取り組むのが大きな課題である。

おわりに

この3年間のコミュニティ通訳修了者の活躍はめざましいものがあったと思う。弁護士会や法律事務所においては特に若手の弁護士たちが積極的にコミュニティ通訳の紹介制度を活用するようになり、多くの修了者にコミュニティ通訳としての実践経験が積み上げられてきている。また、修了者の活動を通して社会は力量のあるコミュニティ通訳を待望していることを実感させられた。

センターにおけるコミュニティ通訳養成の取り組みは、まだまだ日が浅く課題は山積ではあるが、日本社会の多言語・多文化化の問題に大学の教育・研究がどう貢献できるのか、その1つの試金石となったのではないかと思う。さらに、多文化社会の問題解決に寄与する実践的力量を持った専門職としてのコミュニティ通訳の養成は、他にもない27の専攻語を擁し、かつ日本の多言語・多文化化の問題に研究と実践の両面から取り組んできた本学だからこそできることなのだと思う。

今後は、司法分野のみならず、現場からの要請がある外国につながる子どもたちの福祉や精神医療の分野にも通訳実践の場を開拓しつつ、コミュニティ通訳の専門職化に向けて職能組織づくりの方向性を探っていきたいと考えている。

[注]

¹ 2008年度に「多文化社会コーディネーター養成講座」を開講。2010年度に「コミュニティ通訳コース」新設に伴って、「多文化社会コーディネーターコース」の2コース併設の「多言語・多文化社会専門人材養成講座」とした。

² 筆者は、2001年の立ち上げから2009年まで東京外国人支援ネットワークの代表を務めた。

³ 東京都ホームページ参照（2012年12月26日アクセス、以下同じ）

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/gaikoku/2012/ga12010000.htm>

- 2012年7月までは「外国人登録者数」、それ以降は住民基本台帳上の人口となっている。
- ⁴ 詳細は[杉澤2009]を参照
- ⁵ 呼び方は「語学ボランティア」、「言語ボランティア」など団体によってさまざまである。
- ⁶ 外国人特有のこころの問題については、[阿部2009:73-82]に詳しい。
- ⁷ 地域国際化協会連絡協議会発行『平成 20 年度地域国際化協会ダイレクトリー』参照
- ⁸ 東京都国際交流委員会ホームページ「外国人のための相談窓口」参照
<http://www.tokyo-icc.jp/guide>
- ⁹ 総務省ホームページ参照
http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b6.pdf
- ¹⁰ 詳細は、総務省ホームページに掲載されている資料5を参照
http://www.soumu.go.jp/main_content/000153819.pdf
- ¹¹ カリキュラム詳細は本冊pp116-117を参照
- ¹² 「コミュニティ通訳紹介制度」の内容は本冊p118を参照
- ¹³ 「コミュニティ通訳紹介制度に関する申し合わせ」の内容は本冊p119を参照

[文献]

- 阿部裕, 2009, 『『こころの壁』』『シリーズ多言語・多文化協働実践研究別冊2 外国人相談事業—実践のノウハウとその担い手』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
- 飯田奈美子, 2007, 「パブリックサービスにおける『ことばのサポート』の充実を目指して」『国際人流』246号, 入管協会
- 金澤眞智子, 2005, 「コミュニティ通訳」『事典 日本の多言語社会』真田信治・庄司博史編集, 岩波書店
- 河原俊昭, 2004, 「言語サービスとは」『自治体の言語サービス 多言語社会への扉をひらく』春風社
- 杉澤経子, 2009, 「外国人相談 実践的考察—多言語・専門家対応の仕組みづくり～連携・協働・ネットワークの視点から」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究別冊2 外国人相談事業—実践のノウハウとその担い手』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
- 渋谷謙次郎+小嶋勇編著, 2007, 『言語権の理論と実践』三元社
- 高橋正明, 2009, 「通訳の役割—コミュニティ通訳の視点から—」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究別冊2 外国人相談事業—実践のノウハウとその担い手』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
- 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター, 2009, 「東京外国人支援ネットワーク 連携・協働に関するアンケート調査」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究別冊2 外国人相談事業—実践のノウハウとその担い手』
- ドナルド・A・ショーン, 2007, 『省察的实践とは何か—プロフェッショナルの行為と思考』柳沢昌一・三輪建二監訳, 鳳書房
- 水野真木子, 2008, 『コミュニティー通訳入門』大阪教育図書

「相談通訳」における コミュニティ通訳の専門性



内藤 稔

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター 特任講師

はじめに

日本社会において、いわゆる「内なる国際化」が進展して止まない。国内の少子高齢化や産業の空洞化などを背景に、国外からの労働力への依存が高まっているほか、社会経済情勢の変容に伴い、日本で暮らす外国人の数は増加の一途をたどる傾向にある。2011年3月11日に起こった東日本大震災の影響などにより、その数は微減傾向にはあるものの、直近の法務省入国管理局の統計によれば、2011年末現在において、日本国内における登録外国人数は2,078,508人、国籍は190カ国（無国籍を除く）を数えており、20年前と比較すると、登録者数ベースでは約7割の増加を示している[法務省入国管理局 2001; 2012]。

このことから、現在日本社会においては、多言語・多文化化が進行していると言えるだろう。折しも2012年7月9日に、新たな在留管理制度が導入された。これにより旧来からの外国人登録制度が廃止となり、それに伴い、入管法上の在留資格を有し、日本に中長期間在留する外国人には在留カードが交付され、また外国人住民にも日本人と同様、住民基本台帳法が適用されることとなった。つまりいまでは、外国人住民にも住民基本台帳が作成され、住民票の対象になる[総務省 2012]など、外国人は日本社会における一構成員としての位置づけが明示化

されることとなった。これにより外国人に対し、日本人同様、各地域社会に暮らす一住民として必要な公共サービスへのアクセスの確保が、あらためて必要視されることとなった。

こうした社会環境の変化に伴い、昨今、主に外国人支援の分野で富みに関心を集める存在となっているのが「コミュニティ通訳」である。コミュニティ通訳とは、司法、行政、教育、医療などの分野で、言語・文化的なマイノリティとしておかれている人たちを、通訳・翻訳面から支援し、ホスト社会につなげる「橋渡し役」を務める [杉澤 2011] 通訳である。

日本ではこれまで通訳と言えば、学術場面においても、同時通訳を主とした、いわゆる「会議通訳」が中心となることが多かった。会議通訳は、主として日本に一時的に滞在する、外交やビジネスといった分野の専門家の外国人を対象とするものであり [水野 2008]、会議に同席する日本人もまた専門家であることが多い。言ってみれば、会議通訳は、専門家と専門家をつなぐ役割を担っていると考えられる。その一方、コミュニティ通訳は、日本社会に暮らす、言わば市井の外国人住民を対象にしたものであり、ホスト社会側の専門家との間に立ち、生活に根差した諸問題の解決に向け通訳を行うという点で大きな異なりがある。また会議通訳では、経済や政治、国際関係に始まり、情報技術や環境といった分野におけるグローバルな知識が求められる。それに対し、コミュニティ通訳では、特にホスト社会における公共サービス分野でのローカルな制度面の知識が求められることとなり [Naito 2012]、またさらには人の生命や心的拘束など、基本的人権の保障にも関わるため、適切な技術と知識を併せ持つ通訳者が必要とされる [金澤 2005] など、会議通訳とは異なる、独自の専門的な知識や通訳者としての立ち位置が求められると言える。

今後日本社会において、外国人住民が暮らしのなかで直面する課題や問題は、さらに多様化、複雑化していくことは間違いないであろう。本稿では、筆者がこれまで携わってきた会議通訳との比較を通して、コミュニティ通訳の実践の現場において、通訳者に求められる役割を検証しながら、その「専門性」を分析し、提示していくことを目的とする。

1 コミュニティ通訳の役割

(1) コミュニティ通訳における相談通訳の位置づけ

コミュニティ通訳の主たる専門領域としては、先述の通り、司法通訳、行政通訳、教育（学校）通訳、医療通訳などの分野が挙げられる。しかしそもそも外国

人住民は、実際課題や問題が抱えた際に、一体それがどのカテゴリーに属するのか、またホスト社会側のどの専門家と話をし、課題解決にあたるべきなのか、その判断がつかない場合が多い。こうした観点に立った際、外国人住民にとって課題解決の「入口」となり、必要不可欠とされるのが「相談通訳」である。すなわち、相談通訳は、先ほど定義されたコミュニティ通訳の4つの領域に加え、もう1つの核となる専門領域であると考えられる。

ここで述べる相談通訳は、各地の弁護士連合会が開催する無料法律相談会や、弁護士や社会保険労務士、行政書士、精神科医といった専門家が一堂に待機し、ワンストップで外国人が抱える諸問題の相談に応じ、解決策の提示を図るリレー専門家相談会などを指す。

通常こうした相談通訳では、30分間という限られた時間的枠組みにおいて、外国人住民と専門家の間での相談が通訳者を介在した形で行われることとなる。その場で相談者の課題が解決されることが望ましいが、仮に問題がきわめて深刻、かつ複雑であり、解決に至らない場合は、相談案件はその後に継続されることとなる。例えば法律関連の相談事案であれば、後日弁護士事務所において、さらなる聞き取りやその後に必要な手続きが交わされ、コミュニティ通訳の専門領域で言えば「司法通訳」の範疇に分類されていく。また仮に弁護士が相談会において、通訳者を介しながら相談者とやりとりを重ねるうち、精神的な疾患が発症している端緒に気がついた場合には、相談会場に待機する精神科医や心理カウンセラーといった医療分野の専門家に案件をつなぐ形で連携を図りながら、相談が行われることとなる。その結果、長期的な診療が必要との判断に至った場合には、「医療通訳」の範疇に属する案件として継続がなされることとなる。

このように相談通訳は、その後、さらにいくつかの専門領域に枝分かれされるコミュニティ通訳の根幹を成す分野であり、まさしく礎であると言えよう。

特に相談通訳における通訳者の役割は、単なる言語間の訳出行為にとどまらず、ホスト社会とは異なる言語や文化を有する外国人住民が抱える、心理面を含めた諸問題の内実を読み取り、それをもとに、他の専門家とともに課題を適切、かつ迅速に解決することにある。また、関[2009:89]によると、「相談者の通訳を付される権利を前提とするならば、相談通訳業務が十全に行われなければその権利も全うされないという関係にあり、この点で非常に責任が重い業務」であると言われている。

(2) 会議通訳との比較

筆者は現在、主として相談通訳や民事を対象とした司法通訳の分野におけるコミュニティ通訳として実践の現場を踏みながら、日々、教育・研究活動に従事している。それ以前においては、米国の通訳・翻訳専門職大学院であるモントレイ国際大学の会議通訳修士課程においてトレーニングを積み、その後は外資系企業での社内通訳者を経て、フリーランスの会議通訳者として通訳業務にあたる一方、東京外国語大学の学部・大学院において会議通訳教育に携わってきた。世界的に見れば、第二次世界大戦後のニュルンベルク裁判において、すでに複数の言語間で行われたことから見て取れる [松縄 2007] ように、会議通訳の教育、および研究の歴史は長い。

一方「コミュニティ通訳は、世界で最も歴史の長い通訳形態であるにもかかわらず、通訳実践者、および学者からは、もっとも無視された存在となっている」[Roberts 1994 as cited in Mikkelson 2005, p. 127 筆者訳]との指摘がある通り、コミュニティ通訳の概念自体が未だ明確に定まったものにはなっていない。学術研究が進み、また職業としても広く「専門職」としての認知がなされ、AIIC（国際会議通訳者協会）を代表とする職能団体も設立されている会議通訳と比較すると、Roseann, Vazquez, and Mikkelson[1991]が指摘するように、コミュニティ通訳はアマチュア、ないしはアドホック通訳者が行うこともある一方、Mikkelson[2005]が主張するように、医療、司法、あるいは社会サービス分野の通訳で一定のトレーニング経験を有する通訳実践者が正式な業務として行っている場合もあるなど、業務従事者のバックグラウンドにかなりの振れ幅があると言えよう。

こうした事情は、日本にも当てはまると考えられる。実際、相談会を主催する国内の多くの地方自治体や国際交流協会などにおいては、個々に設けられた通訳ボランティア制度に登録する、いわゆる「通訳ボランティア」が業務にあたっているケースが多い。またそのほか、各々の組織・団体に属する「相談員」や「国際交流員」が通訳業務を兼務している場合がみられる。後者の場合においては、日々コミュニティ通訳としての現場を有し、実践知の蓄積が図られていることもあり、今後は専門職としての確固たる地位の確立が目指されることとなる。

会議通訳とコミュニティ通訳のいずれの経験も有する筆者がこれまでの実践を振り返るに、これら双方には、角度こそ異なるものの、業務を遂行するにあたっては、等しく専門職として認知されるに足る、独自の役割と専門性が存在していると言える。

もちろん国が異なれば、ことばや文化が異なることとなる。その双方が業務を遂行するうえで重要な要素となるコミュニティ通訳において、諸外国における考察が、日本でのケースに一概に置き換わるわけではない。しかしながら、特に会議通訳との比較の観点にもとづき、Roberts[1994 as cited in Mikkelson, 2005]が下記に唱えるコミュニティ通訳の役割は、日本におけるコミュニティ通訳の専門性を議論していくうえでも、念頭に置くべき点であろう。

- 1) コミュニティ通訳は主として公共サービスへのアクセスを保証する役割を果たすため、組織・機関などの環境において業務を担うことが多い
 - 2) コミュニティ通訳はスピーチよりも対話型の意思の疎通を通訳する傾向にある
 - 3) コミュニティ通訳は通常、両言語、ないしはすべての作業言語への通訳、および両言語、ないしはすべての作業言語からの通訳を行う
 - 4) コミュニケーションのプロセスにおいて、コミュニティ通訳のプレゼンスは会議通訳者と比べ、はるかに目立つものとなっている
 - 5) 会議、およびエスコート通訳が対象とする国際外交や商業においては、扱う言語数は限られたものとなっているが、コミュニティ通訳では、非常に数多くの言語が通訳され、その多くはいずれの国の公用語ではない少数言語である
 - 6) コミュニティ通訳は、通訳者としての従来の中立的な役割を超えた擁護者、ないしは「文化の仲介者」として見られることが多い
- [Roberts 1994 as cited in Mikkelson 2005, 筆者訳]

2 相談通訳において求められる専門性の考察

筆者は日本における相談通訳を視点にコミュニティ通訳の専門性を考察していくにあたり、理論面からのアプローチに限らず、通訳現場における、いわゆる「実践知」を蓄積し、分析していくこともまた、その内実を探るうえで肝要な手立てであると考えている。

筆者が所属する東京外国語大学では、今後コミュニティ通訳が専門職としてのプレゼンスを構築できるよう、多言語・多文化教育研究センター（以下、センター）を運営母体として、多言語・多文化社会専門人材養成講座を実施し、その一環として、2010年度より「コミュニティ通訳コース」¹を開講している。同コースでは、コース修了生を対象に、主に相談通訳の実践の場を提供する一方、センター関係

者を主宰者とした「コミュニティ通訳協働実践型研究会」を開催するなど、コミュニティ通訳の専門性について「理論と実践の融合」を目指した取り組みを行っている。

そのため筆者もまた、センターが協力する相談通訳の場に足を運び、日本語・英語間の通訳者として活動を行っているほか、必要に応じて、マッチング・コーディネーターとして現場のサポートにあたるなど、現場での実践を蓄積するよう努めている。



コミュニティ通訳研究会にて
メンバーと専門性を議論する

こうした相談通訳の場には、主要な弁護士会や弁護士事務所が主催する無料法律相談会に加え、先述のリレー専門家相談会などが含まれる。本章では、相談会実施の流れに沿い、主として①通訳前、②通訳時、③通訳後の各コミュニケーション・プロセスにおいて、相談通訳に求められる専門性を会議通訳との対比を通じて、抽出していくこととする。

(1) 通訳前のコミュニケーション

①幅広い背景知識の蓄積

通訳において、そのパフォーマンスの質を左右するのは、ひとえに事前準備にあるとする通訳者は多い。会議通訳であれば、通常、まずは自身が登録する通訳エージェントを通じて業務依頼があり、同エージェントのコーディネーターが、発注を行った通訳案件に関するロジスティック業務を担うこととなる。ロジスティック業務には、まずは通訳者を必要とするスピーカーからのスピーチ原稿やプレゼンテーション資料の受け渡しがある。通訳者は受領した各資料をもとに、事前にくまなくリサーチを行い、ワードリストを作成するほか、時としてスピーチ原稿にベタ訳を書き込む作業を行うことができるなど、訳出の質を確保するうえで大前提となるサポートがなされているケースが多い。またそれ以外にも、コーディネーターによるロジスティック業務には、現場における同時通訳機器の操作確認、およびスピーカーと通訳者との事前打ち合わせの設定なども含まれる。もちろん案件によってはすべてが叶わぬ場合もあるにしろ、会議通訳においては、そのいずれもが、通訳者が業務を専門職として遂行するうえで必要とされる、い

わば所与のものと考えられている。

ひるがえって、コミュニティ通訳、特に相談通訳の場面ではどうであろうか。相談通訳においては、相談会の主催者である弁護士会や弁護士事務所、あるいは国際交流協会などが各々のニーズにもとづき、独自のネットワークを介して、各団体に対して通訳者の呼びかけを行う。各団体はその後、必要とされる通訳言語に沿い、担当通訳者を選定し、当日の集合時間や現場で必要な持ち物、および留意事項を伝えるといったロジスティック業務を担うこととなる。しかしながら相談通訳においては、こうした事前のロジスティック業務を担うコーディネーターの役割には限界がある。会議通訳では、あらかじめ会議やプレゼンテーションなどのアジェンダ、ないしは内容が定まっておき、スピーカーも当然当日に向け、資料の作成を含め、必要な準備を行うのが常である。

それに対して、相談通訳では、原則、相談者が当日相談会場に現れるまでは、いったいどのようなテーマで、どのような相談の解決を求めているのか、ほぼまったく事前に情報が与えられることはない。通常、相談会の開催者側には、当日相談者が来場するまで、該当者の相談内容に関しては一切、微細な情報も提供されぬままであることがほとんどである。

これはとかく人間関係が狭く、いかなる情報の漏えいも危惧される外国人コミュニティに暮らす相談者にとって、可能な限り、自身の悩みや問題を外部には伝えたくはないという当然の心理を尊重するがゆえの体制であり、そのため相談通訳にあたる通訳者は、通訳内容に関する具体的な事前情報がほぼ一切与えられない状況にあることを示す。つまりは当日通訳者として相談会場のマッチング・コーディネーターにアサインされ、相談者と事前ヒアリングを行うまでは、いったい自分がどのような内容の通訳を行うのか、資料はおるか、ほとんど皆目見当がつかないのである。

それゆえ相談通訳には、コミュニティ通訳の専門領域とされる司法、行政、教育、医療といった各分野の制度面を中心とする背景知識をくまなく網羅、理解し、また時流に沿い、それらの分野における、もっとも新たな法改正などの動きを常にアップデートしておくことが求められる。

場合によっては、昨今改正された在留資格に関する相談かもしれない。はたまた医療過誤や、勤務先による不当解雇についての相談もあれば、児童の連れ去りに関する相談の可能性もある。日本人住民と同様、外国人住民もまた暮らしのなかでさまざまな問題を抱えており、相談通訳にあたる通訳者はそのいずれについても包括的な知識、特に外国人相談者が生活する地域の制度面での背景知識を有

し、いかなる相談内容であっても、さしたる事前資料のない環境において正確な訳出を行っていくことが求められる。

もちろん場合によっては、例えば2012年6月に関東弁護士会連合会が主催した「外国人労働者と技能実習生のための無料電話相談」など、「技能実習生」といった当日の相談内容にまつわるキーワードが明記され、それをもとに、通訳者がある程度の範囲において事前準備を行うことができるケースがある。また東日本入国管理センターで実施される無料法律相談会も、通常は同センターに収容される長期収容者を対象としたものである。そのため、同センターにおける相談内容は、いわゆる「仮放免」を中心としたものであるとの想像を働かせることは可能であり、それをキーワードとした事前リサーチを行うほか、ワードリストを作成することができる。筆者の経験でも、同センターでの業務が発生することになると、可能な限りインターネットなどを用いたリサーチを開始することとなった。同センターについてはもちろんのこと、そのほか「仮放免」やそれに付随するキーワードをもとに、例えばインターネット上のニュース検索を用いるなどして、いまこの事案にまつわる領域において、いったい何がニュースであり、どのようなことが問題として浮かび上がっているのかを事前にリサーチし、数百におよぶ日英言語の対訳を打ち込んだワードリストを持参して、通訳現場に赴くこととなった。

しかし一般的に現在実施されている相談会の多くは、あらゆる生活上の問題を対象とした相談の機会を提供するものであり、会議通訳と比べあらかじめキーワードを絞り、事前に的を絞ったリサーチを行うことは甚だ困難である場合が多い。

言ってみれば、相談通訳はその都度「出たとこ勝負」の姿勢が求められることとなる。医療の専門家が集まり、発表に耳を傾ける機会を通訳する「医学通訳」は会議通訳の一分野である。もちろんプロであれば、いっさいの誤訳は許されず、正確性を重視した訳出がなされることになる。しかし仮にその場において通訳者が誤訳をしてしまったとしても、極端な話、誰の命も奪われることはない。一方、外国人相談者と精神科医の間のコミュニケーションをつかさどる相談通訳においては、たとえ一言でも誤訳をしてしまった場合には、その後、その相談者の人生や生命にも深刻な影響を及ぼしかねない。

こうした意味からも、コミュニティ通訳は本来通訳者として業務を全うするうえで必要な事前サポートもままならぬなか、現場での対応を求められているのが常である。こうした対応の成否は、ひとえにその通訳者が日々、コミュニティ通訳の専門領域とされる各分野における制度上の知識を蓄積し、それを現場において瞬時に引き出すことができるか否かにかかっており、専門性の1つに数えるこ

とができるだろう。

②心に寄り添う姿勢

しかし通訳前のコミュニケーション・プロセスにおいて求められるのは、こうした専門的知識の会得のみに限らない。

いかなる通訳行為においても、通訳者にとって、事前資料の受け渡しと同じく、通訳前に確保が望まれるのが、通訳当日の通訳環境の整備である。

会議通訳においては、通訳形態として、時間をかけ、十分な正確性を担保した訳出を主催者側が望む場合には逐次通訳が用いられることとなる。しかしその一方、例えば複数の著名なスピーカーなどを招く形で行われるシンポジウムなどにおいては、限られた時間内において的確にメインメッセージを伝えることに主眼が置かれることとなり、こうした場合は、時間を大幅に短縮することができる同時通訳が用いられることが多い。同時通訳は、通常会場の隅などに設置された同時通訳ブースに通訳者が入り、そこから発する通訳音声を会場の聴衆はヘッドセットを用いて聴くことになる。そのため、それを可能とする機材や機器の設定が必要となり、エンジニアと呼ばれる通訳エージェント、ないしはブース設置業者が通訳者よりも先に会場に入り、設定にあたる。そのため会議通訳においては、通訳者が現場入りした段階で、通訳環境が整っていることがほとんどである。

一方、コミュニティ通訳においては、時として外国人住民が通訳現場に家族などを同伴した際には、ブースを必要としない、いわゆるウイスパリング同時通訳が求められるケースや、サイトトランスレーションを行う機会もあるが、その主な通訳形態は逐次通訳であると考えられている [Hale 2007]。

特に専門家が相談者の発言を逐一聞き取り、あらゆる情報の乱れや矛盾、話し方や感情の起伏といったすべての要素を自身がアドバイスを行う上での判断材料とする相談通訳においては、他のコミュニティ通訳と同様、逐次通訳が好まれることになると言える。

こうした逐次通訳では、同時通訳ブースを伴う同時通訳とは異なり、通訳者の座る位置が一様に設定されているわけではない。また特に相談通訳においては、現場で職務にあたるマッチング・コーディネーターは、先述の通り、主催団体の弁護士や事務担当者が務める場合が多く、必ずしも通訳環境の整備に明るいわけでも、ましてや通訳者の視点を有しているわけではないのが実情である。

それでは逐次通訳において、通訳者はどこに座ることが望ましいのであろうか。

会議通訳の場合は、雇用主の利益のために業務にあたることはいわば当然であり、逐次通訳を通訳形態とする際には、通訳者は雇用主側に席を確保し、雇用主

側チームの一員として通訳にあたるのが望ましいと考えられる。

他方、相談通訳においてはどうかであろうか。もちろん相談会には常に主催者があり、通訳者への依頼は、その主催者団体を通してなされているのは確かである。ただし相談通訳においては、主催者に限らず、現場での相談にあたる専門家も、そして相談内容を通訳する通訳者もまた「外国人支援」という共通の目的を共有するチームの一員であり、皆一様に、外国人相談者の「心に寄り添う姿勢」が求められることとなる。そのためには、相談者が自身の悩みや問題を話し、相談を円滑に進めることのできる状況づくりは不可欠であり、その場のコミュニケーションの仲介者である通訳者は、自らの通訳環境を整える一環として、より良い場づくりに力量を発揮していかなければならない。

相談者は他人には言えぬ悩みを抱えたまま、藁をもつかむ思いで相談会にやって来ることが多い。通訳者は相談者のそうした心の機微を理解しておく必要がある。たとえ相談通訳の依頼主が弁護士を中心とする主催者団体であったとしても、多くの場合は、弁護士ではなく、外国人相談者の隣に席を確保し、適宜アイコンタクトを図りながら、話に傾聴するなどして、相談者がより心を開き、少しでも気持ちをリラックスさせた状態で相談を行うことができる環境を整備する、その一助となる必要があるであろう。

これは水野 [2008] が指摘するように、コミュニティ通訳においては、通訳を必要とする関係者の間に力関係の差があると考えられる場合においては、特に考慮すべき要素である。例えば、ある国の文化では、弁護士や医師の置かれる社会的な地位が、日本におけるそれよりも遥かに高いケースもあり、相談者は、いわば「権力」を有する専門家を前に、本来言うべきこと、あるいは当初言いたいと考えていたことも言えなくなる場合も容易に有り得るためである。これは専門家と市井の人々ではなく、あくまでも専門家と専門家のコミュニケーションを担う会議通訳においては、目立って取り上げられることのない要素である。

③ユーザー教育の視点

会議通訳と比較して、「事前打ち合わせ」もまた大きく異なる点であり、コミュニティ通訳の専門性が問われる場面である。

会議通訳においては、発表者などとの「事前打ち合わせ」、あるいは「ブリーフィング」（以下、事前打ち合わせ）は、いわばセットメニューの1つとなっていることが多い。通訳者にとっては、事前に受領した発表資料において疑問に思った点や、質問のある箇所を直接たずねることができるだけでなく、アクセントやスピードといった、スピーカーの話し方の特徴を通訳前にとらえることのできる貴

重なる機会となっている。また発表者にとっても、自身がプレゼンテーションのなかで特に伝えたいと思う箇所をあらかじめ通訳者に示し、情報を受け取る聴衆である専門家が望むべきメインメッセージを強調することができる。例えば膨大なプレゼンテーション資料が提供されている場合、通訳者はそのうち、どのスライドが、もっとも発表者が強調したいものなのかを聞き出すのも慣例の1つである。つまり、いわば専門家と専門家間の利害関係を最大限に一致させるような仕掛けが、通訳者を含む形で、このような事前打ち合わせの場においてなされているのである。

他方、相談通訳において、事前打ち合わせは未だセットメニューの1つとして、必ずしもすべての相談会において定着しているわけではない。ただしその重要性を鑑みても、通訳者自らがそうした機会を生み出すよう、積極的に立ち回る場面が多々見られる。

そうした場面は大きく2種類に分類することができる。1つは「対専門家」であり、もう1つは「対外国人相談者」である。

前者の「対専門家」との事前打ち合わせは、会議通訳と同様、通訳者が専門家の話し方の特徴をとらえるうえで有意義であることはもちろん、いわゆる「ユーザー教育」の観点からも必要不可欠であると考えられる。

会議通訳は専門家と専門家間のコミュニケーションをつかさどる存在であり、またいずれの専門家も、過去に通訳者との業務経験を有しているなど、その立ち位置に対する理解は一定程度認められると言ってよいであろう。しかし相談通訳においては、これまでに十分に外国人相談にあたってきた経験を有する一部の専門家を除き、過去に通訳者と仕事をしたことのない専門家も多々存在することになる。

そうした場合も考慮し、筆者は、事前打ち合わせの機会を利用して、まず専門家に対し、これまでに通訳者と仕事をしたことがあるかどうか、その有無を必ずたずねるようにしている。そしてその後も、逐次通訳と同時通訳の違いを理解しているのか、また理解しているのであれば、正確性の確保が求められる逐次通訳において、通訳の質を高めていくためには、専門家には早口になるのではなく、ある程度、一定のスピードで話をしてもらうこと、また専門用語については、相手が専門家ではなく市井の人々であるがゆえ、単に専門用語を用いて終わりにするのではなく、その後に、意味を噛み砕き、必要によってはパラフレーズを行いながら、説明を加えてもらうこと、また専門家の口から相談者に対し、可能な限り短く区切って発話してもらうよう依頼することを伝えるようにしている。

また上記は専門家との個別の事前打ち合わせ時に伝えるべき要素であるが、それを行う以前に、当日相談会に集った専門家全員に対し、一斉に周知しておくべき大切なことがあるのも相談通訳の特徴だ。それは、相談の場において専門家から相談者に伝えるべき、通訳に関する留意事項の確認である。

相談の現場では専門家でさえ通訳との業務にあたった経験が乏しく、どのような対応を図るべきか十分な理解がなされていない場合があるのは、先述のとおりである。ましてや市井の外国人住民の場合、通訳行為への理解がほぼ見られないのがその多くを占めるだろう。こうした場合、相談者は通訳者と専門家の区別がつかず、たとえ座る位置が相談者の横であったとしても、たとえば通訳者を司法分野の専門家としてとらえ、本来専門家に対して質問すべき内容を通訳者にたずねることもある。またこれに関連し、そもそも相談者が自身の意思や表情を伝えるうえで重要な材料となるアイコンタクトさえも、専門家ではなく、通訳者に対して行われるケースも多い。

こうした状況を回避するためにも、相談通訳においては、専門家がまず自身の自己紹介と立場表明を行い、その後と同席する通訳者を紹介し、そしてそれに続き、各々の役割の違いを相談者に対し、口頭で明示化するプロセスが必要となってくる。具体的には、いかなるアドバイスに関する質問は通訳者ではなく、発話者である専門家に問いただすこと、また分からないことがあれば、いっさいの遠慮はなしに、通訳者ではなく、専門家にたずねること、また上記のプロセスにおいて通訳者が円滑に業務を遂行できるよう、相談者は発話単位を可能な範囲において、短く、簡潔にするよう努めることなどを求める「申し合わせ」が読み上げられることとなる。こうした相談開始時における、申し合わせの読み上げの必要性については、少なくとも専門家と通訳者の間で相談会当日、確認がなされていなければならない。しかし現実には、相談会会場の設置に伴う時間的制約のもと、とかく後回しにされがちである。とは言え、これは相談通訳においては必要不可欠なプロセスであり、いかなる状況においても、通訳者が弁護士や精神科医などと同じ専門家として場づくりを行ううえでは、他の専門家に対し主張すべき当然の権利である。こうしたユーザー教育の視点を有していることも、コミュニティ通訳の専門性であると言える。

④問題の核心を読み解き、まとめる力

一方、後者の「対外国人相談者」についても、ユーザー教育とは異なる視点において、事前に打ち合わせを行う必要があることも強調したい。会議通訳においては同じ外国人であっても、同様の知識を有する専門家としての位置づけがある

ため、とかく聴衆である限りにおいては事前に打ち合わせを行う必要はあまり見られない。

しかし相談通訳において、外国人は専門家ではなく、あくまでも日本人住民同様、地域社会において人知れぬ悩みを抱えた、市井の一般住民である。そうした場合、時として相談会に来場することさえも、相当な勇気を有する場合もあり、相談者本人もかなりの心の動揺を抱えながら相談に臨むこととなる。そうした場合、相談者本人が当初想定していた内容の相談を行うことができず、消化不良のまま、30分という限られた時間的制約のもと、会場を後にすることも起こりかねない。こうした事態を回避し、より良い相談通訳環境を提供できるうえで必要不可欠とされるのが、外国人相談者に対する、事前打ち合わせならぬ、通訳前の「ヒアリング」、ないしは「聞き取り」（以下、ヒアリング）である。

通常、こうしたヒアリングでは、A4用紙1枚程度の「相談カード」をもとになされ、主に外国人相談者の相談内容を「在留資格」や「労働問題」、あるいは「難民申請」といったカテゴリー別に、多肢選択式で選択させる質問に始まり、その選択内容にもとづき、通訳者が相談者の具体的な相談内容を聞き取り、後に専門家が目を通した際に分かりやすく、限られた時間内において的確なアドバイスを行えるように、その概要を記入する項目が用意されている。通訳者と相談者のやり取りは、通常相談者の母語、ないしは第二言語でなされることとなり、通訳者はその場で聞き取った内容を専門家が理解できるよう、日本語で記入し、伝えることとなる。

ヒアリングが行われるタイミングは、相談者が相談会場で受付を済ませた後の時間に行われるのが一般的である。仮に会場の専門家が、それ以前に相談案件を抱えていない場合は、ヒアリングの時間も手短となり、実際には専門家を通したコミュニケーションの現場において、相談内容の一部始終が明らかになることとなる。しかし仮にすべての専門家がふさがってしまっていた場合などにおいては、待機時間などから来る不安や苛立ちを解消するためにも、通訳者と相談者によるヒアリングに相応の時間が費やされることとなる。

こうした場合、ケースによっては、通訳前の5分—10分間がヒアリングに割られることになる。通訳者はこの時間を利用して、相談者の話し方の特徴をとらえるのはもちろん、この場において初めて相談内容に関するキーワードを拾い、来る通訳本番に対する精神的な準備を整えることができるのである。また一方で、その場であげられたキーワードをもとに、通訳において基本とされるanticipation（予想、予測）を働かせ、自身が直後に行う通訳案件の内容を想起し、

関連する単語を呼び起こすなど、物理的な準備も同時に行うのである。

自身が通訳を行う内容について、ほぼ事前に与えられた情報がなく、極度の緊張状態にある通訳者にとって、こうしたヒアリングの機会は大変貴重なものである一方、外国人相談者にとっての意義も大きいと考えられる。人前に立って自身の考えや思いを論理的に伝えることに慣れていない市井の外国人相談者にとっては、専門家を前に気持ちを吐露する以前において、通訳者に対し、ヒアリングを通して意見を整理し、伝えることとなる。これにより、その後、専門家は相談者本人の抱える問題を迅速に、かつ的確に解決していくことが可能となる。こうしたヒアリングにおいて、限られた時間内に、迅速、かつ的確に問題の核となる部分を読み解き、専門家にわかりやすい形にまとめ、伝える力が求められることになるだろう。

(2) 通訳時のコミュニケーション

コミュニティ通訳においては、上記のような、通常、会議通訳では見られないコミュニケーション・パターンを経て、通訳にあたる場合が多い。それでは次に、実際の通訳時においては、いかなる共通点、ないしは相違点があり、またどのような専門性が求められるのかを考察していきたい。

① 正確性と忠実性が担保された訳出能力

まず会議通訳であれ、コミュニティ通訳であれ、通訳行為において肝要となるのが、特に「正確性」と「忠実性」を重要視した基本的な通訳スキルである。鶴田[2004]は通訳の質を決める要素として「明確性」に加え、「正確性」、および「忠実性」を必須条件に挙げており、発話者が伝えようとするメッセージを別言語において聴衆に伝える役割を担ううえで、両者は外すことのできない基準であるとしている。



通訳者として必要な訳出能力を磨くコース生

相談通訳を始めとするコミュニティ通訳においても、相手に信用を与えるデリバリー面での明確性に加え、正確性、および忠実性といった2つの要素は外すことのできない基準であろう。その理由は、先述の通り、相談に訪れる外国人住民が抱える悩みは、例えば単純に司法分野に

関連する案件ではなく、精神的な疾患にもとづく問題が複合されたケースも多々あり、相談者の発話のすべてが、その後（場合によっては複数の）専門家がアドバイスを行っていくうえで重要なカギとなるためである。つまり、通訳者は相談者の語る一部始終を、すべてそのまま専門家に伝える義務があるのである。

筆者が過去に担当した相談案件でも、当初は相談者が弁護士に対し、法律的なアドバイスを求めているものの、相談が進展するに連れ、何度も同じことを繰り返し述べたり、同じ質問が投げかけたりする場面もみられるほか、語る内容に大幅な時制のずれがみられるケースや、時として感情が爆発し、他者の誹謗中傷に明け暮れる例などがあった。

メインメッセージを聴衆に伝えることに主眼が置かれる会議通訳では、このような場面に遭遇した際には、通訳者は同じことを専門家に繰り返し訳出するのではなく、その概要、つまり、繰り返しがなされている旨のみを専門家に伝えることになるであろう。また時制のずれについても、通訳者が文脈に沿って調整を行い、論理的な一貫性を確保した訳出にあたることが多い。しかし相談通訳においては、その限りではない。発話者が同じことを繰り返し述べているのであれば、それらを逐一すべて訳出すること、また時制にずれが生じているのであれば、ずれたままに訳出を行い外国人相談者のありのままの姿を示す必要があるのである。

上述した過去の相談案件においては、筆者自身、多少の迷いはあったものの、必ずしも首尾一貫していない相談者の発話をすべて正確に逐次通訳するよう努めたが、その後、相談に応じた担当弁護士からは「すべて訳してもらうことで、当該人物の人となりが見えるため、適切な対応であった」とのコメントがあった。正直、通訳者としても、果たして相談者の発言のどこからどこまでが事実なのか、考えあぐねてしまうほどの案件であった。とは言え、話が正しいか正しくないかを判断するのは、少なくとも通訳時における通訳者の役割ではない。その役割は、あくまでも専門家にある。そうであれば、専門家がその役割を果たすことができるよう、可能な限り、多くの情報を正確に、そして忠実に訳出するという専門性をもって応えるべきであろう。

②多言語・多文化社会に対応した臨機応変なコミュニケーション能力

Roberts[1994 as cited in Mikkelson 2005]が先述のコミュニティ通訳の役割で5)で述べているように、英語やフランス語といったいわゆる大言語が中心となる会議通訳と比較し、コミュニティ通訳においては、その国においては使用頻度の低い少数言語が通訳を行ううえで対象言語となることが多い。これは筆者がこれまで携わってきた相談通訳においても同様である。

センターが協力する無料法律相談会やリレー専門家相談会は、事前に予約をしてやって来る相談者に限らず、当日無料の相談会が実施されていることを知り、アポなしで相談に訪れる外国人住民を受け付けるケースが多い。こうした相談会場には、必ずしもその外国人住民の母語を話す通訳者が待機していないこともあり、その結果、相談者はほかに選択肢がない状態で、日本語で専門家との相談に臨むケースが生じることとなる。

しかしそうした外国人相談者の日本語能力は、専門家の話をすべて正確に理解し、自身の主張を伝えることができるほどではない場合が多い。もっともこうした相談者もまた、いまの日本社会の一構成員であり、日本人住民と同じく、日々の生活上のトラブルを抱え、何とかその解決の糸口を見つけようとしており、最善の支援を必要としていることは言うまでもない。しかしこうした外国人住民の多くは一生活者であり、自身の言語を話す通訳者を雇い、問題の解決にあたるための経済状況にはないことも多く、無料で開催される相談会に足を運ぶことになるのである。

以下にある事例を紹介したい。都内で開催されたある相談会に、中東の言語を母語とする相談者がやって来た。筆者は当日マッチング・コーディネーターを務めており、受付で相談者に対応した際、日本語、英語のいずれもと流暢ではないとの自己申告を受けた。通常若干程度であれば英語を解する外国人相談者も多いことから、待機する英語通訳者を相談に同席させようかどうかの判断に迷ったが、結局、相談者自らが「日本語でなんとか頑張ってみる」と話したため、日本語による専門家相談を行う運びとなったのである。

しかし相談が開始されると、担当弁護士がやや早口ということもあり、相談者との間で十分なコミュニケーションが図られぬ状態のまま、時間だけが刻一刻と過ぎていってしまっているように見受けられた。同様の指摘は、相談ブースの近くで待機し、相談の様子を目にしていた別言語の通訳者からもなされた。せめて英語であればとの思いはあったものの、あいにく英語通訳者は、別件で相談に駆り出されており、対応が叶わない。筆者は自ら相談ブースに入り、通訳を行うことも考えたが、ひっきりなしに相談者が訪れるなか、通訳者側に立つマッチング・コーディネーターとしての業務を中断するわけにはいかない。

こうした葛藤のなか、件の通訳者から、自身が相談ブースに入り、担当弁護士の話す日本語をいわゆる「やさしい日本語」調に通訳してあげたいとの提案がなされた。とは言え、相談の場を取り仕切る弁護士に対し、単刀直入にそのような提案を行うことにはためらいがあるのも事実である。しかし現状を維持したまま

では、相談者にとって実のある相談にはつながらないことは明らかであった。

そうしたなか、件の通訳者が数字といった極々簡単な日常用語であれば、相談者の話す言語の知識があることが判明した。そこで筆者はそれを理由に、同じくマッチング・コーディネーターを務める主催者側の弁護士に相談し、担当弁護士に打診してもらい、途中から件の通訳者が相談に加わり、適宜サポートを行うよう取り計らうこととなった。その結果、通訳者は一部に相談者の母語を用いながら、相手をリラックスさせることにより、弁護士が相談内容についての的確なアドバイスを行えるほど意思疎通が見られるようになった。またその際、通訳者は相談者が内容を十分に理解できていないだろうと思われる箇所においては、弁護士の日本語を「やさしい日本語」調に「通訳」してくれたのは言うまでもない。

日本に暮らす外国人の数が増加し、コミュニティ通訳が扱う言語もまた多様化している。もちろん理想としてはそのすべてに対応することであるが、現実的はそれが叶わぬいま、こうした通訳事例は今後もまた継続的に見られていくことになるだろう。そうしたとき、その場でその場でいったい何が必要であるかを瞬時に読み解き、臨機応変に問題に対処できるか。こうした臨機応変なコミュニケーション能力もまた、相談通訳に必要な専門性と言ってもよいであろう。

③ 専門家として問題を見極め、解決にあたる力

また相談通訳時には、通訳者もまた専門家としての立ち位置をもとに、問題を見極め、解決にあたる力が求められる場面も見られる。

相談現場には相談者の母語を作業言語とする通訳者が待機しているにもかかわらず、自身の日本語能力への自負があるためか、通訳者を介さず、日本語のみで相談に臨みたいと相談者が主張してくるケースが多い。

筆者も相談通訳に携わり始めた当初は、相談者の意向を尊重し、通訳者を同席させることなく、相談ブースへの案内を行っていた。しかし相談終了後に担当弁護士から話をすると、自分が伝えたい情報が、相談者にすべて伝わったかどうか不安であるとの声が聞かれることとなった。こうした意見は同じく日本語のみで相談にあたったほかの弁護士からも異口同音に伝えられたため、それ以降は相談者の母語を話す通訳者がほかの相談にあたっておらず、待機の状態である限りにおいては、相談ブースに同席させるよう試みることとなった。

しかし相談者によっては、受付の段階で不要と伝えたにもかかわらず、通訳者が自身の相談ブースに同席していることを不快に感じたり、露骨に迷惑そうな表情を示したりする場面も見られた。また通訳者にとっても、そうした精神状態にある相談者の横に遠慮気味に座り、日本語でなされる相談内容に耳を傾け、交わ

されるやりとりを見守る役回りは、なんとも心が落ち着かない状況であったと言える。

しかし実際には、ただやりとりを見守るだけではなかったのである。通訳終了後に、担当弁護士、および通訳者らへの聞き取りによると、たとえ相談者は自身の日本語に自負があったとしても、相談内容が込み入り、概念上、弁護士が別の砕けた日本語表現にことばを置き換えることが困難であった場合、あるいは相談者自身が日常において使用する日本語の語彙のレベルを超えた表現が必要となり、コミュニケーション全体に対して腑に落ちない様子を浮かべた場合などにおいて、通訳者の絶対的関与が求められたのである。すなわち相談者の日本語能力についての自己申告は、時として相談現場でコミュニケーションを図るうえでは十分ではなく、言語・文化の仲介者としての通訳者がそこに介在している必要があると言え、弁護士からもその必要性があらためて確認、叫ばれることとなった。

こうした状況を踏まえ、それ以降センターが協力にあたる相談会においては、いかに外国人相談者が日本語を不要としても、原則、対応言語の通訳者が当日現場で稼働している場合には、必ず相談ブースへの同席をうながす仕組みを取るようになっている。仮に相談者の母語を話す通訳者が出払っていた場合には、必ずその通訳者が出番を終えて待機ブースに戻り、次の案件に対応できるまでは、(日本語による)相談を開始しないよう徹底したのである。

これは相談内容に関する専門家である弁護士と、ことばと文化の専門家である通訳者が共に議論し、検討した産物である。またそのプロセスにおいては、同じ専門家として、通訳者が対等な立場で、弁護士に対し、自身の専門知識にもとづき積極的な提案を行うこととなった。Roberts[1994 as cited in Mikkelson 2005]がコミュニティ通訳の役割の4)で述べているように、会議通訳と比べ、コミュニケーション・プロセスでのプレゼンスが顕著なコミュニティ通訳こそが発揮することのできる専門性と言えるだろう。

④場を調整する力量

本稿でいままで取り上げてきたコミュニティ通訳の事例は、いずれも相談者と専門家が一堂に会し、対面式で相談を行う場面における通訳である。

しかしコミュニティ通訳においては、扱う言語が少数言語であることも多く、必ずしも相談者は相談会が開催される場所の近くに居住しているわけではない。人間関係の限られたコミュニティに暮らす外国人住民は、自身が抱える問題がコミュニティ内にて露呈されることを危惧し、あえて居住地から離れた相談会場に足を運ぶ例も見られるなど、プライバシー、および守秘義務の遵守には日本人住

民以上に敏感な場合も多い。

昨今では、こうした外国人住民のニーズに対応し、無理に遠く離れた相談会場に通わなくても相談に応じることができるよう、遠隔通訳の仕組みを導入する相談会も多くなってきた。それゆえ、通訳者も通常の対面式による相談に限らず、トリオフォンといった三者間通話システムやスカイプなどの映像音声通信サービスを用いた通訳現場に携わることが求められるようになった。かねてより、会議通訳においては電話会議やビデオ会議が行われる機会も多く見られているが、相談通訳を始めとするコミュニティ通訳においては、特にこうした遠隔地域のニーズに沿った多様な通訳形態への対応がとかく重要視されるようになってきている。

筆者も、遠隔地に住む外国人からの相談通訳を行う機会が多い。これまでも会議通訳の一場面として、幾度となく遠隔通訳に対応した経験はあるものの、相談通訳ならではの難しさがあるのも事実だ。

まずその難しさは、通訳者が会話に介入し始めるタイミングを見計らうことにある。先述の通り、相談に通訳においては、通常弁護士などの専門家が相談開始にあたって申し合わせを読み上げることが前提としている。申し合わせを読み上げることにより、相談者もいかにして通訳者を介して自身の相談を専門家に的確に伝えることができるかを把握することができるためである。

対面式の相談通訳であれば、相談者、専門家、そして通訳者がその場に一堂に会しており、お互いに様子を確認しながら、申し合わせが読み上げられることとなる。しかし時として、例えば三者間通話システムを用いた通訳など、相談者も専門家も、そして通訳者もそれぞれに別の場所に待機した形で通訳が行われる場合は、その実施が困難を極めることとなる。特に相談自体に、また通訳者を介したコミュニケーションに不慣れな外国人相談者の場合、自身の悩みを打ち明けたいという気持ちが先走り、申し合わせを読み上げるプロセスを踏むことなく、すぐに電話越しに相談内容が打ち明けられる傾向にある。結果として、通訳者は申し合わせに定められた本来の役割や業務範囲を超越した対応を求められることとなり、適切な課題解決への道しるべを示すに至らないケースが発生するのだ。

またこれは、映像音声通信サービスを利用した通訳においても同様である。映像音声通信サービスを用いた通訳では、遠隔地に住む外国人相談者とパソコン画面、およびヘッドセットを通して直接やりとりを交わすのは通訳者のみである場合も多く、専門家はあくまでも通訳者が日本語で発話した音声のみにもとづき、アドバイスをを行うこととなる。パソコン画面上に外国人相談者の顔や表情が表示

されている場合は、まだ好ましい方である。実際には、極力自身の情報を外部に知られたくないと考える相談者も多く、その場合はパソコン画面上に顔をうつさず、あくまでも音声のみのやりとりを行うこととなるのだ。

こうした場合、具体的にいま、相談者がどのような情報を発信しているのか、弁護士がそのすべてをつぶさに聞くことも見ることもままならない。そのため、途中、相談者の話が続行しているときであっても、仮に弁護士が交わされる対話が長いと判断した場合には、通訳者に対し、ストップサインが出されることになる。このように、通訳者のみが、その場の（全関係者の）状況を判断できる場合、あるいは判断せざるを得ない場合も多い。

こうした不自由な環境のもと、通訳者には外国人相談者と弁護士双方が、いずれの段階においても、同じ情報を共有し、共通の理解を持たせるよう、常に配慮し、場を調整する力量が求められるのである。

また特に他者に対して、素性を明らかにしたくないと考える外国人相談者が数多くみられる遠隔通訳においては、その相談内容も一様にして複雑、かつ深刻である場合も多い。

筆者のこれまでの経験からも、特に日本語・英語間の通訳においては、その背景に拷問や殺人、内戦、テロリズムといった想像を絶する経験が見え隠れする「難民申請」が相談事案に挙げられることが多い。こうした難民申請の場合は、あるいは通訳者も通訳後に精神的なケアが必要となるほど陰い内容の訳出が求められることになる。また難民申請という属性上、相談者の出身国・地域に固有のことば、まさに固有名詞が発話のなかに頻出する傾向があるように考えられる。またそうした日本のメディアが報道しきれない、あまり聞きなれないことばの数々を、相談者は自分の不遇を理解してほしいという、激しく、感情の赴くまま、時として文脈を無視した形のなかで、発話に織り交ぜてくるところに通訳者としての対応の難しさがあると言える。

その際に必要となるのは、Roberts[1994 as cited in Mikkelson 2005]が6)で指摘するように、従来からの通訳者としての中立的な役割を超えた擁護者として、



パソコン画面を通した遠隔通訳にあたる筆者

相談者の心のうちを傾聴し、寄り添う姿勢であると考えている。最近では、対人援助を行うコミュニティ通訳の場面において、専門家と被援助者間の関係を調整する役割や、被援助者の不安な気持ちを落ち着かせるケア的な役割を担う[飯田2012:27]ケースも見られ始めており、今後、特に相談通訳において議論されていく要素となるであろう。

通常、日本の会議通訳の場面においては、逐次通訳は30秒から1分、長くても1分半のセグメントを訳すことが多く、教育現場においても、こうした時間枠に沿った演習がなされている。相談通訳においても同様のセグメントの訳出が望まれるが、上記のように、ケースによっては、特に遠隔通訳などではお互いの顔や表情を確認できないことも手伝い、2分～3分にわたり話が展開されることもある。現状、こうした状況が決して稀なものではないことを鑑みても、コミュニティ通訳にあたる通訳者はそれ相応のスタミナを有しているよう、日々トレーニングにあたる必要性があり、そのための養成方法を編み出すことは急務である。

(3) 通訳後のコミュニケーション

最後に、通訳後のコミュニケーションの観点から専門性について、検討を重ねていきたい。

① 専門家への提言能力

会議通訳においては、通訳後に通訳者とユーザーがその日のパフォーマンスや運営体制について直接意見を交換する場が設けられることは稀であり、後日、現場に同席した通訳エージェントのコーディネーターから間接的にフィードバックが伝えられるのが一般的である。

しかし相談通訳においては、通訳後に弁護士などから直接フィードバックを受け、また通訳者からも専門家に対し、要望や感想を述べる機会が設定されている。これは相談通訳の現場では「振り返り」、ないしは「ディブリーフィング」(以下、振り返り)と呼ばれ、相談会終了後に通訳者や専門家、また主催者側の担当者などが一堂に会し、およそ1時間にわたり、互いに、率直な意見交換を行う場となっている。その主たる目的は、今後より良い相談会を実施できるよう、それぞれの立場に立ち、当日なすべきではあったものの、なされることのなかった課題を抽出し、関係者全員で共有することで、次回以降につなげるためのものである。

通訳者もまた、その場に出席するほかの専門家同様、こうした振り返りにおいては、積極的に意見を述べることが期待されている。つまり相談通訳にあたる通訳者には、単に訳出行為をつかさどるだけではなく、相談会を実施するチームの

一員として、より優れた仕組みづくりの一端を担う社会的役割を有しており、対等な立場から提案を行っていく、十分な提言能力が求められていると言える。

具体的には、どのような課題の抽出が行われるのか。過去の事例を挙げると、ある無料法律相談会の振り返りにおいて、外国人相談者とのヒアリングの有り様に関して、通訳者側から専門家に対し、指摘がなされるケースがあった。その相談会では、他の相談会同様、当初の予定通り、ヒアリングが実施されることとなったが、その意義や位置づけについて、当日現場にいた通訳者と弁護士の間で認識の違いがみられるとのことであった。

相談者とのヒアリングは、相談通訳のプロセスにおいて、通訳者が事前に少しでも相談内容に関するキーワードを拾い、心の準備を行うができるというメリットがあるが、実はそれ以上の機能を果たすことが期待されている。

通常、ヒアリングで通訳者が相談者から聞き取った内容は、その後マッチング・コーディネーターに伝えられる。往々にして、主催者側がその役割を担うことのできるマッチング・コーディネーターは、通訳者から報告された相談事案の内容と、自身が当日までに把握しておくべき各担当弁護士の専門性を照らし合わせることで、相談者を適任の弁護士に相談者をつなぐこととなる。それにより、最適任者によるアドバイスのもと、相談者は自身の課題の速やかな解決を図ることができるのである。まさにここにこそ、ヒアリングを行う真の意味と価値がある。しかし本事例で取り上げた相談会においては、こうしたヒアリング実施の狙いについて、通訳者側と専門家の間で認識が共有されていなかった。そこで通訳者の側からヒアリングの意義について説明と今後の提言を行い、次回以降、より良い相談の場づくりにチームとして取り組むことができるよう、共有がなされたのである。

②専門職としての高い意識

また上記に取り上げた振り返りは、通訳者と専門家との間でのみ行われることではない。通訳者間においてもまた、態度・マナーを含む互いのあり方や、通訳者としての視点に立った相談会の運営方法などについて意見を交換し、自己を高め合う場づくりに励んでいる。こうした通訳者間の振り返りは、専門家との振り返りを実施した直後に、別途機会を設けて行うことが常となっており、会議通訳には通常見られない特徴だと言えるだろう。

例えばある通訳者間の振り返りにおいては、先に挙げたヒアリングに関しても、通訳者が聞き取った内容について、担当した弁護士によっては、その扱いにかなり異なりがあったとの指摘がなされた。ある弁護士は、通訳者がヒアリングを通して相談者から聞き取った内容を相談開始時に説明させ、そこから自身の相談を

展開していった。しかしその一方、ある弁護士は、通訳者に対してヒアリングの内容を伝えることはいっさい求めず、自身のペースで最初から相談を始める例もみられた。つまり、通訳者がヒアリングで聞き取った内容はまったく考慮に入れられなかったこととなり、それにより相談者は心を痛める内容であっても、同じことを繰り返し、初めから弁護士に伝えることになったのである。

もちろん弁護士により相談、あるいは話の聞き方のスタイルはさまざまであり、それぞれにそれぞれの戦略があることは間違いない。ただしここで議論し、共有されたのは、相談会によっては必要な弁護士や通訳者の数が不足、また相談会



相談通訳同様、三者間のロールプレイ演習にあたるコース生

自体の運営時間にも制限があるなか、ヒアリングの価値がさらに認識されるよう、同じチームの一員として働きかけることの重要性と、その決意であった。通訳者間の振り返りは、このように通訳者の立場からみた改善策を検討するだけでなく、「専門職」として必要な意識を互いに高め合っていく場となっている。

③ 専門家・専門機関につなぐ力

こうした通訳者と専門家、通訳者間での振り返り、およびそれに続く議論において、いずれの場でも指摘される専門性に、専門家・専門機関につなぐ力が挙げられる。外国人問題の解決にあたり必要な情報や、その提供者、および提供機関について、コミュニティ通訳が十分な知識とネットワークを有しているケースが多いためである。

通常、特に会議通訳であれば、「黒子」の存在であると考えられることもある通訳者は、会議の途中で自身が発言者となり、会議参加者に対し、自らが知り得た情報を提供することはない。これはコミュニティ通訳、特に相談通訳についても同じで、専門家と相談者が話をしている間においては、たとえ自身がより正しく、的確な情報を有していても、両者間のコミュニケーションを遮り、情報提供を行うことは考えにくい。

しかし、ある専門家との振り返りにおいては、同じチームの一員である通訳者に対し、適切な情報提供を相談者に行い、専門家・専門機関につなぐ役割を期待する声が聞かれることもあった。

こうした議論は、通訳者間でもなされる機会は多い。相談会での通訳経験が長

い通訳者、および日頃行政の窓口において相談業務にあたっている通訳者は、他の専門家や職員以上に、コミュニティ通訳の各専門領域についての専門的知識を有していることも多く、仮に適切な情報提供がなされなかった際に、心にジレンマを抱えることになるのである。

もちろんこのような情報提供は通訳時ではなく、あくまでも通訳後のコミュニケーションの一環として、通訳者もまた1人の専門家としてアドバイスを行うというものである。

こうした行為は、従来からの会議通訳に依拠した通訳者の規範を逸脱したものであると考えられる。しかしその一方、外国人支援という観点に立ったコミュニティ通訳に求められる「橋渡し役」としての役割を考えた際、さらには人類の長きにおよぶ歴史における通訳という、人と人をつなぐ営みの本質をとらえようとした際、今後は事例を積み重ねていくことにより、その専門性の有り様を深く検証し続けていく必要があると言える。

おわりに

本稿では、主として筆者の実践事例に基づき、相談通訳におけるコミュニティ通訳の専門性を考察してきた。本稿では、一般的な相談通訳の流れに沿い、通訳前、通訳時、そして通訳後におけるコミュニケーションの角度から、各プロセスにおいて、特に顕著にみられる専門性を探求することとなった。以下にあらためて列挙したい。

[通訳前のコミュニケーション]

- ・幅広い背景知識の蓄積
- ・心に寄り添う姿勢
- ・ユーザー教育の視点
- ・問題の核心を読み解き、まとめる力

[通訳時のコミュニケーション]

- ・正確性と忠実性が担保された訳出能力
- ・多言語・多文化社会に対応した臨機応変なコミュニケーション能力
- ・専門家として問題を見極め、解決にあたる力
- ・場を調整する力量

[通訳後のコミュニケーション]

- ・専門家への提言能力

- ・専門職としての高い意識
- ・専門家・専門機関につなぐ力

ここで強調したいのは、こうした個々のコミュニケーション・プロセスにおける専門性は、必ずしもそれ単独のプロセスのみに限定されるものではなく、コミュニティ通訳という営為において、終始一貫して見られるものであるということである。

例えば「心に寄り添う姿勢」は通訳前に限らず、通訳時も、また通訳後のコミュニケーションにおいても求められる肝要な要素である。同様に、「場を調整する力量」もまた、通訳時のみではなく、その前後においても必要とされる、コミュニティ通訳ならでは専門性であると言える。

冒頭でなされた定義に見られるように、コミュニティ通訳の役割は、主として、言語・文化的なマイノリティとしておかれている人たちを、ホスト社会につなげる「橋渡し役」を務めることにある。そうした「橋渡し役」、ないしは「橋渡し」としての役割を果たすときにこそ、通訳者には上記の専門性が常に求められることになり、自身の内面より、その都度、それが引き出されることになると言える。

こうした専門性は、会議通訳、コミュニティ通訳の類を問わず、いずれの通訳形態においても共通に求められる、通訳者として基本的な訳出上のスキル、すなわち「正確性」や「忠実性」に基づくものとなっている。しかしコミュニティ通訳における専門性は、もちろんそれに限定されたものではない。筆者が考えるに、コミュニティ通訳に求められるのは、多言語・多文化社会の一専門家として、個々のケースに応じながら「橋渡し役」としての役割を果たすこと、またそれを実現するうえで肝要となる、数多の力量形成に向けた取り組みを現場において実践し、振り返ることこそが、それ独自の専門性であると言えるであろう。

このような現場での内実を読み解こうとすればするほど、現在その実情に対して、さしたる認識も十分には与えられてはいないケースが目立つものの、特に相談通訳を始めとするコミュニティ通訳全般において、いわゆる会議通訳に比類する、優れた専門性が求められていると言える。

今後は果たしてどのように、こうした専門性を涵養し、またその後、会議通訳に類する専門職としての社会的認知を高めていくことができるだろうか。そのためには、本稿で取り上げたような専門性を有するコミュニティ通訳の人材を涵養するにあたり必要な哲学と、それをもととした養成のためのカリキュラムをいま一度探り、高度なプログラム化を図る必要がある。そのためには、あるいは大学院レベルにおけるコミュニティ通訳養成プログラムも必要となってくるであろう。

う。今後は日本社会の多言語化・多文化化の内実に対応が可能な、真のコミュニティ通訳を養成するための教育プログラムの設計、およびそのアプローチの方法について、深く探求していきたいと考えて止まない。

[注]

¹ コースのプログラムの詳細については、本冊pp116-117を参照されたい。

[文献]

- 飯田奈美子, 2012, 「対人場面のコミュニティ通訳における『逸脱行為』の分析」『Core Ethics』, 8, 立命館大学大学院先端総合学術研究科: 27-39
- 金澤真知子, 2005, コミュニティー通訳. In 真田伸治・庄司博史(編), 『事典 日本の多言語社会』東京: 岩波書店: 65-66
- 真田伸治・庄司博史(編), 2005, 『事典 日本の多言語社会』東京: 岩波書店
- 杉澤経子, 2011, 「多言語・多文化社会における専門人材の養成」近藤敦編著『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店
- 関聡介, 2009, 「外国人相談「通訳」に求められる条件と課題」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究別冊2』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター: 88-98
- 総務省, 2012, 外国人住民に係る住民基本台帳改正について. http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html. (最終アクセス2013年1月10日)
- 鶴田知佳子, 2004, 「大学院における通訳実技指導の評価の枠組み」『東京外国語大学論集』, 69, 195-202
- 法務省入国管理局, 2012, 平成23年末現在における外国人登録者数について(確定値). http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00021.html. (最終アクセス2013年1月10日)
- 松縄順子, 2007, 『ニュルンベルク裁判と同時通訳』大阪: エンタイトル出版
- 水野真木子, 2008, 『コミュニティ通訳入門』大阪: 大阪教育図書
- González, R. D., Vásquez, V. F., & Mikkelson, H., 1991, *Fundamentals of Court Interpreting: Theory, Policy, and Practice*. Durham, NC: Carolina Academic Press
- Hale, S. B., 2007, *Community Interpreting*. New York: Palgrave Macmillan
- Mikkelson, H. 2005, *The Professionalization of Community Interpreting*. Retrieved on January, 10 2013, <http://aiic.net/page/1546>
- Naito, M, 2012, *Community interpreting at the time of Great East Japan Earthquake. Interpretation and Translation*, 14(1), 97-115
- Roberts, R, 1994, "Community Interpreting Today and Tomorrow," in Peter Krawutschke, ed. *Proceedings of the 35th Annual Conference of The American Translators Association*. Medford, NJ: Learned Information: 127 -138

第2部

実践から見てきたコミュニティ通訳における 専門性とは—「橋渡し」を視点に

(コミュニティ通訳協働実践型研究会メンバー6名による
共同執筆)

問題の解決につなげる「橋渡し」

「橋渡し」のための専門性—暗黙知の蓄積と実践

ブラジル人コミュニティにおけるコミュニティ通訳

文化習慣的差異を埋めるコミュニティ通訳とは

コミュニティ通訳の「つなぐ」行為にみる橋渡しとは

対人援助場面に求められるコミュニティ通訳の専門性

問題の解決につなげる「橋渡し」



岩田久美

フリーランススペイン語通訳・講師

はじめに

筆者は1992年から現在まで、フリーのスペイン語逐次通訳として稼働している。主にビジネス通訳、取材、研修、レセプション、イベント、セミナー等の通訳を行ってきたが、2011年に東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターの「コミュニティ通訳コース」を受講し、その後コミュニティ通訳として、弁護士会主催の無料法律相談会や専門家相談会における通訳業務を経験した。最近経験した通訳事例をもとに通訳時の「橋渡し」と専門性について考察する。

事例

相談者：南米人女性

家族背景：夫（日本人）。子供6人。同居しているのはこのうち3～4人。子供は全員夫との子で日本国籍。相談者は当初在留資格がないと言っていたがその後2015年まで有効のビザを取得していることが判明。相談者は以前にブランドのコピー品販売で逮捕され、罰金を支払わなかったため3カ月刑務所に入っていた。

相談内容：

夫が非常に威張っており、子供や自分に暴力をふるう。長年つらい思いをしてきたので離婚したいが、夫は離婚には応じて一切帰国費用などを出さないとやっている。

1 通訳時コミュニケーション

(1) 誰のための通訳か

会議通訳や商談通訳の場合、通訳者の立ち位置としては、通訳者の雇用主の利益になるように意識して通訳を行う。例えば「商談通訳の場合は誰の通訳をするのかがはっきりしており、その商談を成立したいという意図が明確である。その目標に合わせて共同作業をすればよい」[渡辺・長尾・水野 2006:17]。

ビジネス通訳業務のなかでの企業訪問時の商談通訳では、クライアント側のプレゼンテーション（会社説明や商品の説明）を何度か繰り返していると、通訳自身も商品知識を持つため、日本の相手企業の反応を伺いながら、通訳がある程度必要と思われる情報を付け加えたり、よりよいプレゼンへ向けての配慮をすることもあるが、これは本来の「何も足さない、何も引かない、何も変えない」という通訳において考えられる3原則からは逸脱した行為になるであろう。

しかしながらこのような商談通訳の場合や、コミュニティ通訳の活動範囲においても、医療通訳、法廷通訳を除く分野においては、相談者の文化慣習や情報を持ち日本の常識とは違う常識が存在するということを理解している通訳が、「誰のための通訳をしているのか」を優先した場合、専門家に参考情報として発話された言葉以上の説明を加えることは間違っていないであろう（その際、もちろんこれは通訳自身の意見であるということを明確にする必要はある）。また相談者が専門家のアドバイスを十分理解できていないのではないかと感じられるときは、別のことばでもう一度説明してもらうという配慮もすべきであろう。

例えば、あるときの相談では「夫は暴力をふるい、警察も入国管理局も夫の親戚、友人であるので誰も味方してくれない。夫の財産も夫の姉妹が管理していて、これは自分と離婚したときに財産を渡したくないのでこうしている。子供たちも夫の味方であり、また帰国しても自分の家族もお金だけに関心があり自分を守ってくれるわけではない」などと、相談者がかなり感情的になる場面がみられた。そこで専門家とともに情報整理をするため、目をあわせて、ゆっくりうなずきながら相談者の気持ちを落ち着かせ、専門家の必要としている情報を聞く方向に持っていくよう配慮した。

(2) 弁護士・専門家との確認作業

コミュニティ通訳の場合、このように相談者の話の内容があちこちに飛んだり、また弁護士や専門家の質問に対する答えになっていなかったり、感情的になってしまうこともありがちである。

このようなとき、通訳の力量不足で話がかみ合っていないのではないかと誤解されるのを恐れ、つい話を論理的にまとめたくなる誘惑に駆られるが、これを解決するためには通訳前に、専門家にあらかじめ相談者の言ったとおりに訳出するので、論理的な展開には必ずしもならないこと、また通訳の方で話を整理することは難しいため、専門家が必要な指示を出してほしいこと、もし相談者の話が止まらなくなり通訳困難な状況に陥りそうときは、専門家からも話を区切るよう声がけしてもらうことなど、相談者にとって最良と思われる解決法を導き出すためのチームの一員としての心構えを、通訳だけでなく専門家にも持ってもらおう話し合っておくことが必要であろう。

(3) 理解力の確認

このときの相談者は相談の最後になって「自分は日本語は理解でき、今後の継続相談は通訳なしで大丈夫である」ので今回の弁護士に今後もお願いしたい旨の申出があった。しかしながら相談後の通訳との会話で、今まで何回も弁護士には相談してきたが今回のようにまともに対応してもらえたことはなかったので、今日は非常に満足したとの話が出た。この話から本人は日本語ができると言っても、本当にすべて言いたいことが専門家に伝わり、また専門家の話もすべて正しく理解できているかは疑わしいと推測された。その意味でも日本語ができるという相談者の場合でも通訳が入り、細かなニュアンスまで正確に伝えることの重要性が示唆された。

2 「橋渡し」とは

コミュニティ通訳とは「言語的マイノリティを通訳・翻訳面で支援することによって、ホスト社会につなげる橋渡し役」[杉澤 2011:203]と定義されているが、異なった言語を話す対話者の間を「橋渡し」をすることはどの分野の通訳にも必要とされる役割であり、コミュニティ通訳に特化するものではない。ではコミュニティ通訳における「橋渡し」とはどのようなものであるか考えてみた。

(1) 相談通訳における「つなぐ」ということ―「橋渡し」

筆者は相談通訳としての稼働はまだ多くないが、他の通訳業務と比べた場合の違いとして挙げられることの1つが「つなぐ」ということであろう。

すなわち多くの場合、1回の相談会で相談者の問題が解決されることはほとんどなく、明らかになった問題点を今後どの機関で誰にどのようにアプローチしていけばよいか、次の段階に「つなぐ」ことが相談会の目的であると考えられる。

日本人であれば何か問題が起こったときに、どこへ、誰に相談したらよいか様々な情報を持つことができるが、外国人の場合は、まず通訳のいる無料の専門家による相談会でアドバイスを求めることが一番手っ取り早いであろう。そして母語で話せて自分の国の文化・習慣の知識を持つ通訳を介して相談できることが、精神的に落ち着けるということも、相談後の相談者の表情やコメントから伺うことができた。

つまり「橋渡し」を単なる異なるコミュニケーションの仲介者としての通訳の役割だけでなく、問題点解決への次のステップに「つなげる」ものにとらえるのが、コミュニティ通訳における「橋渡し」なのではないだろうか。

また知識レベルが同等である専門家同士の通訳の場合は、通訳は専門用語を習得していれば、極端な場合、基礎知識はあっても通訳が専門家レベルの知識を持つことは困難であるため、その内容を十分理解していなくてもコミュニケーションの「橋渡し」は可能であるが、コミュニティ通訳の分野は単に単語を置き換えるだけでは十分でなく、その内容を分かりやすく説明できる知識を持つことも必要とされる。つまり知識レベルの違う両者をできる限り対等なレベルに近づける「橋渡し」もコミュニティ通訳ならではの「橋渡し」であろう。

(2) コミュニティ通訳の専門性

コミュニティ通訳が専門職として認められるための専門性とは以下のことが考えられる。



コミュニティ通訳コースで
ロールプレイ演習にあたる筆者

- ・通訳としての技能、マナーを有し、背景知識や専門用語の訳語だけでなく、内容も理解し、常に落ち着いて安定した速度の訳出ができる
- ・相談者が何を必要としているか、求めている情報を聞き出すことができる
- ・相談者の文化的背景についての知識を持ち、必要なときに整理した形で引き出すことができる
- ・相談者の不安を和らげ落ち着いて話せるよう、アイコンタクトなどを工夫して話しやすい状況をつくることができる
- ・地域の情報や関連情報を把握している
- ・専門家につないだ後は、中立性を保つことができる
- ・専門家やコーディネーターとチームの一員として、相談者の問題を解決するために連携、協働する

おわりに

筆者がコミュニティ通訳に関心を持ったきっかけは、スペイン語の通訳クラスを担当していたときに、ある受講生が自治体のボランティア通訳として登録し医療通訳をしているという話を聞いたことであった。医療通訳をいう難しい分野の通訳がボランティア通訳によると知ったときは驚き、行政、教育、司法、医療という幅広い分野に関わるコミュニティ通訳に関する知識を得たいと思い始めた。

現在コースで学んだ後頭の中にあっただ様な知識が、相談会の現場を経験するという実践により、やっと少しずつ身に付き始めていると実感している。今後はできるだけコミュニティ通訳に関わる分野での経験を積み、コミュニティ通訳がもっと専門職として認知されるよう少しでも貢献したいと思う。

【文献】

近藤敦編著, 2011, 『多文化共生政策へのアプローチ』 明石書店

杉澤経子, 2011, 「多言語・多文化社会における専門人材の養成」 近藤敦編著『多文化共生政策へのアプローチ』 明石書店

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター, 2009, 『シリーズ多言語・多文化協働実践研究 別冊 2 外国人相談事業』

渡辺修・長尾ひろみ・水野真木子, 2006, 『司法通訳 Q&Aで学ぶ通訳現場』 松柏社

「橋渡し」のための専門性

—暗黙知の蓄積と実践



江口佳子

東京外国語大学 非常勤講師

はじめに

会議通訳、外交通訳、通訳ガイド、コミュニティ通訳等、「通訳」という名の職に共通する役割は言語面の仲介である。話者の言葉の意味を正しく理解し、それを明確に聴き手に伝えるために、通訳者には高度な語学力と運用力が求められる。

それでは通訳という職種の中でも、コミュニティ通訳に特徴的な役割は何であろうか。現在、コミュニティ通訳の活動の場は行政、司法、医療、教育、労働等多岐に亘っている。杉澤はコミュニティ通訳とは「言語・文化的マイノリティを通訳・翻訳面で支援することによってホスト社会につなげる橋渡し役」とであると述べている [杉澤 2011:203]。また、水野はコミュニティ通訳について「異なる個々の文化に対処し、コミュニケーションを円滑にするための知識と能力が必要」 [水野 2008:15]、あるいは「異文化間の橋渡し」 [水野 2008:27] であると述べている。言語的側面の他に両者に共通するキーワードは「文化」と「橋渡し」である。

そこで本論考では、コミュニティ通訳を、外国人相談者から直接相談を受ける相談員ではなく、相談者と専門家をつなぐ通訳の立場に限定し、文化の橋渡しを担うことの専門性について述べることにしたい。

1 事例から

ここでは、筆者がコミュニティ通訳として紹介された事例について、その実践内容と反省点を述べたい。

(1) 小学校での保護者面談

特別学級に通う小学生の児童の保護者（母親）と担任、学年主任との三者で行われた面談である。ブラジル人の保護者は、日系三世の夫とともに娘を連れて来日した。面談は30分を予定していた。保護者の到着まで時間があつたので、学年主任にコミュニティ通訳を含めた面接の有為と、学校の保護者面談の頻度について話を聞いた。学校で通訳を介した面接は以前行われたものの、ほとんど経験はない。保護者面談は、1学期末と3学期末の年2回行われるとのことであった。

保護者が到着し、児童の教室で面談が始まった。担任教師からは、1学期中の授業やその他の時間（給食や休み時間等）の様子、通知表の説明があつた。保護者は、担任の話聞き、子供が頑張っていることを知って喜んでた。また、「普段は親の帰宅時間が遅いため、祖母が学校の送迎バスで子供の帰宅を迎えているが、帰宅後よく笑っているようなので、学校が楽しいのだと思う」とも述べた。面談は15分ほどで終わり、学校側も保護者も特にそれ以上続ける様子はない。

保護者面談が年2回であることや、平日に保護者と児童が接する時間が短いことを知り、筆者は学年主任から、保護者へ質問することの了解を得た。平日に子供と学校について話す時間を尋ねると、保護者は夫婦とも工場で働き、平日は交替勤務であるため、帰宅時間は深夜になることが多く、子供との会話は朝だけしかないとのことであった。さらに、筆者から、次の面談は3学期末であるから、せっかくの面談の機会でもあるし、他にも質問をするよう勧めた。保護者自身で質問が思いつかないようだったので、例えば、夏休みの過ごし方や新学期最初の持ち物、2学期に保護者が参加する行事に関する質問を助言した。保護者がそれらを尋ねてほしいと言ったので、担任教師と追加の質疑応答を行い、面談は終了した。

(2) 「橋渡し」という行為について

筆者はこの事例において、面談に時間的な余裕もあり、保護者の出身国の文化・制度の違いを考え、日本の学校についてもっと知る機会になればと、保護者へ例を挙げて、学校への質問を促した。保護者にしてみれば、学校についてより多くの情報を得ることができたわけであるし、学校側としても、普段は接することの

少ない保護者へ多くの情報を提供できたわけであるから、双方にとって有益であったと言える。また、筆者にしても、面談当事者の教師と保護者の言語の壁を解消できたため、「橋渡し」という役割を果たせたと考えられる。

しかしながら、筆者は教育の専門家ではないのであり、自ら考えた質問事項で保護者に質問を促すのではなく、学校側へ、保護者からの質問を引き出したり、アドバイスをしよう働きかけるべきであった。この点、「橋渡し」の仕方を誤ったと言える。

2 コミュニティ通訳の専門性

通訳の場において有益な橋渡しを実現するためには、準備の段階から通訳終了後までの一連の流れを押さえ、各段階において為すべき点を事前に整理しておく必要がある。

(1) 通訳の現場に入るまでの準備—“知”の形成

通訳の現場において、話者が伝えたいことを理解し、正しく訳出するためには、語学の基礎学力はもちろんのこと、その国の文化や歴史を学ぶとともに、自国の公的制度を含む一般常識から各分野の専門知識、社会事象に至るまで、幅広い知識や情報に習熟しておくことが求められる。また、知識や情報とともに大切なことは、それまでに培われた通訳の経験である。これら知識、情報、経験を総合してコミュニティ通訳は暗黙知と呼ばれる“知”を形成するが、通訳の現場でそれを瞬時に取り出して応用するための訓練が必要がある。

(2) 「橋渡し」の現場の体系化

通訳の現場で必要となるのは蓄積された暗黙知を有効に活用し、相談者と専門家を橋渡しするための現場の体系化である。そのためには、通訳だけでなく、専門家による協力も欠かせないであろう。

筆者は都内の外国人支援ネットワークや弁護士会等が主催する外国人相談会にコミュニティ通訳として参加してきた。これまで参加した相談会では、ほとんどの場合、相談会の前に事前ミーティングがあり、相談会の終了後にはフィードバック・ミーティングが行われた。筆者はこれら2つのミーティングを当日のロジスティックな段取りの一部に過ぎないと考えてきた。しかし、現在は相談会前後のミーティングの重要性を認識している。

事前ミーティングでは、専門家と通訳の間で通訳中のコミュニケーションの取

り方についてあらかじめ決めておくことが重要である。例えば、相談者と専門家の間でコミュニケーションが難しい状況が発生し、通訳者の知識や情報が必要であると判断した場合には、通訳者が手を挙げるなどの合図をして中断することを、専門家との間で了解事項にしておく。また、相談会後のフィードバック・ミーティングでは、通訳者と専門家は相談案件を紹介するにとどめるのではなく、通訳時にコミュニケーションが困難となった点を共有することが有益である。通訳と専門家の両者の視点からフィードバックすることで、通訳の現場での課題を学ぶことができるし、次回の相談会への教訓・備えとすることができるであろう。

以上のように、通訳の現場に至るまでの“知”の形成や現場での体系化は、まとまった相談会だけでなく、事例のような個別面談の場合においても当てはめることができよう。面談前に、学校側と面談時のコミュニケーションの取り方を確認しておく、また、面談者について必要な基本情報を得ておく。そして、暗黙知と照らし合わせる。また、面談終了後には学校側とフィードバックを行い、反省点などを共有する。このようにして、次回の通訳の場に向けた暗黙知を蓄積していくことが必要である。

(3) 社会的背景の把握

さて、最後に、この事例における暗黙知を社会的な視点から考察したい。それは、事例の保護者面談を個々人の問題ではなく、社会的事象として一般化して把握するということである。

外国人が集中して住む集住地域では、問題が同時期に同一の問題として顕在化する場合が多い。しかしながら、外国人が分散して居住する地域では、これらの問題は可視化・認知されにくい。このような場合、社会的背景を把握しておかなければ、通訳の場で適切な橋渡しをすることができないかもしれない。

日本社会は1980年代以降、労働力の確保という経済的必要性から、外国人労働者を受け入れてきた。そして、1990年に制定された入管法により、日系二世、三世に対して「定住者」という法的な優遇措置がとられた。在留資格に就労上の制限がないことから、来日する日系人が急増し、その多くは業務請負業者を介して契約を結び、製造業分野の工場へ派遣された。また、時間給での就労のため長時間労働であることが多かった¹。この就業形態による生活スタイルが、日系人の親子のコミュニケーション不足を生じさせることとなった。

事例の保護者もそうした日系人の家庭である。夫婦ともに帰宅が深夜におよぶ工場に勤務し、親子のコミュニケーションは一日のうちの限られた時間であった。

このため、保護者が学校現場への関心を持つことすら困難であったに違いない。(学校について)「何がわからないのか」さえわからない様子であった。一方、学校側も特別学級における外国人児童の受け入れの経験が乏しかったことから、保護者への配慮が特に必要とされる例として認識していなかったのかもしれない。このような通訳の現場では、コミュニティ通訳が社会的背景を把握しておくことで、当該外国人をホスト社会へ橋渡しする支援ができる。逆に、それを把握していなければ、適切な橋渡しをすることができない場合もある。

おわりに

本論考では、通訳が現場で、適切な橋渡しをするために備えるべき専門性の観点から、暗黙知の蓄積、現場の体系化、社会的背景の把握の必要性について述べた。コミュニティ通訳は、一般に、社会的弱者の外国人を対象にする機会が多い。そこでは、彼らが自立した生活者として日本社会に参画するための「橋渡し」役として寄与することができる。

近年、看護師などの専門分野で外国人の受け入れが認められ、外国人の就労分野も多様化し、その出身国や家族構成も変容している。グローバル化した現代社会の変化は速く、私たちを取り巻く文化も「時間的空間的連続性のなかで変容し続ける動的」[山西 2010:66]なものである。多層化する社会において、文化的側面から支援は益々重要性を帯びており、コミュニティ通訳の役割が期待されている。



コミュニティ通訳の場は遠隔通訳にも広がっている

[注]

¹ 日本政府が労働者として日系人を受け入れた経緯について、梶田[2009]を参照した。

[文献]

- 梶田孝道, 2009, 「現代日本の外国人労働者政策・再考」志水宏吉編著『日本の教育と社会 第17巻 エスニシティと教育』日本図書センター
- 杉澤経子, 2011, 「多言語・多文化社会における専門人材の養成」近藤敦編著『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店
- 水野真木子, 2008, 『コミュニティー通訳入門』大阪教育図書
- 山西優二, 2010, 「多文化社会にみる教育課題」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究別冊3 多文化コーディネーター 専門性と社会的役割』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター

ブラジル人コミュニティにおける コミュニティ通訳



佐藤エバートン文雄

長浜市企画部国際交流員

はじめに

筆者は2009年にJETプログラムで、国際交流員として滋賀県長浜市に配属になった。日常業務において、主にブラジル人コミュニティを対象としたポルトガル語・日本語間の通訳・翻訳に関わる事が多く、具体的な内容は市役所の手続きや行政情報の伝達等である。

勤務先の現場では、相談の当事者双方（市民と市職員）が通訳者を介して相談を行う流れが理解されておらず、またブラジル・日本両国の制度に関するギャップも存在する等、様々な課題が山積しており、スムーズに通訳業務を果たすことができない。

最終的に当事者に適切なサービスを提供し、問題を解決するためには、会議通訳等にみられる通訳技法を使用せず、現場の内実に沿った独特なスタイルを用いられるケースが多い。つまり、通常に通訳とはある種異なる言語の置き換えが求められることに加えて、様々なスキルを有し、「橋渡し」を行うことができる通訳者が欠かせない。本論では長浜市の事例をベースに、「コミュニティ通訳の橋渡し」に関するニーズ等の考察を行いたい。

1 長浜市の状況

本論では長浜市での事例を取り上げ、コミュニティ通訳に関する課題を提示したい。

現在長浜市では外国人住民が総人口の2.5%を占めており、その65%が南米出身である。また、1600人（外国人住民の54%）を超えるブラジル人コミュニティが存在する¹。

長浜市では筆者のような国際交流員や相談員のほか、各課（市民課、滞納整理課、教育指導課、幼児課、子育て支援課）に配属された通訳者や巡回指導員等の体制で外国人に対する住民行政サービスを行っている。来庁する外国人住民の相談内容は、住民票の写し申請から、ドメスティックバイオレンス（DV）の相談等、多岐に亘る。

以下、現場で外国人住民に対応する際に必要となる「橋渡し」、すなわちコミュニティ通訳に求められる専門性について本論を展開していきたい。

2 「人と人の間の橋渡し」—地域の一人としてのコミュニティ通訳

筆者の事例では、地域の一人としてのコミュニティ通訳、そして「人と人の間の橋渡し」というスキルの必要性について述べていく。

本事例は主に首都圏で行われるリレー専門家相談会等とは異なり、相談の当事者双方（市民と市職員）とコミュニティ通訳に面識があり、また、相談の通訳後においても、当事者間の関係に継続性がみられる場合をベースとする。

現在、長浜市の総人口は約12万人を数えているが、多くの外国人住民は一定の地域（平成17年合併前の旧長浜地域）に居住している。筆者を含め、多くの通訳者はこの旧長浜地域に暮らしており、外国人住民にとっては身近な存在となっている。また、地域の日本語教室や国際交流協会の活動等といった勤務外の場面において、通訳者が相談者と接する機会が多く存在することを述べておきたい。

外国人コミュニティにとって、市役所に勤務する通訳者は、いわば「スペシャリスト」のような存在だと考えられている。外国人住民と日本の行政、および文化等との架け橋であり、様々な分野に関する相談を受けることがある。

多文化共生を考えていくうえでは重要な概念がある。それは「つなぐ」という役割である。多文化共生業務に関わる地域のコミュニティ通訳は、相談者の問題を解決するために、勤務外でも相談内容を聞き、市役所、またはその他の行政機関、場合によっては民間団体等を案内することがある。

それだけではなく、筆者のように、コミュニティ通訳でありながらも、相談者

と同じく外国人である通訳者が数多く存在する。このような場合、通訳者は外国人住民にとって、より親しみやすい存在になるため、勤務外の場面においても相談を受けることが多い。

外国人住民の相談内容を聞き、分析を行った後、専門家に「つなぐ」のは「多文化社会コーディネーター」の役割であると考えられる。しかしながら、コミュニティに密着する地域におけるコミュニティ通訳は、その双方の役割を担うことになる。とはいえ、相談現場において知り合い同士が並んだ場合、勤務外と勤務中の相談者と通訳者の関係が混在するため、いくつかの問題が発生する可能性がある。

現場での通訳前のコミュニケーションとして、筆者（通訳者）は相談者の相談内容を聞き取り、適切な窓口以案内する。その窓口において、別に通訳者が配置されている場合は、その場で交替を行う。仮にそこに通訳者がいない場合は、通常そのまま案内を行った筆者が通訳に入る体制となっている。

目的窓口に通訳者がいない場合、窓口まで同行し、庁舎内を移動するが、自己紹介で終わるケースが多い。しかし目的窓口の待ち時間状況や移動距離によっては、筆者と相談者が会話するケースが発生する。

相談者の国民性、および先進的な緊張状態等の影響により、相談者は相談内容を通訳者に話しかけてくることが多い。しかし、実際の市職員との相談時に、日本人職員に対して相談内容を繰り返し伝えることはなく、筆者が職員に相談内容を「説明」し、「通訳」はしないパターンに至る。具体的には「あなたに話したことを職員に説明してください」と相談者が通訳者である筆者に要求してくるのである。



コミュニティ通訳の「橋渡し」について議論を深める

もちろん、これは通常の通訳においては望ましくない行為だと考えられるが、相談内容が深刻な場合、相談者の置かれた精神状態を考慮すると、相談開始前に、「私ではなく、担当職員の前で話してください」とは言い難い。

まとめとして、上記の勤務外と勤務中のコミュニティ通訳においては、相談者の背景、国民性、精神状態等を配慮したうえで「人と人の間

の橋渡し」がなされる必要があると考える。地域の状況やニーズを把握する地域の一員だからこそ、このような「橋渡し」の役割を務めることができるだろう。その反面、上記の事例から「コミュニティ通訳は地域の一員であることは望ましくない」との議論も成り立つかもしれない。しかしこれはコミュニティ通訳が抱える課題の1つにすぎない。以下、通訳時と通訳後のコミュニケーションにおける「言語の橋渡し」と「文化の橋渡し」にまつわる課題を取り上げていきたい。

3 「言語の橋渡し」と「文化の橋渡し」—通訳時のコミュニケーション

コミュニティ通訳は、その他の領域の通訳とは異なり、いわゆる「影の存在」ではないのではないのか。その他の領域の通訳では、通訳者が第三者として、利用者とのコミュニケーションを図ることはあまりないと言える。しかし、コミュニティ通訳の場合は、「橋渡し」を行いつつ、仲介者の立場に近い存在であるように思われる。

こうした前提を踏まえ、通訳時のコミュニケーションにおける「言語の橋渡し」と「文化の橋渡し」について言及し、スキル、および課題の両側面を論じていきたい。

(1) 「言語の橋渡し」—コミュニティ通訳に求められる知識

「言語の橋渡し」とは何か。それを理解していくため、「離婚」という単語・制度を例として挙げる。

ポルトガル語・日本語の辞書を引くと「Divórcio = 離婚、Separação = 離婚²⁾」という訳がある。しかし、「Divórcio」と「Separação」はブラジル民法により、異なる制度である。

一般のブラジル人は、この2つのことばを同じ意味で使用していることもあり、簡単に「離婚」に置き換えればよいのだが、実際に相談者の問題を解決するうえでは、それだけでは十分ではない。

まず、通訳時にブラジル国籍の相談者が「Divórcio」という言葉を発言したとすると、その相談者は、元々ブラジルの離婚に関する制度を理解し、使い分けているか。あるいは、その違いを分かっていないのかを通訳者が見極める必要がある。いずれにしても、この2つの制度は日本の「離婚」制度と異なるため、相談者が「Divórcio」と発言した際、ブラジルの「Divórcio」または「Separação」、あるいは日本の「離婚」を意識しているのかを確認する必要性が生じる。

一方、市役所の日本人職員が「離婚」と発言した場合も同様、日本の制度のみ

を踏まえているのか。あるいは市職員と相談者はどちらの国の制度を意識して話しているのだろうか。つまり、お互い同じ「離婚」について話しているのかを確認しなければならない。

例えば、コミュニティ通訳がブラジルと日本の両国の制度を理解しており、相談時に当事者間のギャップを感じたとき、つまりそれぞれが違う制度のことを話していることが判明したときに、通訳者は「橋渡し」を行うべきか。あるいは会話の流れに任せ、どちらかがそのギャップに気づくまで通訳を続けるべきなのだろうか。

コミュニティ通訳には、大きく分けて、2つの知識が必要であると考えている。1つ目は通訳技法そのものであり、どの時点で「橋渡し」を行うのか、それとも「橋渡し」は行わないかの判断力である。2つ目は専門分野における知識であり、特に司法、教育、医療、福祉といった各分野の専門知識とそこで使われることばを把握しておく必要がある。しかし、ここでさらにもう1つの課題がある。ブラジル人コミュニティを対象にしたコミュニティ通訳が両国の制度をある程度理解しておく必要があるとすれば、英語圏やスペイン語圏、その他、様々な国籍の外国人住民に対応するコミュニティ通訳についてもどうあるべきか、今後の有り様を検討していかなければならないだろう。

(2)「文化の橋渡し」—コミュニティ通訳に求められる相談者の文化や習慣の理解

通訳技法以外には、相談者の文化や習慣の理解が必要となってくる。

具体的な例を挙げると、ブラジル国籍の相談者に対応する際、筆者はブラジル国籍であるため、相談者には「仲間」という意識が生じる。ポルトガル語の発音等に親しみを感じ、相談者は筆者に気軽に話しかけてくることもあり、また場合によっては、その後雑談に至ることもある。

特に複雑な内容の相談時には、このようなコミュニケーションがうまく働く場合もある。一方、その結果、「あなたには言いますが、職員には訳さないでほしい」と言われるケースもみられる。通訳前に、「相談時に話す内容をすべて訳します」と説明しても、安心感や仲間意識が相談者の側に生まれ、日本人職員には話したくないが、「仲間」のブラジル人には話したという事例である。

もちろん、同じ国籍ではなくても、相談者と同じ言語を話すだけで、コミュニティ通訳にこのような「仲間」という意識が生じるであろう。

外国人相談者には、ただ単に注意するだけで問題が解決しそうにも思われるが、現実はその容易ではない。相談内容によるものの、筆者は通訳者であると同時に

市職員でもある。つまり、完全にコミュニティ通訳における中立性を守る義務を果たすことが難しい場面がみられると言える。

中立性の観点でもう1つ例を挙げると、外国人住民相談の場合、上述したような国民性や仲間意識が働き、相談者から、明らかに市にとって不利となるような情報を知り得ることがある。このような場合、その情報を訳すのか訳さないのか、通訳者がある判断を任されるのは、責任として重すぎるのではないかと思う。コミュニティ通訳の制度が整備しない限り、こうした問題は解決できないであろう。

コミュニティ通訳が「文化の橋渡し」を果たすために求められるのは、相談者の背景知識の把握、通訳時に相談の目的と関連しない発言への対応、相談者の心のケアなど、多岐に亘る領域での知識、そしてまた判断力であると言える。

4 その他の課題 一 通訳後のコミュニケーション

上記事例を踏まえて、通訳後において、筆者はいくつかの対策を取り入れるように心がけている。

例えば、必要のない会話を避けるため、通訳終了後には、直ちにその場を去るようにしている。しかしその場合、相談者との間でのフィードバックや、情報が正確に伝達されているかどうかの確認等ができないことになる。通訳時において、すべての相談内容が解決することが理想的だが、現実には、通訳後に「あのときはいえなかったけど、実は……」という相談者からの発言がみられることも多い。また、複雑な内容の相談の場合、数回来庁する必要のあるものもあり、その場で解決できない問題もある。

もっとも、筆者を一番悩ませるのは、通訳終了直後ではなく、長浜市に居住する地域の一員としての通訳者と相談者との関わりである。上記のように、長浜市のブラジル人コミュニティの規模は必ずしも大きいわけではないため、勤務外で相談者と接することが多い。

例を挙げると、相談のあった数日後、職場の外で相談者に「この間の件ですが、あなたは個人的にどう思いますか」と聞かれた場合は、どのように対応すべきだろうか。弁護士や医師は、仕事の現場以外で、クライアントや患者と個人的な意見を気軽に話すことはあまりないように思われるが、コミュニティ通訳の世界では、通訳者の置かれた環境によってはよくみられる光景である。

外国人相談者の国民性の考慮や現場での経験等に基づき、勤務外にアドバイスを行うのも「橋渡し」であるとした場合、果たしてどこまでサポートをするのか、あるいはしてはならないものなのか。プライベート時のコミュニティ通訳に対す

る様々なケアやサポートの整備も必要である。

おわりに

筆者は長浜市での4年間の経験を省察し、本論を展開したが、「地域の一人であるコミュニティ通訳」と「橋渡し」の課題を挙げることとなり、結論や解決方法の提案には至っていない。

それぞれの問いへの答えにはたどり着いていないが、現時点では、通訳時には「何も足さない、変えない、引かない」というルール等は、筆者の抱える現場においては通用しないことが示唆された。「地域の一人」として、相談員と通訳者の役割を担い、役割面では「人と人との橋渡し」、通訳技法面では「言語の橋渡し」と「文化の橋渡し」を務めることが、コミュニティ通訳にとって必要なスキルの特徴だと考えている。つまり、「橋渡し」こそが「コミュニティ通訳の専門性」だと言える。

[注]

¹ 平成24年11月1日現在。

² 現代ポルトガル語辞典、白水社。

[文献]

池上岑夫・高橋都彦・武田千香・金七紀男・富野幹雄編, 2005, 『現代ポルトガル語辞典』, 白水社

石井昭男, 2004, 『多文化共生キーワード事典』 明石書店

財団法人自治体国際化協会・地域国際化協会連絡協議会情報共有委員会, 2011, 『外国人のくらしよくある相談事例集』 <http://www.clair.or.jp/j/multiculture/docs/soudan-jirei.pdf> (最終アクセス2012年11月30日)

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター, 2009, 『シリーズ多言語・多文化協働実践研究 別冊

1 多文化社会に求められる人材とは? 多文化社会コーディネーター養成プログラム』

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター, 2009, 『シリーズ多言語・多文化協働実践研究 別冊

2 外国人相談事業 実践のノウハウとその担い手』

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター, 2009, 『シリーズ多言語・多文化協働実践研究 別冊

3 多文化社会コーディネーター 専門性と社会的役割』

文化習慣的差異を埋める コミュニティ通訳とは



名倉貴之

スペイン語通訳者

はじめに

筆者は現在、自動車部品メーカーにおいて会議や製造現場でのスペイン語通訳者として活動している。海外拠点からの出張者が病気になった際は、以前から病院に同行して通訳を行っていたが、より質の高い通訳を提供するためには、会議通訳の技法をそのまま適用するだけでは限界があると感じていた。そのようなときに、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターによる2011年度多言語・多文化社会専門人材養成講座「コミュニティ通訳コース」を受講し、司法、医療、行政、教育という地域社会における通訳に必要な専門性について学んだ。この講座で学んだことを、病院への同行通訳においてどのように実践しているのか、ここでは事例紹介とともに「橋渡し」と「橋渡しを行ううえで求められる専門性」という観点で考察する。なお、以下事例紹介では個人を特定できないよう配慮している。

事例

対象者：スペイン語圏出身者（以下Aさんと記す）

症状：体の痛み、しびれ

状況：以前から痛みが出るがあったが、しびれも出てきたため心配になり、病院に行きたいということで同行を依頼された。

1 通院前コミュニケーション

本人が精密検査を希望していたため、総合病院の神経外科に目星をつけ、ホームページを見てもらい同意を得た。会社のある地域には多数の病院があり、その多くがインターネットで情報を提供しているが、英語やスペイン語での情報は限られているため、筆者が病院を探した。しかし病院に行くのはAさんであり、病院を選択する部分に関わってもらう意味で、ホームページを見てもらった。移動中の時間を利用して、以下の3点を伝えた。

- ①自分の体調を第一に考えてほしい。この場での私の仕事はAさんの付き添いなので、時間を気にせず遠慮なく希望を伝えてもらいたい。
- ②通訳者には守秘義務がある。本人や医師の発言、治療内容について、通訳者が他人に話すことはない。
- ③病気について専門的な判断ができるのは医師だけなので、診察中に聞きたいことはすべて医師に質問してもらいたい。

①については、Aさんの態度に申し訳なさそうな感じが漂っていたための発言。②については、筆者の雇用者は彼と同じ会社なので会社への報告義務があるが、守秘義務は守るということを理解してもらうための発言。③については、過去の経験で診察室を出た後で、診察内容について筆者に質問されることがあったためである。

病院に着いてからは、受付や初診時の問診票への記入があるが、自分でできる部分はできるだけ回答してもらうようにした。理由は当事者意識を持ってもらうためである。診察までの間に症状について改めて話を聞いた。彼も今回のしびれについてどのような単語で説明していいか迷っていたが、*acalambrarse* (けいれんを起こす、<足などが>つる)、*entumecido* (感覚を失った、まひした、しびれた)、*dormido* (<手・足などが>しびれた、無感覚の) (高垣他, 2007) などの単語がお互いから候補としてあがった。結果として *dormido* が一番しっくりくるということで一致した。そしてこの場合の *dormido* とは、しびれとともに感覚がない感じであることが分かった。ここで行ったことは、単語に対してどういう意味を持たせるかを、当事者間で一致させたということである。スペイン語圏では国や地域によって使う用語が異なったり、同じ用語でも用法が異なること

はよくあることである。彼の出身国では使わない用語であっても、意味は理解してもらえることはよくある。しかし、診察時のコミュニケーションを間違いなく円滑に行うためには、通訳者ができるだけ聞く側の負担を少なくすることが重要であると考え、上記の聞き取りを行った。

2 診察時コミュニケーション

Aさんと一緒に診察室に入り、医師に筆者が通訳者であることを伝えた。配置としては、Aさんは医師の正面に位置し、筆者はAさんの左後方、医師から見て右前方に位置をとった。このように、Aさんは医師と向かい合って話しをする配置にはなっていたのだが、筆者の方を向いて発言したり、筆者の名前で呼びかけたり（つまり医師ではなく筆者に対して質問をしている）することがあった。そのようなときは「Al doctor, por favor (お医者さんをお願いします)」と言って、医師に向かって話すよう促した。

このときの医師は、英語と日本語を織り交ぜて説明された。Aさんも英語ができたので、筆者は日本語の部分だけを通訳し、英語の部分は一緒に聞いていた。このような状況で医師が「multiple sclerosis」という単語が使われた。彼はうんうんとうなずきながら聞いていたが、とっさの判断で意味が分かるか確認を入れた。やはり英語は分かっても専門用語までは分からないという返答であったので、筆者から医師に対して、「この方は英語は分かりますが、専門用語まではよく分からないそうです。通訳者としても multiple sclerosis は日本語では多発性硬化症というのではないかと思います。これが何を意味するのか分かりませんので、分かりやすく説明してもらえないでしょうか」とお願いした。説明してもらった内容を通訳し、彼もよく理解できたことを確認した。

最後に医師が処方する薬の説明をしたのだが、その際「痛み止めも出しておきましょうか」と言われた。Aさんの出身国の医師はこういう質問をしないだろう、だとすると補足的な説明が必要かもしれない、と思いながら通訳を続けた。彼の表情が「¿Qué? (何?)」という感じだったので、先生が必要なら痛み止めも処方しておきましょうと言っていると説明したうえで、患者が自分の判断で決めていいのだということを確認した。

すると筆者であればどうするかという質問をされたので、とりあえず処方してもらい必要なければ服用しなければよいと答えた。ここでは完全に二人だけの会話になってしまっており、医師はそれを黙って聞いているという状態であったので、正直なところ筆者の態度としては中立性を保てず、Aさんに薬を処方しても

らうように促してしまったように思うので反省している。

今考えると、医師に対して「彼の出身国では、そのような聞き方をされることがないので、迷っています。できたら先生に決めていただけないでしょうか」という感じで医師に助けを求めた方がよかったのではないかと思っている。筆者の理解では、「出しておきましょうか」というのは、医師が患者に判断を任せているのであり、患者の側では多様な解釈が成り立つと思う。「とりあえず、もらっておこう」、「お金がもったいないし、痛みなら我慢すればいいだけだからもらわないでおこう」、「たぶん使わないからもらわないでおこう。痛み止めなら薬店でも買えるだろう」等々、千差万別である。このことを A さんに説明しても、納得してもらえないと思う。事実、診察後にこの件について上記のような説明をしたが、「言っていることは分かるけど、よく分からない。まあいいけどね」という感じであった。いずれにしても、医師に待ってもらった状態で、患者と通訳者が話をするのは、できるだけ避けるべきである。筆者の中ではまだ最善の解決策は見つかっていないが、上記のように医師に助けを求めるといのが現実的な対応だと考えている。

3 コミュニティ通訳の専門性

(1) 情報の重要性

通訳者に必要な知識としては、「通訳言語の知識のみならず、聞き手の文化圏の常識・教養です（バルジュロ伊藤・鶴田・内藤，2007）（強調原文まま）」とされている。当然ながら文化習慣が異なることを話題にしているときは、通訳をしただけではコミュニケーションが成立しないことが多い。ここでまずコミュニティ通訳者に求められるのは、常識や習慣が異なっていることについて認識できることである。認識することによって、はじめて「橋渡し」ができるのだ。そして「橋渡し」を行うためには、まず絶対的に知識（＝情報）が必要である。従ってコミュニティ通訳者には、対象とする文化圏の情報を入手すべく、努力を継続することが求められる。

筆者はメキシコ人の知り合いから薬の箱を見せられて、この抗生物質を買いたいのでどこに薬局があるか、と聞かれたことがある。このときにメキシコでは、「あらゆる医薬品が薬局で入手可能である。解熱鎮痛薬・抗菌薬までは処方箋無しでも購入できる（後略）（国際協力機構，2012）」ということを知っていれば、なぜそのような質問が発せられたのか理解できる。しかし、このことを知らない人は、なぜそんなことを質問するのだろうと、怪訝に感じるかもしれない。これがコミュ

ニティ通訳の場で起こると、通訳者が知っている場合は、「橋渡し」として背景説明をすることができるであろう。しかし知らない場合は、そのまま通訳だけをしてしまうだろう。それを聞いた人は例えば、「何でこんな常識のないことを言っているのだろう」と思ってしまうかもしれない。

(2) 先入観の危険性

逆に盲点となりがちなのが、通訳者にとっての常識、つまり先入観である。ここで強調したいことは、ある人の母国や文化圏においては常識であっても、その人にとっては常識ではないことがあるということだ。この場合は、上記の情報を入手するという努力だけでは対応できない。逆に情報を持っているがために、先入観を持ってしまうという危険性があるのだ。ではどうすればよいかというと、先入観を持って物事を解釈している可能性があると常に意識する、という一般的なことしか言えないのだが、ある事例を紹介しておきたい。

事例

医師から「肺炎の心配はないので安心してください」という発言があったので、スペイン語で「nuemonia」という訳語を使って通訳をした。診察が終わり病院を出た後で、「肺炎じゃなくてよかったね。心配だったでしょう？」と聞いたところ、「ぜんぜん心配じゃないよ、だってその nuemonia って言葉は聞いたことあるけど、何のことか知らないから」とあっけらかんと返答されたことがある。確かにその病気の心配がないということだったので、診察中に分からないということを患者は表明しなかったのかもしれない。しかし、例えそうだとでも専門家である医師から発せられた発言を患者にすべて理解してもらうことが、その場でのコミュニティ通訳者の役割だと思う。従って、診察中に肺炎とは何であるのか分かりやすく説明してもらうよう医師へ依頼するという「橋渡し」を、筆者はすべきであったと思う。尚、スペイン語には肺炎を表すのに「pulmonía」という用語もあるが、この事例ではこちらの用語もその意味するところは、知らなかったそうである。

(3) 生活用語の重要性

ビジネスにおける通訳ではどのような分野においても、その分野で仕事をしていない人には想像もつかない専門用語が存在する。その専門用語を通訳者が理解していなかったとしても、正しい対訳を当てれば当事者には通じてしまう。つま

り、ビジネスの場ではプロフェッショナル同士が話をしているので、専門用語について共通認識ができているのである。もちろん通訳者も専門用語が何を意味するのか理解しているに越したことはないが、ここで言いたいことは、プロフェッショナル同士の会話では、専門用語に対して同じレベルの理解を、両当事者が持っているということである。コ



法律相談会では電話を用いた通訳も行われる

ミュニティ通訳の場では、専門家と一般生活者の間で通訳をすることが多い。通訳者は専門用語を覚えておくのが当たり前とされている。つまり専門用語を覚えるのは、通訳をするための前提条件である。このことは頭では理解しているつもりだが、筆者の場合は覚えるのに苦労すればするほど、その難しい用語を使いたいという気持ちが沸いてくる。これは会議通訳の場合にもいえることだとは思いますが、特にコミュニティ通訳の場合は専門用語をむやみに使うべきでない。自戒の念を込めてであるが、コミュニティ通訳者は目の前にいる人が分かる言葉を自分が使っているか、常に注意を払うべきであると思う。

おわりに

コミュニティ通訳における「橋渡し」については、一般的にはまだ定義が定まっていないため、そもそも「橋渡し」とは何であるのか、コミュニティ通訳協働実践型研究会の場において議論を重ねてきた。一方、コミュニティ通訳の現場においては、個々の通訳者がそれぞれ独自の基準で「橋渡し」を行っているのが現状だと思う。筆者としては、文化的差異を埋めるためには、「橋渡し」を積極的に行うべきだという立場であるが、自身の中でも基準が定まっていないので、試行錯誤しながら橋渡しをしている。このような現状から、筆者としては「橋渡し」について行動規範のような形で取りまとめ、広く共有していくことが求められていると感じている。

[文献]

高垣敏博・大森洋子・落合佐枝・宮本正美・上野勝広・木村琢也・長谷川信弥, 2007, 『西和中辞典 第2版』小学館

ベルジュロ伊藤宏美・鶴田知佳子・内藤稔, 『よくわかる逐次通訳』 東京外国語大学出版会
国際協力機構, 2012, 「メキシコ医療情報 (2012年2月更新版)」 [https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/
library/public/data/MedicalInformation/CentralAmericaCaribbean/Mexico.pdf](https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/data/MedicalInformation/CentralAmericaCaribbean/Mexico.pdf) (最終アクセス
2013年1月10日)

コミュニティ通訳の「つなぐ」行為 にみる橋渡しとは



三木紅虹

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ コーディネーター
NPO法人MICかながわ 中国語医療通訳

はじめに

近年、各自治体や国際交流協会など民間団体において、コミュニティ通訳が無視できない存在となりつつあるが、その人材の育成・確保および活用システムの構築には、課題が山積みである。そのひとつとして、コミュニティ通訳を専門職として確立していくにあたり、その知識範囲・技術レベル・倫理規則を明確にする必要があると考えられる。

そこで、筆者が長年、神奈川県にあるNPO法人MICかながわ、および横浜市国際交流協会の通訳ボランティアとして、各種相談時の通訳を務めてきたことから、会議通訳、ビジネス通訳、および法廷通訳と大きく異なるコミュニティ通訳における「橋渡し」の役割、とりわけ「つなぐ」という営為について考察していきたい。

1 実践事例

(1) シチュエーション1

指定されたケースの通訳。例えば、拘留された被疑者と弁護士との面会時の通訳や、病院での受診科が決まった際の医療通訳などの場合である。

事例1

依頼を受けた時点では、「不法滞在のため、警察の拘置所にいる中国人と弁護士の面接時の通訳」との情報を把握することができた。警察署において弁護士と待ち合わせし、およそ5分前後の情報交換の場において、当事者の名前や事件の経緯、司法手続きの流れといった段取りなどが通訳者に伝えられた。

通訳は2回に分けて行われた。1回目は、事実関係の確認、依頼人の望みを聞くこと、また判決の可能性についての説明であった。また2回目は、裁判の流れの確認、および判決結果について、その可能性と結果を受けて取るべき行動の説明であった。

通訳している過程で、ビジネス通訳や法廷通訳の場合には考えられないと思われるやり取りがなされることがある。それは当事者が通訳者に対し、「これは弁護士に話してもいいですか」と問いかけてくることである。そう言われた場合の対応に、筆者は常に戸惑いを感じる。今までは「弁護士には真実をすべて包み隠さず話をした方が、早く事件解決につながる。また警察の取り調べに対する黙秘権とは異なる」と説明し、弁護士に話をつなぐようにしてきた。これは確かに通念上の通訳者の領域を超える行為かもしれないが、外国人当事者には信頼されている証左であり、弁護士が業務を遂行するうえではプラスになると考えられるのは妥当であろう。

事例2

当初、医療通訳の依頼を受けた時点では、「40代女性の精神科受診」のみの情報が提供された。その後、実際に現場に赴き、病院において待合の時間を利用して、患者の状況を把握することができた。

この患者は夫からのドメスティックバイオレンス（DV）がひどく、幻聴や幻覚などの症状が現れ、統合失調症と診断され、その後は薬による治療とカウンセリングを受けている。事例1と同様、ビジネス通訳や法廷通訳などの現場では、おそらくあまり見受けられることがないやり取りがあった。具体的には、「通訳さんみたいな人が、直接彼女の話聞いてあげたりした方が治療にも良いので、どこか適切な『コミュニティ』を紹介してもらえますか」と精神科の医師に相談されたのである。そのため、通訳とはまったく関係ないものの、患者擁護の観点から、精神障害者にも理解のある地域のボランティアグループを患者に紹介し、近隣のコミュニティにおいて定期的に日本語の学習ができるようにつなげた。

(2) シチュエーション2

不特定の相談時の通訳。例えば、外国人向け無料相談会における通訳、および国際交流協会などの相談窓口で担当した相談者の同行通訳の場合である。

事例3

無料相談会の場合は、まずは「言語ガイド」として、相談者に対して簡単なヒアリングを行う。その際、相談者の基本情報や相談したい内容などを聞き取り、言語面を含む相談者の癖や、自身が置かれている状況などを把握することができる。相談時の通訳を行う際には、まず通訳者が聞き取った内容をある程度整理して専門家に伝えることになる。その後、専門家から経緯の確認がなされ、そして相談内容に対する解決方法（アドバイス）が提示される流れが一般的となっている。

しかし、三者による通話が可能な電話「トリオフォン」を用いた通訳の場合は、事前に上記のような聞き取りやブリーフィングが実施されないケースがあるため、ときとして、つなぐという営為が中途半端になってしまう場合もある。

あるトリオフォンを用いた相談会においてのことである。相談者Aは、東日本大震災により原子力発電所の事故が発生した後、夫が過度の反応行動を示していると考えている。そしてその過度の反応行動により、家庭にも、また仕事にも支障が生じており、夫に対し、その賠償責任を求めたいと電話口で声を荒げていた。この相談案件では、弁護士はあくまでも法律的な解釈などを中心にアドバイスを行うことに終始したが、相談者は明らかに自身の怒りを受け止めてほしいという気持ちがあり、また夫の精神状態が不安でどのようにすればよいのか戸惑っている様子が行間から垣間見られた。とはいえ、一通訳者として、その様子を察することはできても、それを口に出すことはできず、心残りを感じた。

事例4

筆者は国際交流協会において一般相談窓口を担当しており、外国人が抱える悩みや迷い、そのほか困っていることなど、さまざまな相談事を直接受けている。その話の中身を整理しながら分類し、相談者に確認してそれぞれの専門部署・機関につなぐよう努めている。相談者に代わり、専門部署・機関に電話を掛け、予約を入れるなどして、その後実際の相談の場に同行して通訳するケースもある。

相談者Bは、日本人である夫との仲が悪く、頻繁に喧嘩を繰り返し、暴力を振るわれることもあった。そのため、1歳になる子どもを連れて離婚したいと考

えるようになり、弁護士との相談を希望したいと、ある日窓口にやって来た。筆者は相談者の希望を第一に尊重し、弁護士との相談の予約を入れた。その際、相談者の年齢やこれまでの社会経験、また性格的なことを鑑み、弁護士との相談が終わった時点でさり気なく雑談を行った。そうしたところ、相談者は緊迫した様子ではなかったことがわかった。むしろ相談者は日頃育児において孤立しており、イライラが募っている様子が見受けられた。そのため筆者は地域の子育て拠点や育児サークル活動を紹介し、また同時に相談者がこれらの活動場所に参加しやすくするよう、各活動の担当窓口に直接つなぐよう努めた。

2 コミュニティ通訳がコミュニケーションを図る際に必要な要素

(1) 通訳前

会議通訳やビジネス通訳と異なり、特に相談時のコミュニティ通訳においては、事前の準備には限界があると思われる。シチュエーション1のような相談相手が決まっている場合でも、具体的な相談内容は知らされないまま、通訳者は現場に行くことが多いと言える。そのため、さまざまな相談内容の可能性を予測しておく必要があり、コミュニティ通訳が取り扱う各領域に関する幅広い基礎知識と、いかなる状況にも対応を図ることができるだけの経験が必要となってくるであろう。また事前に相談を受けていた場合には、相談者の話の内容を整理したり、問題の所在を射止めたりする必要もあるため、適切な相談テクニックとアセスメントの基本を具えていることが望ましいと考えられる。一方、事前打ち合わせ（ヒアリング）がない場合においては、通訳者と弁護士などの専門家が集い、事前に顔合わせを行うことが望ましい。専門家と対等な立場において、外国人の問題を解決するために協力し合うチームワークが必要となってくる。

(2) 通訳時

難しい専門用語の把握に努めるよりは、日本に暮らす外国人の生活用語を熟知し、またそうしたボキャブラリーを数多く備え、また使えることが肝要である。なぜなら、外国人は出身地や年齢、あるいは個々人の知識の範囲などによって理解できる語彙が異なるためである。通訳者が訳出を行った際に、その言い方では相談者が理解できないようであれば、また別の言い方に言い換えを行い、情報を伝達していくことが必要となる場面も数多くみられる。

また事例1と事例2で示したように、通訳者が中立性を保ちながらも、信頼のできる「支援者」としての役割が期待されることもあるため、適切、かつ正確な

提案（アドバイス）ができるよう、しっかりとした倫理観を有していることも大切である。そうした際、通訳者が外国人相談者と相談後に個人的な関係を結ぶことなく、適切な支援が継続的になされるようなシステム、およびネットワークが必要であることも強調しておきたい。

さらに事例1のように、「力の格差」により相談者が適切な質問はできない際、また事例3で示した通り、外国人相談者と専門家の間にずれが生じた際には、「支援者」としての通訳者が、必要な情報を適切な形で付け加えや説明を行えるよう、専門職としてのステータスを与えていくことが必要であると思われる。

(3) 通訳後

主として相談会において、相談が終了した際には、当日の運営、ならびに通訳者としての振る舞いや訳出上の反省も含め、専門家とともに「振り返り」を行い、通訳時に展開されたさまざまなコミュニケーションを確認し、次の機会に向けた情報共有、および経験の蓄積を図ることが必要である。ときとして、事例2と事例4で紹介したように、事後のフォローが必要な相談者への追加情報を提供するほか、連携先の専門部署・機関に相談（者）をつなぐ役割も期待される。

3 課題論考

そもそもコミュニティ通訳を必要とするのは、在住外国人が日本社会で生活するうえで生じる問題を解決するためである。コミュニティ通訳について、水野[2008]は以下のように5つの特徴があると述べている。すなわち、①地域住民を対象とする、②利用者間に力関係の差がある、③言語レベルや種類がさまざまである、④文化の要素が大きく関わる、⑤基本的人権の保護に直結している。一方で、飯田[2010]は、日本でのコミュニティ通訳従事者には以下に挙げる特徴があるとしている。それは①当事者性、②支援的立場、③ボランティア性である。また高橋はコミュニティ通訳とは、良い通訳者は透明人間であるというより、演目を熟知したうえで舞台上上がり、役者の演技を助ける黒子のような役だと述べた[高橋 2009:56]。

このような状況下におけるコミュニティ通訳の役割、およびそれを果たすために必要な条件について、筆者は下記のように考えている。またここでコミュニティ通訳の役割を論じる大前提として、通訳者は何よりも正確性が担保されていなければならないことを忘れてはいけない。

(1) コミュニティ通訳のみが果たす役割



コミュニティ通訳研究会にて発表する筆者

これまで述べてきたように、コミュニティ通訳は往々にして単なる通訳行為に留まらず、支援者としての役割が求められている[飯田2010]ことが分かった。それは通訳利用者の双方から期待されている。例えば、事例1の場合、弁護士に真実を話すことは、最初の段階から弁護士から被疑者に告げられていた。とはいえ、その被疑者は、弁護士を公的な立場の人物ととらえ、自身と

同じ国出身の通訳者をより信頼できると考えたと思われる。だからこそ、通訳者に意見を求めてきたと推察される。

事例2、および事例4の場合も、医師は患者を治療する専門家であり、また弁護士は法律を通して問題の解決に当たる専門家ではあるが、殊に外国人支援に関連する知識やネットワークに関しては情報が不足している。加えて、ことばの隔たりもあるため、これらの専門家が問題を抱えている外国人住民と、その支援に当たる社会資源をつなぐことはできない。

一方、日頃から外国人支援活動に携わっている通訳者の方が、より確実に外国人を適切な社会資源につなぐことができる。この「つなぐ」という役割は、外国人の問題を解決するに当たり不可欠な要素であり、コミュニティ通訳の「橋渡し」と言えよう。

(2) コミュニティ通訳の「橋渡し」を保証するシステムの必要性

まずは、通訳者自身の知識・スキル・倫理について一定の基準が必要だと言える。知識に関しては、「通訳言語が話されている国の文化や生活事情などの背景知識」に加え、「通訳に当たる分野の基本知識」、そして「連携先の専門機関などについての理解、および広いネットワークの知識」が必要不可欠と思われる。スキルに関しては、語学的な文脈においては特に生活用語、また訛りのある発話を聞き取る能力が必要であり、またコミュニケーション能力や生活経験から生まれる暗黙知も肝要であると思われる。しっかりとした倫理観も求められることとなるが、事例2と事例4で挙げたように、特に重要視したいのは中立性と客観性で

ある。換言すれば、信頼関係を構築しながら私的な依存関係を回避するためのテクニックである。

これらを踏まえ、通訳者が支援の立場を取り、プラスアルファで「橋渡し」を務めることができるよう、保証してくれるシステム（制度）が必要不可欠であると感じている。事例3のように、通訳者は課題解決に当たるチームの一員であり、外国人支援に携わる専門職としての認識がなされていなければ、相談者に対して必要な情報やアドバイスの提供を行うことは極めて難しい。こうした状況を打開する意味において、コミュニティ通訳を専門職としてとらえる、認定制度が必要と思われる。

また最後に、認定制度においては、コミュニティ通訳をただ単にレベル別に評価・認定するだけでなく、システムとして有効な運用を図るために、利用目的や利用機関、および通訳者の得意分野や対応力に応じて、人と人をつなぐ、適切なコーディネートを行う人材も必要になるとと思われる。

[文献]

- 飯田奈美子, 2010, 「中国帰国者の支援制度から見るコミュニティ通訳の現状と課題」『立命館人間学研究』, 21, 立命館大学人間科学研究所:75-88
- 高橋正明, 2009, 「通訳の役割ーコミュニティ通訳の視点からー」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究 別冊2 外国人相談事業ー実践のノウハウとその担い手ー』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター: 50-62
- 水野真木子, 2008, 『コミュニティー通訳入門』大阪教育図書

対人援助場面に求められる コミュニティ通訳の専門性



宮城京子

さいたま観光国際協会 国際交流センター 異文化事業委員

はじめに

日本在住外国人は2010年末現在で213万人にのぼる。それらの人々にとって文化背景の異なる日本での生活は順調とばかりはいかず、司法、医療、教育、行政、その他生活に関わる様々な場面で問題が起きてしまうことも少なからずある。そのような際、一番の障壁となる問題が「ことば」である。筆者は、外国人が法的な解決を必要とする問題を抱え、専門家に相談する際に同行する日本語・英語間のコミュニティ通訳者として活動している。ここでは、最近の通訳事例をもとに通訳時の「橋渡し」と、その際に発揮されるべき専門性について考察する。

事例

相談者：男性

家族背景：妻（内縁関係）同国人。子ども3人。上2人は妻の前の結婚での子。一番下の娘は相談者との間の子で、当該政府の民事登録簿に出生登録（出生証明書に父として記載）されている。また、妻は母国にてアナルメント（婚姻の解除）状態。相談者と妻は日本で7年間居住。

相談内容：妻が昨年外国に遊びに行くと言って子どもを連れて出て行ったが、そのまま帰ってこない。その後インターネットを通じて知り合った当該国籍の男性と同居していることを知った。妻に電話をしてもすぐに切られてしまい、話もできない状態が半年近く続いている。納得いかないが、妻のことはもういいとして、実の娘とまったくコンタクトが取れない状態が大変つらい。まだ幼いので家に帰りたくても帰れないし、あちらでの生活が長くなると父親を忘れてしまうのではないかと心配。また、結果として妻は会社も無断で辞めてしまったことになっている。今住んでいる家は妻名義だが、自分がローンを7年間払い続けて来た。できれば、日本に連れ戻したい。また、父親として娘に会う権利を法的に何とかできないだろうか。

1 橋渡し

以下に、通訳を行う際の橋渡しとしてのコミュニケーションを振り返り、同時になぜそうしたのかを省察する。

(1) 通訳前コミュニケーション — 相談者の不安を緩和するために —

まず、自己紹介そして自分の立場や役割を説明し、守秘義務があるので安心して自由に話してもよいということを伝える。ブリーフィング中、相談者が「日本にはないが自分の妻は現在母国においてアナルメント状態である」という箇所があり、状況把握のために「アナルメント」とは何かを確認をした。そこで、母国では離婚が存在しないため、この状態が実際上の離婚だという説明を聞く。重ねて、その状態でもし他国で結婚したい場合、それが可能かということを確認すると「可能だ」という返答。

おそらく、これらのことは実際の相談の際に、必要であれば専門家が尋ねて応答する形で進むはずである。しかしながら、相談者にとって、より自分自身でいられる言語でコミュニケーションをとることは、心理的不安を和らげる効果になると考えた。また、通訳者にとっても、事前に内容を知ることによって相談者の反応や理解の仕方を知ることができ、実際の相談場面において、より効果的な役割を果たせるようになると考える。

(2) 通訳時コミュニケーション

① 説明を分かりやすく整理するための橋渡し — 二者間の距離を近づける —

妻が外国にいる状況では、日本から何かをすることはできなくなる。その場合、

現地の裁判所で調停をしてもらうしか方法はないと伝えた際、相談者には飛躍した論理に感じたのか受け入れられない様子だったため、相談者にもう少し分かりやすい説明が必要かを尋ね、専門家に伝えた。専門家は妻が当該国に入国してからの経緯を聞き、日本の法律は外国では適用できない旨、順を追って説明した。

相談時間の初期は、相談者と専門家の思いが離れている場合がある。ここでの二者間の関係調整はその後の相談に影響するので、双方の認識レベルを調整する必要があると考えた。

②相談者のこころに配慮する橋渡し ―寄り添う―

相談者は長期に亘り悩み、心を痛めて相談に来ているので、その思いに寄り添う言葉を選ぶようにする（例：「相手の人の方が好きになってしまったものは戻せない」ということばを「大人の女性が自分の意思で留まっている場合は……」と置き換えた）。

通訳を行う際には、寄り添う気持ちで臨席することで、相談者の心の安定につながると考えた。

③専門家、相談者に確認する ―実りある相談のために―

事例の専門家は、ある程度英語を理解したので、相談者の話を聞いた後通訳を入れずに、(日本語で) 答え始めることが多々あった。その場合、基本的にそのまま通訳を進めるのだが、解釈が相談者の本位と若干ずれていると思われる場合は、「今(相談者が) こう言ったことに対してですね」と確認を入れた。また、相談者に対しては、折々にその表情を見て理解、および納得の確認を行った。

双方が1つの線上に方向性を求め、共有することで問題解決の着地点が同じ場所になると考えた。

2 コミュニティ通訳の専門性

通訳者の基本的な役割としては、「正確、完全、忠実」な訳出を行うこととされている。確かに、法廷通訳や急性期での医療通訳など一字一句の正確性が結果を左右するような場面では、肅々と上述の役割を遂行することが専門性としてあげられるだろう。しかしながら、対人援助的な立場で同行するコミュニティ通訳の場合、単に無情なまでに規範に則った姿勢を貫くばかりでは済まないのが現状である。それはつまり相談者が問題を抱えていて、その解決のサポートをするのが主目的であり、そのために制限された時間を有効活用することが優先事項になるからである。

さて、筆者はこれまで主に法律相談通訳を依頼されてきたので、ここでは司法



通訳現場での事例を共有している様子

問題にも日本人と同じ、問題解決への段階がある。それはつまり、以下のとおりである。

- ①個人レベルで悩んでいる段階
- ②地域の電話相談や、無料相談にコンタクトをとる段階
- ③司法裁判などより高度な解決策を求める段階

外国人の場合、それに加え、前述した文化背景の相違など様々な要因が重なってしまうのである。日本人と同じ権利を享受するためにも、彼らにとって最大の障壁であることばの問題を取り除くため通訳者をつけることは意義がある。

日本におけるコミュニティ通訳の役割は現在のところ上述②の「対人援助場面」の通訳者であると考えられる。相談の場における通訳者は、外国人相談者の状況を鑑み心に寄り添う必要もあるのではないか。飯田は、「対人援助場面のコミュニティ通訳は、その場における専門家と被援助者間の関係を調整する役割と、被援助者の不安な気持ちを落ち着かせるケア的役割を担うことがある」[飯田 2012: 27]とし、さらに、「従来の観点から見れば逸脱した行為とされる（関係を調整する）役割は必要」であるうえ、「その部分にこそ対人援助場面のコミュニティ通訳の専門性があるのでは」としている。また、アンジェレーリ [2011] は「通訳者はコミュニケーションギャップの橋渡しをするために、透明な言語装置を超え相互行為によって主体性を発揮する」としている [アンジェレーリ 2011:425]。

上述②の立場にある通訳者には相談者の状況に配慮しつつ、二者間の主体性を尊重した良好な意思疎通の場面を構築する役割が求められ、それこそが「専門性」と呼ばれるものになり得るのではないだろうか。

3 実りある場面の構築を図るには

通訳者による橋渡しは決して主観による判断であってはならない。それはコミュニケーションを阻害することになり専門家、相談者の不満と場の混沌を導くことになり、もはや「橋渡し」ではなくなるだろう。しかしながら、実際の場面では常に理想的状態が構築されるわけではないのも事実である。前述したように、相談場面ではあくまでも二者それぞれが主体性を持った状態で意思疎通が行われることが望ましいとするならば、通訳者には専門性としての「場を調整する役割」が求められると考える。

それでは、通訳が機能的に関与した実りある場の構築を図るにはどうしたらいいだろうか。自身の体験を省察し、必要とされる事柄、より強化していきたい事柄を挙げてみる。

- ・力学的に弱い立場である相談者の心理を配慮しつつも、過剰に感情移入はせず客観的立場で通訳が安定してできるようにする。
- ・事前ブリーフィングの際、相談者についてのイメージをつかむようにする。
- ・専門家と相談者が信頼関係を構築し、相談が円滑に行われるようにするため、ときには専門家にさらなる説明を求めたり、相談者の理解を確認したりして二者間のダイナミズムを整えるようにする。
- ・常時、知識や情報を蓄える努力をすることにより、より精神的余裕を持った状態で通訳に臨むことができるようにする。それはまた、適切な客観的視点を保つうえで有効である。
- ・通訳を依頼された際、相談内容について想像し得る限り下調べをして臨む。
- ・日常的に様々な国籍の人と関わる機会を設け、文化や価値観を知る努力をする。

しかしながら、何よりも専門性を深める重要要素は、多くの通訳現場経験を積み上げることであろう。杉澤 [2010] が言うように「実践の中で培われる独自の知（実践知）が新たな知識として生成されていく」ならば、そこで得た新たな知識こそ現場での「対応力」となっていくからである。

おわりに

日本における外国人登録者の人口比は他多文化社会より低いが、専門的に対応できる通訳者も不足しているのが現状である。筆者が関わってきた「問題解決の中間地点」である対人援助的な通訳者と、法廷通訳など最終地点での通訳者との

間には、場面の状況や通訳利用者個人の文化背景を鑑み適切な言葉を選びとると
いう点では、実は共通点も多い。今後コミュニティ通訳者は、独自の専門性を深
める研鑽と地道な活動の継続により社会的認知度をあげていくことで、活動の幅
もさらに広がっていくのではないだろうか。

[文献]

- 飯田奈美子, 2012, 「対人場面のコミュニティ通訳における『逸脱行為』の分析」『Core Ethics』, 8,
27-39, 立命館大学大学院先端総合学術研究科
- クラウディア・V・アンジェレーリ, 2011 「多言語社会における通訳者の役割」鳥飼玖美子・野田研一・
平賀正子・小山亘編, 『異文化コミュニケーション学への招待』みすず書房: 417-433
- 杉澤経子, 2010, 「多文化社会コーディネーターの専門性と職能」『シリーズ多言語・多文化実践研究別
冊3 多文化社会コーディネーター 専門性と社会的役割』東京外国語大学多言語・多文化教育研
究センター
- 水野真木子, 2008, 『コミュニティー通訳入門』大阪教育図書

第3部

コミュニティ通訳の必要性 —司法と医療の専門領域の視点から

法律相談におけるコミュニティ通訳の必要性

精神医療におけるコミュニティ通訳の必要性

法律相談における コミュニティ通訳の必要性



指宿昭一

弁護士

はじめに

本稿は、外国人法律相談を数多く行ってきた筆者の経験に基づき、外国人法律相談において通訳と弁護士に求められるものについて述べるものである。

私は、弁護士として、これまで外国人労働事件と入管事件を中心に多くの外国人相談に取り組み、外国人事件を受任してきた。その中で、外国人法律相談は、弁護士と通訳の共同作業であるにも関わらず、多くの弁護士があまり意識していないことについて疑問に思っていた。また、外国人法律相談後に、弁護士と通訳で振り返りの会議を行うことで、私自身も通訳の困難について意識していないことがあることに気づかされるという経験もあった。

私自身、問題が十分に整理できているのではないが、あえて問題提起をさせていただきたい。

1 外国人法律相談の現状

弁護士会では、様々な外国人相談に取り組んでいる。私の関係している範囲で報告すると、まず、関東弁護士会連合会（関東甲信越の各都県と静岡県にある13の弁護士会による連合体）では、東日本入国管理センターへの出張相談を実

施し（被收容者の依頼に応じて適宜派遣）、また、東京三会（東京の三弁護士会）と共に年2回の臨時相談会を行っている。また、毎年秋期に、管内各弁護士会との共催で、各都県において、外国人のための一斉無料相談会を行っている。また、2012年6月9日には、管内各弁護士会との共催で、外国人労働者・技能実習生関東一斉電話法律相談会を開催した（今年以降も、若干、形を変えて継続する予定である）。

東京三会では、前述の他、弁護士会法律相談として、外国人専門の法律相談を行い、また、東京入国管理局への出張相談を行い（被收容者の依頼に応じて、週2回派遣）、東京都国際交流委員会との委託契約の下、「都内リレー専門家相談会」に相談担当弁護士を派遣している。

これ以外にも、自治体、法律家団体、N G O等が外国人法律相談を行っている。私の関係する団体では、外国人労働者弁護団が常時電話で相談を受け付けており、また、全国一斉電話相談も予定している。

このように、現在、多くの外国人相談が存在するが、弁護士と通訳の協働のあり方について、弁護士の側では十分に議論がされていないのが現状である。

2 外国人法律相談に求められるもの

(1) 法律相談に求められるもの

まず、法律相談とはどういうものかについて、弁護士の立場から述べたい。

法律相談は、法律的な問いに対して法律的な答えを与えるものではない。まず、第一に、通常、相談者は法律的な問いを発することはできないし、実際にも、相談者が法律的な問いを発することは稀である。法律的な問いを発することができるのは法律家もしくはそれに準ずる専門家のみである。例えば、相談者は、「会社をクビになりました。どうしたらいいのでしょうか」と相談してくるのであって、「会社から普通解雇されましたが、この解雇は有効でしょうか」とは聞いてこない。実際には、しばらく事情を聞かないと、相談者がどういう問題を抱えているか、まったく分からないような場合も多い。

そして、法律的な問いに対して、法律的な答えを与えても、多くの場合、相談者の問題は解決しない。「解雇は労働契約法16条により無効です」と答えても、それだけでは相談者は何をすればいいのか分からないのである。法律的な判断と共に、それに基づいて問題を解決するために、相談者が取り得る手段を明示する必要がある。「解雇は無効ですから、労働審判を申し立てて解決しましょう。そのためのお金と期間はこれくらいかかります。見通しはこれこれです」と言わな

ければならないのである。

法律相談を受けた弁護士は、次の①～④の課題に対応しなければならない。

- ①相談者の抱えている問題を理解する（正しく聞き取る）。
- ②問題から法的問題を抽出し、法的な評価を確定する。
- ③法的問題を踏まえて、解決の方向を示す（法的問題への回答も含む）。
- ④解決方針を正しく伝える。

この一つ一つの段階に困難がつかまとう。

まず、限られた相談時間の中で、相談者の抱えている問題を理解することは難しい。「会社をクビになった」という場合でも、解雇の撤回を求めて職場に復帰したい場合もあれば、会社に解決金を支払わせて金銭的解決を望んでいる場合もあるし、そもそも、解雇ではなく、退職を強要され、退職届を出している場合もある。また、「会社をクビになった」などと端的に問題を言ってくれず、「私は、入社以来、こういう仕打ちを受けてきました。そして、…」というように、時系列で事情を説明する相談者もいる。

次に、問題から法的問題を抽出し、法的な評価を確定する必要があるが、弁護士があらゆる法律分野に通じているわけではないので、これも容易なことではない。

そして、法的問題を踏まえて、解決の方向を示すことも簡単ではない。解雇を認めず争いたいが、裁判中の生活費はどうするのか、裁判費用はどうするのか、勝訴見込みはどの程度なのか、証拠の収集はどうするのかなど、様々な問題をクリアして、現実に関心者が取り得る選択肢を示す必要がある。

さらに、解決方針を正しく伝えることも容易ではない。弁護士が様々な要素の判断を行った上で示した選択肢について、限られた時間内でそれを示した理由まで含めて相談者に理解して貰わなければならないのである。

(2) 外国人法律相談の困難性

外国人を対象とした法律相談も、法律相談の一つであるから、前述した法律相談の困難性がつかまとう。さらに、外国人法律相談は、各課題についての困難性が高い。

- ①問題を正しく理解することが難しい。

相談者の置かれている状況、文化的背景などが理解できないと、問題が理解できないことが多い。例えば、在留資格のない非正規在留外国人について、なぜ、母国に帰れないかについては、母国の状況や相談者の価値観などを知らなければ、十分に理解できない場合がある。

②法的問題の抽出と法的評価も難しい。

これを行うためには、入管法などの知識、どの国の法を適用するかの判断力、他国の法の知識等が必要であるが、弁護士がすべてに精通しているわけではない。

③解決の方向を示すのが難しい。

相談者の置かれている状況が弁護士には十分に理解できていない場合が多いので、解決の方向が示しにくい。解雇を争う場合でも、相談者の在留資格によっては、係争中に在留資格を失う可能性もある。また、非正規滞在在外国人の場合、母国に帰るという選択肢があり得るのかどうかについても、母国の状況が分からなければ、判断が難しい。

④解決の方向を正しく伝えるのが難しい。

弁護士が解決の方向について確信を持っていたとしても、それを外国人に正しく伝えるのは容易なことではない。裁判において、証拠に基づいて判断がされることや、和解による解決があり得ることなどについては、いくら説明しても理解が得られない場合がある。また、裁判や弁護士という制度そのものについて理解がない場合もある。裁判に費用が必要であること、解決には一定の期間が必要であること、絶対に勝てると保証することはできないこと等についての理解がなければ、解決の方向を正しく伝えることもできない。

3 外国人法律相談において弁護士に求められるもの

外国人法律相談に求められるものが何かが明らかになったところで、外国人法律相談において弁護士に求められるものについて、整理してみたい。これは、外国人法律相談において弁護士に求められるものに対して、弁護士の立場から、どのように対応すべきかという問題である。

①問題を正しく理解する。

問題を正しく理解するためには、まず、虚心に、相談者の言うことに耳を傾け、相談者の置かれている状況を踏まえて、問題を正しく理解する必要がある。

そして、ただ、聞くだけではなく、問いを発するべき場合もある。この問いの発しかたが難しい。相手に分かる用語、概念を使って質問をしなければならない。

例えば、「あなたの在留資格は？」と聞いても、相談者が理解できないことがある。「あなたのビザは？」と聞いた方がわかりやすい。法律的には、ビザは査証のことであって、在留資格のことではないのであるが、通常、外国人の間では、在留資格のことを「ビザ」と言っている。また、「入国管理局に、いつ、収容されましたか？」と聞いても分からないことがある。「いつ、捕まりましたか？」

と聞けば分かる。技能実習生に「入国前に、保証金（デポジット）は取られましたか？」と聞いても分からないのが普通である。「送出国に、いくら払いましたか？何も問題なく、帰国した場合、そのうちいくら戻ってきますか？」と聞けば、保証金が取られたかどうかと保証金の金額が分かる。

事情を聞き取った上で、正しく問題を理解することも難しい。例えば、非正規滞在の外国人が、なぜ、母国に帰りたくないのか、帰れないのか、その理由をよく理解しなければ、問題を理解したことにはならない。

なお、問題を正しく理解するには、相談者が関係している制度についての理解が不可欠である場合が多い。入管制度、難民認定制度、研修・技能実習制度等について基本的な理解がなければ、これらの問題について正しく聴き取りを行うことは困難であろう。しかし、あらゆる問題に精通することは不可能であるので、弁護士には常に学習と研鑽が求められる。

②法的問題を正しく抽出し、正しく法的に評価する。

これは、事前の準備、普段からの勉強によるところが大きい。また、現場で分からなかったことを、その後に調べることも重要である。まだ、どの弁護士も知らない新しい問題に遭遇することもあるので、重要な問題だと感じたら、仲間の弁護士に相談して、研究する必要がある場合もあるだろう。

③正しく解決方針を示す。

相談者の置かれている状況を理解して解決の方向を示すことが必要である。法的に正しい答えだけを示しても、相談者の問題の解決にはならない。相談者の在留資格、資力、問題に対する考え方などを考慮して、相談者が現実を選択する解決策を示さなければ意味がない。

④解決方針を正しく伝える。

解決方針を相談者の理解できる言葉、概念で伝える必要がある。解雇問題を労働審判で解決するという方針を伝えるなら、労働審判という制度について、相談者に理解できるように説明する必要がある。

ここで求められているのは、弁護士だけの努力ではない。弁護士が正しく問題を理解し、判断し、解決方針を伝えられるようにするためには、相談者の協力も必要である。すなわち、弁護士と相談者の協働が求められているのである。このことを相談者に理解して貰う必要がある。そうでないと、弁護士が、質問を繰り返せば繰り返すほど、相談者は自分の説明が理解されてないと感じ、弁護士への不審を募らせることにもなりかねない。

4 外国人法律相談において通訳に求められるもの

以上を踏まえて、外国人法律相談において通訳に求められるものについて述べる（弁護士の立場から、通訳に期待することと言った方が正確かもしれないが）。

外国人法律相談において通訳に求められることは、相談者の述べたことを通訳して正しく弁護士に伝え、弁護士の述べたこ



関東弁護士会連合会の電話労働相談

とを通訳して正しく相談者に伝えることであろう。しかし、ここで難しいのは「正しく伝える」とはどういうことかである。これまでに述べてきた、外国人法律相談に求められるもの、外国人法律相談において弁護士に求められるものを理解しなければ、「正しく伝える」ことはできないのではないかと。更に言えば、外国人法律相談における通訳の役割は、「正しく伝える」ことに限られないのかもしれない。ここでも、弁護士と通訳と相談者の協働が求められており、「正しく伝える」ことを含めて、通訳になし得ることすべてが求められているといえるかもしれない。

外国人法律相談において通訳に求められることは、次の4点であろう。

- ① 弁護士に、問題を正しく理解させる。
- ② 弁護士が、法的問題を正しく抽出し、正しく法的に評価することを助ける。
- ③ 弁護士が、正しく解決方針を示すことを助ける。
- ④ 弁護士が、解決方針を正しく伝えることを助ける。

これらのうち、①と④が通訳の役割であり、②と③は通訳が関与できる領域ではないとされるのかもしれない。しかし、これらの4点は有機的につながっており、明確に分けられるようなものではない。弁護士は、法的問題を抽出し、法的に評価して、解決の方向を示すために、問題の理解に努めているのであるから、通訳もその全体の過程をサポートする意識で臨んでいただきたいと思う。

通訳が、①から④の全過程を理解した上で、外国人法律相談に臨むことにより、弁護士に何を伝えなければいけないのかが明確になるのではないかと。また、弁護士が、相談者に解決方針を伝える段階でも、何をどのように伝えるべきかが明確になるのではないだろうか。

5 外国人法律相談において弁護士と通訳に求められる協働

(1) 弁護士は通訳をどうみているか？

弁護士にとって、法律相談は困難な仕事である。まして、外国人法律相談になると一層困難であり、緊張して臨むことになる。その結果、相談者のことを考えるだけで精一杯になり、通訳の存在が十分に認識できなくなることがある。

弁護士にとって、通訳は、「外国人の相談者の言語を、日本語に直してくれ、自分の日本語を相談者の言語に直してくれる存在」であり、自動販売機にコインを入れれば、缶コーヒーが出てくるように、機械的に正確な通訳を求めている。しかし、このような見方からは、弁護士と通訳の協働は生まれない。

弁護士もまた、相談者から、自動販売機のように、質問を投げかければ、正確な法律的な回答をしてくれる存在だと思われている。しかし、前述したように、法律相談はそのようなものではないし、このような見方からは、弁護士と相談者の協働は生まれない。

(2) 弁護士と通訳の協働のあり方

一般に、専門家を利用することは難しい。専門家の言語は非専門家には理解できないし、専門家に問題を投げかけても、期待する答えが返ってくることは少ない。弁護士と通訳の関係は、お互いが専門家であり、非専門家であるという難しい関係にある。弁護士は法律の専門家であるが、言語の非専門家であり、通訳は言語の専門家であるが、法律の非専門家である。それぞれが、相手の存在を正しく認識せず、相手を自動販売機のように認識していたら、協働はうまくいかないであろう。

まず、お互いが、外国人法律相談に求められるものと、それぞれに求められるものを相互に理解して相談に取り組む必要があると思われる。

弁護士と通訳、そして相談者も含めた協働体制を作ることが理想である。しかし、相談者は、自分の問題の解決のために相談室を訪れるのであり、その経験は一時的で蓄積されない。しかし、弁護士と通訳は経験を積み重ねていくことができる。

弁護士と通訳の協働の経験を積み重ね、それを理論化していく作業が必要ではないと思われる。私は、それが通訳に求められるものであり、外国人相談を担当する弁護士に求められるものであると考えている。

(3) 弁護士に求められる意識改革

弁護士側の意識改革も必要である。問題を正しく理解するためには、質問の仕方を工夫し、相談者が答えやすい聞き方をしなければならない。日本語で質問する場合には、相談者が答えにくそうにしていたら、速やかに質問に補足を加えたり、質問を変えたりすることができるが、通訳が入る場合は、その修正が難しい。弁護士が、自分の質問が悪いことに気づかず、通訳に問題があると誤解してしまうことも少なくない。こういう場合に、通訳から弁護士に質問を変えるように求めることは難しいだろう。しかし、弁護士がこのような困難を理解し、通訳に協力を求めるなら、通訳からこの問題に関する情報提供することは可能になるだろう。

また、弁護士が、通訳を入れない場合と同じような意識で話をするなら、通訳することは著しく困難になると思われる。主語を明確にし、主語と述語の関係を明確にして、一文が短くなるように話すことが必要であろう。また、法律用語や専門的な概念については、わかりやすく説明を加えながら話す必要がある。これは、通常法律相談でも必要なことであるが、通訳を入れる場合には、特に意識する必要がある。更に、日本人なら知っているが、外国人は知らない可能性のある用語は使わないか、説明しながら話さなければならない。特に、日本のことわざや比喩は外国人にはわかりにくいので、できるだけ使わない方が良い。こうしたことは、弁護士が意識して工夫し、訓練すべきことであるが、うまく伝わらない場合に、通訳から、なぜ、伝わらないのか、どうれば伝わるのかについてアドバイスした方が良いかもしれない。

このような意識改革をするためには、弁護士に対する研修が必要だと思われるが、私の知る限り、通訳を入れた法律相談に対応するための研修は行われていない。外国人法律相談の経験のある通訳の協力も得て、このような研修を実施していく必要があるだろう。

おわりに

本稿を通じて、通訳に求めたいことの一つは、弁護士の仕事を知ってほしいということである。弁護士が外国人法律相談を通じて、何を聴き取り、何を答えようとしているのか、相談後の手続きについて何をしようとしているのかについて基本的な理解を持っていただかないと、外国人相談における弁護士と通訳の協働は実現できないと思う。

もう一つは、弁護士の意識を知ってほしいということである。おそらく、多くの場合、弁護士は通訳の仕事を十分に意識していないか、正しく意識していない。

私自身、通訳の仕事を意識しているようで、意識していなかった。ある外国人法律相談会のコーディネーターを担当したときに、通訳から、「どういう相談が予想されるのか」「どういう分野について準備をしていけば良いのか」という相談を受け、なるほどと思いつつ、自分自身の不明を恥じたことがある。私は、無意識のうちに、「通訳は語学のプロだから、どんな会話がなされても、通訳してくれるだろう」と思っていたようである。少し、考えてみれば分かりそうなことなのに。私自身、「弁護士は、法律のプロだから、どんな相談がされても、回答してくれるだろう」という誤解に対して、何度もそうではないと説明をしてきたし、本稿でも述べた。しかし、他の専門家（この場合は通訳）の仕事については、こんなに無関心で、理解がなかったのである。

外国人法律相談会の終了後、弁護士と通訳で、フィードバックのための会議を行うことがある。今では、私は、その必要性を強く感じており、ぜひ、実施すべきだという立場である。しかし、初めてフィードバックの会議に参加したときには、その必要性が分からず、戸惑っていた。これは私だけの問題ではない。弁護士は、通訳の仕事について意識していないし、理解もしていない。そして、理解しようという姿勢にも欠けているという現実があるのだ。

こういう現実から出発するしかない。私は、外国人法律相談における弁護士と通訳の協働について、弁護士に訴えていくことをここで約束する。そして、通訳の皆さんにも、弁護士との協働について、弁護士の意識喚起をお願いしたいと思う。相談後のフィードバック会議において、弁護士に対して、通訳の仕事について説明し、理解を求め、協働を呼びかけていただければと思っている。

精神医療における コミュニティ通訳の必要性



阿部 裕

精神科医／明治学院大学心理学部 教授

はじめに

医療通訳は、コミュニティ通訳の中でも、司法や教育と並んで、重要な位置を占めている。一般医療の現場で求められる医療通訳は、主に身体疾患にかかわる通訳である。その場合に必要なのは、医学的な知識が中心であるが、精神医療における通訳は、身体医療における通訳とは異なっている。精神医療の通訳者においては、精神疾患の症状、診断名や精神医療制度の知識を持っているのはもちろんであるが、同時に精神科医と患者のこころを繋ぐ理解者として位置づけられねばならず、語学力以外に文化の理解や、患者の擁護が求められる [押味 2009]。

1 日本において精神医療を必要とする人々

精神医療を必要としている人たちは、表1のように、およそ7つのジャンルに分類される。外国人花嫁、難民、在日韓国/中国人は移民として、外国人労働者や第二世代の子どもたちは長期滞在者として、駐在員、留学生、

表1 精神医療を必要とする外国人

①	出稼ぎ労働者	ラテンアメリカ、東南アジア
②	外国人就労者	多国籍企業/外国人教師
③	国際結婚	外国人花嫁
④	難民	国際紛争
⑤	留学生	「留学生30万人計画」
⑥	子ども（家族）	第二世代の子どもたち
⑦	その他	在日韓国/中国人、旅行者など

旅行者は主に短期滞在者として位置づけられる。

精神医療は、一般的な外来、入院医療と救急医療に分けられ、特に精神科救急医療では自傷他害の恐れのある措置入院における医療通訳が求められる。外来精神医療や入院精神医療であれば、数回あるいは長期にわたっての通訳が必要であるが、精神科救急医療であれば一回きりのことが多い。しかし措置入院では、患者が混乱していることが多いため、通訳は極度に骨の折れる仕事である。

精神科の外来通院は別として、入院治療となると精神保健福祉法に従った入院形態、すなわち、任意入院、医療保護入院、措置入院のどれかになることが多いため、日本の精神医療制度を習得しておく必要がある。とりわけ、強制入院である措置入院となる可能性が高い、緊急措置鑑定では、精神的に混乱した患者と精神科医の間に立って通訳をしなければならず、身の危険さえ感ずることがあるので、それなりの覚悟が必要である。

また、外国人の緊急措置入院、措置入院、医療保護入院では、それぞれ病名を告知し、入院の必要性、自分の意思だけでは入退院できないこと、場合によっては、自由を奪われ、保護室に隔離されたり、身体的拘束を受ける可能性があることを伝えるのも医療通訳者の役割である。

入院治療や自由を拘束されることについての告知文は、公的な英文としては文章化されていないが、一応翻訳された英文は用意されている。しかし、中国語、スペイン語といった言語は、ごく限られた一部の医療福祉機関が保持しているに過ぎない。最も強制力の強い措置入院の患者の入退院は、患者の意思に関わらず、精神保健指定医2名の判断によって決定されてしまうため、通訳は公的に保障されていないはずだが、残念ながら日本ではまだ国の制度として確立されていない。

さらに、池田小学校児童殺傷事件をきっかけにして、2005年に施行された医療観察法でもって入院処遇がなされる場合もあり、この場合も外国人では医療通訳が必要となる。この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為（殺人、重大な傷害、強盗、強姦、放火）を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適正な医療を受け、再発を防止することに目的がおかれている。

以上のように、精神医療の通訳といえども、ごく一般的な精神科のクリニックや病院における通訳から、ハードな措置入院や医療観察法による入院までかなり幅が広い。どの範囲の精神医療の通訳をするにしても、日本の精神医療制度を理解していなければ、通訳は困難である。最低限、1987年に施行された精神保健福祉法の基本事項は頭に入れておくべきであろう。ここでは、高度な知識や技術

を要する措置入院等は横に置き、ごく一般的な精神科外来における医療通訳について論じたい。

2 コミュニティ通訳における医療通訳

リーマンショックに続いて東日本大震災が起こったことにより、在日外国人の数が減少したとはいえ、暮らしの中の外国人のニーズに対応する通訳は複雑な世の中になればなるほど必要となり、来日する外国人国籍の数の増加による言語の多様化も相まって、より多くの通訳が必要となっていることも確かである。こうした状況の中で、地域に生活する外国人の医療通訳に対する需要は増加している。

コミュニティ通訳は、地域密着型の通訳であり、その地域に住む外国人のための通訳である。精神医療における通訳は、医療通訳といえども単に医学的専門知識を持つということだけでなく、通訳を必要としている人の生活や社会的背景を知っている必要がある。そういう意味において、コミュニティ通訳は、一般的、身体的な医療通訳と比較して、より精神医療における医療通訳に適しているといえる。

司法通訳は中立でなければならない[長尾 2007]言われているが、医療通訳は医師と患者のつなぎ役として両者から信頼関係を得ること、患者の社会文化的背景を理解し、説明しなければならないこと、および患者の擁護という立場からより患者側にシフトしていると言えよう。

特に精神医療における通訳は、患者のこころの問題を通訳するのであるから、単に精神科医が喋った言葉や患者が訴えた言葉を通訳するのではなく、精神科医が伝えたい意図と内容や患者が伝えたいこころの訴えが、相互に正確に伝わる通訳でなければならない。精神科医の側からみると、通訳者は、単に中立性が要請されるのではなく、精神科医の伝えたい内容を、患者の社会文化的な文脈に照らし合わせて、マイノリティである患者のこころに寄り添いながら伝えることを求めている。

逆に患者の訴えや悩みを精神科医に通訳するときには、患者の思いをよりの確な言葉で精神科医に翻訳し、伝えることになる。その場合、患者が混乱していて何を訴えたいのか意味不明なこともあるかもしれないし、幻覚妄想状態の中で精神科医を非難している場合もあるかもしれない。あるいは患者の不遇な状況に感情移入し過ぎて、通訳者が自分の感情をコントロールできなくなっているかもしれない。それゆえ、コミュニティ通訳者が医療通訳を行う場合には、そうした事態に対処できるよう、精神医療の中において精神科の医療通訳の学習と経験を積

んでおくことが必要とされる。

3 精神医療における通訳

精神医療における通訳は、行動や振る舞いという非言語的コミュニケーションと、認知機能やコミュニケーション能力という言語的コミュニケーションの二つを観察、理解した上で行わなければならない。Turner G¹によると、精神科の通訳では、「構文」「語順」「語彙の整合性」「言葉の脱落」「文化や宗教との整合性」「母語での言語能力」という6つを重要視する必要があるという。

たとえば統合失調症の幻覚妄想状態の患者をイメージしてみよう。統合失調症患者の最も重要な障害は思考障害である。精神科医が患者の訴えを聴いても、思考に論理の飛躍があるため、話の脈絡がうまくつかめず、理解不能であったり、自分自身で新しい言葉を作るという言語新作があったりする。そのような時には、構文や語順の崩れはもちろん



こころの相談にのる筆者

んのこと、語彙の整合性の不具合や言葉の脱落や新作がみられる。文化と宗教との問題は複雑な絡みがあり、日本人にとっては妄想と映ることが、患者の母国であれば当然な考え方であったりする。

ただ、最近では、統合失調症の患者よりも、躁うつ病、神経症、人格障害や発達障害を患った患者の受診の方が多い。彼らのもつ症状が重要であることは間違いないが、それに加えて、家族、友人、職場、学校における多文化問題や対人葛藤という、より内面的な苦悩に焦点を当てた通訳をしなければならないことが多くなっている。

母語の言語能力の程度を測ることは非常に困難である。患者の母語能力は、精神疾患を患えば当然低下するので、通訳時の患者の言語能力が、精神疾患によって制限されているのか、それとも生来言語能力が低いのか、判別は不能のことが多い。

実際の精神医療の通訳においては、事前の打ち合わせ、診察室での通訳、事後の対応の3つに分けられる。

(1) 事前の患者との打ち合わせ

診察室に入る前に、通訳者は患者と事前の打ち合わせが必要である。もちろん緊急措置入院のような場合はこの事前打ち合わせは不可能である。診察室で患者も通訳者もできるだけ診察がスムーズに進むよう、まず、患者の医療受診に至った背景を聞き取っておく必要がある。どのようなことを聞き取るかは、精神科のクリニックや病院の間診票を参考にするといい。たとえば、どういう家庭や社会で育ち、いつ来日し、来日後の生活はどのようなものかという患者の生活史、どのようなことがきっかけで、いつ頃から精神的問題を抱え、現在どんな葛藤や症状があるのかという現病歴、母国での精神疾患の既往歴、家族歴、身体疾患の既往歴、性格、嗜好品等、あらかじめ聞いておくといい。

そして、特に精神科医に伝えたい部分はどこなのか、また触れてほしくない部分があるのかどうか、医療機関に希望することは何なのか等、要は言葉を通訳することではなく、患者のこころを適切な表現で持って通訳することが必要とされる。

そうした葛藤や症状の訴えとは別に、患者の文化社会的背景を考慮するための聞き取りも必要である。精神科医が患者の文化社会的背景に対する知識を持っていることは、一般的には期待できない。だとすると、患者が属していた文化におけるタブーや政治的背景も、葛藤や症状と同時に翻訳しながら説明しなければならない。特に紛争地から逃れてきた難民については、こうした配慮が必要である。以上のことから、文化社会的背景について事前聞き取りと打ち合わせをしておき、精神科医との文化摩擦を最小限にとどめるべき準備が必要であることが明らかである。

また、医療通訳者が診察室でいかなる役割を担うのかは、患者と通訳者の間で十分了解しておくべきことである。患者が精神科を受診することに対して抵抗感を持っていたり、精神科医そのものに不信感を抱いている場合もある。重要なことは、通訳者がいかなるときにも患者の味方である、という患者との信頼感を事前に築くと同時に、患者から聞いたことの秘密は診察室以外では絶対に漏らさないという約束をしておくべきであろう。

(2) 診察室での通訳

診察室に入室して、患者と通訳者がどの位置に座るかは重要なことである。一般的には、患者が精神科医の斜め右か左に座り、通訳者は患者の左右どちらかの隣に座る。そして、「どんなことでお困りですか？」という精神科医の言葉で診察は開始される。外国人患者の診察の場合は、初めから言語的な制約があることは分かっているので、特に非言語的なコミュニケーションと問診票を大切にします。

精神科医としては、できるだけ信頼関係を獲得し、意思の疎通性が取れるよう面接を進め、患者の精神症状を把握すべく努力をする。患者は自分自身の葛藤や秘密について話すわけであるから、患者と精神科医、通訳との間に信頼関係がある程度構築されていなければ、重要なことは話さない可能性が高い。

精神科医の質問に対して、せきを切ったように話し出す患者もいれば、一言も喋らず沈黙を保っている患者もいる。喋りすぎる患者に対しては、途中で制止し、それを通訳しなければならない。内容に取り止めがなければ、取り止めのない内容であることを精神科医に告げ、その内容を要約して喋ることになる。患者の話しが長く、かつ質問に直接答えない場合、質問に答えていないことを告げたいので、その内容を要約して伝えることになろう。

精神科医にしても患者にしても、患者が喋った会話に対して、通訳者の会話量が少なすぎる場合には、患者の話した内容が本当に通じているのかどうか不安になる。短くしすぎて大事な情報を省いてしまう危険性があることも認識しておくべきである。逆も同様であって、精神科医が説明した重要な内容、たとえば、病名告知、症状の説明、治療の必要性、薬物の効用と副作用、通院継続の必要性、予後等の通訳が短すぎる場合には、正確に伝わっていないのではないかと疑問を抱く。

精神科医は症状や診断の把握のために、多くのことを質問する。患者に多くのことを聞きすぎることは、患者のもつ病的な、患者にとって不快や恐怖の側面を聞き出すことでもある。時に患者は動揺し、涙を流したり、大声を出したりするかもしれない。そうした患者の不安状態を見て、通訳者は知らないうちに感情移入し、取り乱してしまう可能性もある。通訳者は患者の味方ではあるが、感情的には患者と適正な距離を保つことが常に求められる。

これ以上患者に質問をすると、患者が感情のコントロールを失ってしまいそうな時や、通訳者自身が辛くなり、自分の感情のコントロールを維持できそうにならない時は、その旨を精神科医に伝えることも重要なことである。

(3) 初回診察終了後の対応

外国人の患者で最も重要なことは治療を継続することである。そのためにも、同じ通訳者が継続的に通訳することが望ましい。同一通訳者が継続的に通訳すると関係が親しくなりすぎ好ましくないという考え方もあるが、精神医療の通訳は、通訳内容が患者、通訳者、精神科医の信頼関係のもとにやり取りされることが前提となっているため、同一通訳者が継続的に通訳支援を行うべきである。

また、初回のみ診察で、病名告知、症状、治療から予後までを患者に話すことは不可能である。一回の診察は限られた時間、およそ30分～1時間の中で行われるため、とりあえずは症状、病名、使用薬物を決められればよい。特に通訳を介して行う診療は、単純に考えて2倍の時間を要するので、日本人に対する診療であると、半分の15分～30分と同等の診療時間になる。

同一通訳者であれば、二回目からは、ある程度患者の状態も分かっている、かなり信頼関係もできていられると考えられるため、初回で聞くことのできなかつた内容に入っていくことができ、より進んだ診療が可能になると考えられる。また患者のコミュニケーションの仕方や対人関係のもち方、精神科医の患者に対する関わり方も分かっており、通訳者としてもより安心して三者関係に入っていけると考えられる。

たとえば多文化外来を持つ精神科クリニックの場合は、一言語の医療通訳は週1度とはいえ、同じ通訳者が常駐しており、継続的な通訳支援をすることが可能である [阿部 2009]。また初診患者であっても、診察前に通訳者に予備診療として生活史や病歴を取ってもらっているため、通訳をする時はすでに、葛藤や症状、患者の社会文化的背景に対する知識を持っており、患者、通訳者、精神科医の三者が安心して診療ができる枠組みとなっている。守秘義務の問題は、クリニックのスタッフということで担保されており、また通訳者は、日本あるいは母国で、医師、臨床心理士等の資格を持っており、もともと医療の専門家の知識を兼ね備えている。

継続的な通訳によって、患者と通訳者がより親密な関係になってしまう危険性に触れておかねばならないだろう。患者の葛藤や苦悩をより深く知るに従って、感情移入は増していき、両者の関係は親密になっていく。通訳者には、同じ仲間なのだから何とか助けてあげたいという気持ちがわき起こってくる。時には助けられるのは自分だけであると感じ、自分だけで抱え込んでしまう危険性もある。そして、場合によっては医療機関外で接触するという危険性もはらんでいる。

こうした親密な関係になっていくことをいかに防ぎうるかである。なぜこうし

た関係が進行するかという、一つは、外国で精神的な病を患って大丈夫なのだろうかという通訳者の不安、もう一つはそうした患者を助けてあげたいという通訳者の気持ちであろう。精神科医は援助者である通訳者の精神状態についても敏感でなければならない。通訳者は、患者の病理が深ければ深いほど、患者同様に深い傷を負っている。一般的に言われる被災者救援者の二次被災者と同じである。

そうした通訳者が、患者に必要以上に寄り添わないために、精神科医は医療においては素人である通訳者のこころのケアもしなければならない。通訳者に対するこころのケアがなされれば、通訳者は患者と適切な距離を置き、継続的に通訳支援をしていくことが可能になると思われる。

4 精神医療の通訳者に期待されるもの

医療通訳には、高度な専門用語の通訳と医療支援サポートの通訳の2種類があると言われている。精神医療における通訳は、この2つを分けることができず、両者を兼ね備える必要があるのが特徴といえる。だが、中心となるのは、症状、病名、治療、精神医療制度に関する専門的知識を持ち、それらを駆使しながら、精神科医の診察に関与し、通訳することであり、同時に診察室内に限定した精神面での医療的視点に立ったサポートを行うことが要求される。

もし、後者である医療支援サポートの通訳となると、医療費や診察室外でのサポートも行わざるを得なくなる。そうなると、守秘義務の問題や親密な関係になるという危険性を回避できない恐れが出てくる。それゆえ、精神科医療通訳をする時には、実践的な医療支援サポートは避けるべきであろう。

医療通訳に要求される中立性、個人の尊重、守秘義務、正確な訳語、明確な境界役割、適正能力、文化感受性はできるだけ担保されるべきであろう。しかし精神医療における通訳においてより重要なことは、個人の尊重や正確な訳語はもちろんであるが、前述したように、守秘義務、明確な境界役割、文化感受性であろう。

精神医療の通訳者に求められる専門性とは、精神疾患の病名とその疾患の概念、精神症状、診断方法、治療法、薬物の効用と副作用、治療経過、予後と日本における精神医療制度の知識を習得し、診察室で患者と精神科医をつなぐ通訳者として、自分の感情をできるだけ排除し、習得した知識を用いて両者の橋渡しができることであろう。

そのためには、両者の表情に気を配り、患者の苦悩や文化社会的背景を理解し、それぞれの感情と会話を正確な訳語で適切に伝え、患者と精神科医が通訳内容に

対して同じ解釈をしているかを見抜いて、両者の繋がりに揺るぎなく位置することが求められる。

だがしかし、通訳者も普通の人間である。動揺することもあれば、感情的に行き詰ることもあるであろう。時には患者の内面的な苦しみを、自分に置き換えて通訳してしまうこともあるであろう。そういう経験は、一人前の精神医療の通訳者に育っていく経過の中で通らねばならない道と考えられる。

おわりに

残念ながら、現在の日本においては、医療通訳はその基準もできていないし、ボランティアベースである。アメリカやオーストラリアでは国家資格化されていて、報酬もきちんと位置づけられていると聞く。日本でも法廷通訳は法的に整備されつつある。それに比較し医療通訳の整備は、ほんの一部の県や市町村レベルに留まっている。精神医療の通訳者となるとほぼ皆無である。私情をさしはさむことが許されない法廷通訳が最も左端に位置するとすれば、精神医療の通訳は最も右端に位置すると言っても過言ではない。最もエビデンスの少ない目に見えないところを扱う通訳の養成を、千葉外国人こころの支援ネットワークでは、全国に先駆け、細々とではあるが10年前から行っている。こうした精神科医療通訳者の養成が全国規模で行われるようになり、彼らが早くいろいろな人たちに認知されるようになることを願ってやまない。

[注]

¹ Turner G. (2008). Onsite Mental Health Interpreting: A Workshop for Professional Interpreters from MMHA's NT forum. <http://www.mmha.org.au> (最終アクセス2013年1月30日)

[文献]

阿部裕, 2009, 「グローバリゼーションと在日外国人のこころの問題」『日本社会精神医学会雑誌』, 18(2), 259-265
押味貴之, 2009, 「精神医療における医療通訳」『こころと文化』, 8(2), 108-113
長尾ひろみ, 2007, 「医療通訳の職業倫理規定」『医療通訳入門』, 東京:松柏社: 29-46

シリーズ 多言語・多文化協働実践研究16
【コミュニティ通訳研究会】11-12年度報告

「相談通訳」における コミュニティ通訳の役割と専門性

2013年3月20日 発行

編集・発行 東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター
183-8534 東京都府中市朝日町3-11-1研究講義棟319号室
TEL:042-330-5441 FAX:042-330-5448
tc@tufs.ac.jp
<http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/>



()は発行年月

※本学ホームページ『学術成果コレクション』からダウンロードできます。

- ❶ **時はいま、「協働実践研究」はじめての一步** (2008年3月)
—非取奪型研究と社会参加—
- ❷ **共生社会に向けた協働のモデルを目指して** (2008年3月)
—長野県上田市 在住外国人支援から見えてきた課題と展望—
- ❸ **越境する市民活動～外国人相談の現場から～** (2008年4月)
行政区を超えた連携—東京都町田市・神奈川県相模原市—
- ❹ **外国につながる子どもたちをどう支えるのか** (2008年5月)
当事者も参加した拠点・ネットワークの構築—川崎市での実践—
- ❺ **地域日本語教育から考える共生のまちづくり** (2008年6月)
—言語を媒介とともに学ぶプログラムとは—
- ❻ **コーディネーターって、なんだ!?** (2008年7月)
多文化社会での役割・専門性・育成プログラム
- ❼ **共生社会に向けた協働のモデルづくり** (2009年12月)
—長野県上田市、企業・日系ブラジル人家族の調査から見えてきた第二世代育成の視点—
- ❽ **越境する市民活動と自治体の多文化共生政策** (2009年12月)
—外国につながる子どもの支援活動から—
- ❾ **外国につながる子どもたちの教育を地域から育む試み** (2009年12月)
—地域、学校、行政、当事者の協働実践モデルの構築を目指して—
- ❿ **共生のまちづくりに向けた地域日本語教育プログラム** (2009年12月)
—長野県上田市と東京都足立区の実践から—
- ⓫ **これがコーディネーターだ!** (2009年12月)
—多文化社会におけるコーディネーターの専門性と形成の視点—
- ⓬ **地域における越境的な「つながり」の創出に向けて** (2011年3月)
—横浜市鶴見区にみる多文化共生の現状と課題—
- ⓭ **共生社会に向けた協働の地域づくり** (2011年3月)
—「協働型居場所づくり尺度」の開発 ～長野県上田市における実践と研究
- ⓮ **多文化社会コーディネーターの専門性をどう形成するか** (2011年3月)
- ⓯ **地域日本語教育をめぐる多文化社会コーディネーターの役割と専門性** (2012年12月)
—多様な立場のコーディネーター実践から
- ⓰ **「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の役割と専門性** (2013年3月)

別冊 **多文化社会に求められる人材とは?** (2009年3月)

❶ 「多文化社会コーディネーター養成プログラム」～その専門性と力量形成の取り組み～

別冊 **外国人相談事業** (2009年7月)

❷ —実践のノウハウとその担い手— ～連携・協働・ネットワークづくり～

別冊 **多文化社会コーディネーター** (2010年3月)

❸ 専門性と社会的役割—「多文化社会コーディネーター養成プログラム」の取り組みから—

ISBN 978-4-925243-93-3

「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の役割と専門性

【コミュニティ通訳研究会】11-12年度報告

